

| 規則番号 | 規 則 名 | 所 管 名 | 公 布 年 月 日 |
|--------|---|----------------|-----------|
| 規則第1号 | さいたま市立病院管理規則の一部を改正する規則 | 病 院 総 務 課 | 令和5年1月25日 |
| 規則第2号 | さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する規則及びさいたま市浄化槽保守点検業者登録条例施行規則の一部を改正する規則 | 環 境 対 策 課 | 令和5年1月31日 |
| 規則第3号 | さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 | 障 害 政 策 課 | 令和5年3月8日 |
| 規則第4号 | さいたま市文化会館条例施行規則の一部を改正する規則 | 文 化 振 興 課 | 令和5年3月8日 |
| 規則第5号 | さいたま市助産の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則 | 子 ども 家 庭 支 援 課 | 令和5年3月10日 |
| 規則第6号 | さいたま市市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則 | 住 宅 政 策 課 | 令和5年3月13日 |
| 規則第7号 | さいたま市保健所組織規則の一部を改正する規則 | 保 健 総 務 課 | 令和5年3月22日 |
| 規則第8号 | さいたま市保健所長事務委任規則の一部を改正する規則 | 保 健 総 務 課 | 令和5年3月22日 |
| 規則第9号 | さいたま市保健福祉局指定管理者審査選定委員会規則の一部を改正する規則 | 健 康 増 進 課 | 令和5年3月22日 |
| 規則第10号 | さいたま市福祉局指定管理者審査選定委員会規則 | 福 祉 総 務 課 | 令和5年3月22日 |
| 規則第11号 | さいたま市社会福祉法人に対する助成の手続を定める条例施行規則の一部を改正する規則 | 福 祉 総 務 課 | 令和5年3月22日 |
| 規則第12号 | さいたま市だれもが住みよい福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則 | 福 祉 総 務 課 | 令和5年3月22日 |
| 規則第13号 | さいたま市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 | 福 祉 総 務 課 | 令和5年3月22日 |
| 規則第14号 | さいたま市療育手帳判定審査委員会規則の一部を改正する規則 | 障 害 支 援 課 | 令和5年3月22日 |
| 規則第15号 | さいたま市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則 | 障 害 支 援 課 | 令和5年3月22日 |
| 規則第16号 | さいたま市地域密着型サービス運営委員会規則の一部を改正する規則 | 介 護 保 険 課 | 令和5年3月22日 |
| 規則第17号 | さいたま市健康科学研究センター倫理委員会規則の一部を改正する規則 | 保 健 科 学 課 | 令和5年3月22日 |
| 規則第18号 | さいたま市健康診査等に係る事故・紛争等対応委員会規則の一部を改正する規則 | 健 康 増 進 課 | 令和5年3月22日 |
| 規則第19号 | さいたま市指定難病審査会規則の一部を改正する規則 | 疾 病 予 防 対 策 課 | 令和5年3月22日 |

| 規則番号 | 規 則 名 | 所 管 名 | 公 布 年 月 日 |
|--------|--|-----------------|-----------|
| 規則第20号 | さいたま市予防接種健康被害調査委員会規則の一部を改正する規則 | 地 域 医 療 課 | 令和5年3月22日 |
| 規則第21号 | さいたま市がん対策推進協議会規則の一部を改正する規則 | 健 康 増 進 課 | 令和5年3月22日 |
| 規則第22号 | さいたま市下水道排水設備指定工事店条例施行規則の一部を改正する規則 | 下 水 道 維 持 管 理 課 | 令和5年3月22日 |
| 規則第23号 | さいたま市職員の職名に関する規則の一部を改正する規則 | 人 事 課 | 令和5年3月29日 |
| 規則第24号 | さいたま市職員の任免等の手続に関する規則の一部を改正する規則 | 人 事 課 | 令和5年3月29日 |
| 規則第25号 | さいたま市職員の再任用に関する条例施行規則を廃止する規則 | 人 事 課 | 令和5年3月29日 |
| 規則第26号 | さいたま市職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 | 人 事 課 | 令和5年3月29日 |
| 規則第27号 | さいたま市職員の修学部分休業に関する条例施行規則の一部を改正する規則 | 人 事 課 | 令和5年3月29日 |
| 規則第28号 | さいたま市職員の給料の調整額に関する規則 | 職 員 課 | 令和5年3月29日 |
| 規則第29号 | さいたま市予算規則の一部を改正する規則 | 財 政 課 | 令和5年3月29日 |
| 規則第30号 | さいたま市債権管理条例施行規則の一部を改正する規則 | 収 納 対 策 課 | 令和5年3月29日 |
| 規則第31号 | さいたま市年輪荘条例施行規則の一部を改正する規則 | 高 齢 福 祉 課 | 令和5年3月29日 |
| 規則第32号 | さいたま市立病院管理規則等の一部を改正する規則 | 病 院 総 務 課 | 令和5年3月29日 |
| 規則第33号 | さいたま市大宮武道館条例施行規則の一部を改正する規則 | ス ポ ー ツ 振 興 課 | 令和5年3月29日 |
| 規則第34号 | さいたま市建築基準法施行細則の一部を改正する規則 | 建 築 行 政 課 | 令和5年3月29日 |
| 規則第35号 | さいたま市マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行細則 | 住 宅 政 策 課 | 令和5年3月29日 |
| 規則第36号 | 地方公営企業法第39条第2項に規定する市長が定める職に関する規則の一部を改正する規則 | 水 道 総 務 課 | 令和5年3月29日 |
| 規則第37号 | さいたま市消防団の組織及び消防団員の階級等に関する規則の一部を改正する規則 | 消 防 団 活 躍 推 進 室 | 令和5年3月29日 |
| 規則第38号 | さいたま市事務分掌規則の一部を改正する規則 | 総 務 課 | 令和5年3月31日 |
| 規則第39号 | さいたま市事業所事務分掌規則の一部を改正する規則 | 総 務 課 | 令和5年3月31日 |

| 規則番号 | 規 則 名 | 所 管 名 | 公 布 年 月 日 |
|--------|---|---------------|-----------|
| 規則第40号 | さいたま市区役所等事務分掌規則の一部を改正する規則 | 区 制 推 進 部 | 令和5年3月31日 |
| 規則第41号 | さいたま市内部統制の推進に関する規則の一部を改正する規則 | 法務・コンプライアンス課 | 令和5年3月31日 |
| 規則第42号 | さいたま市文書管理規則の一部を改正する規則 | 総 務 課 | 令和5年3月31日 |
| 規則第43号 | さいたま市公印規則の一部を改正する規則 | 総 務 課 | 令和5年3月31日 |
| 規則第44号 | さいたま市個人情報の保護に関する法律施行細則 | 行 政 透 明 推 進 課 | 令和5年3月31日 |
| 規則第45号 | さいたま市市長の管理する公共施設に係るさいたま市公共施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正する規則 | デジタル改革推進部 | 令和5年3月31日 |
| 規則第46号 | さいたま市職員表彰規則の一部を改正する規則 | 職 員 課 | 令和5年3月31日 |
| 規則第47号 | さいたま市職員互助会条例施行規則の一部を改正する規則 | 職 員 課 | 令和5年3月31日 |
| 規則第48号 | さいたま市技能職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 | 職 員 課 | 令和5年3月31日 |
| 規則第49号 | さいたま市技能職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 | 職 員 課 | 令和5年3月31日 |
| 規則第50号 | さいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則 | 職 員 課 | 令和5年3月31日 |
| 規則第51号 | さいたま市会計規則の一部を改正する規則 | 出 納 課 | 令和5年3月31日 |
| 規則第52号 | さいたま市物品会計規則の一部を改正する規則 | 出 納 課 | 令和5年3月31日 |
| 規則第53号 | さいたま市公金取扱金融機関に関する規則の一部を改正する規則 | 出 納 課 | 令和5年3月31日 |
| 規則第54号 | さいたま市市税条例施行規則の一部を改正する規則 | 税 制 課 | 令和5年3月31日 |
| 規則第55号 | さいたま市財産規則の一部を改正する規則 | 資 産 経 営 課 | 令和5年3月31日 |
| 規則第56号 | さいたま市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則 | 国 民 健 康 保 険 課 | 令和5年3月31日 |
| 規則第57号 | さいたま市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則 | 国 民 健 康 保 険 課 | 令和5年3月31日 |
| 規則第58号 | さいたま市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則 | 介 護 保 険 課 | 令和5年3月31日 |
| 規則第59号 | さいたま市医療保護入院等のための移送に関する審査会規則の一部を改正する規則 | 精 神 保 健 課 | 令和5年3月31日 |

| 規則番号 | 規 則 名 | 所 管 名 | 公 布 年 月 日 |
|--------|---|-------------------|-----------|
| 規則第60号 | さいたま市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則 | 健 康 増 進 課 | 令和5年3月31日 |
| 規則第61号 | さいたま市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 | 生 活 衛 生 課 | 令和5年3月31日 |
| 規則第62号 | さいたま市動物の愛護及び管理に関する法律施行細則の一部を改正する規則 | 生 活 衛 生 課 | 令和5年3月31日 |
| 規則第63号 | さいたま市大宮区役所駐車場条例施行規則の一部を改正する規則 | 区 政 推 進 部 | 令和5年3月31日 |
| 規則第64号 | さいたま市消防局の組織に関する規則の一部を改正する規則 | 消 防 企 画 課 | 令和5年3月31日 |
| 規則第65号 | さいたま市消防職員の階級等に関する規則の一部を改正する規則 | 消 防 職 員 課 | 令和5年3月31日 |
| 規則第66号 | さいたま市火薬類取締法施行細則の一部を改正する規則 | 査 察 指 導 課 | 令和5年3月31日 |
| 規則第67号 | さいたま市高圧ガス保安法施行細則の一部を改正する規則 | 査 察 指 導 課 | 令和5年3月31日 |
| 規則第68号 | さいたま市液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則 | 査 察 指 導 課 | 令和5年3月31日 |
| 規則第69号 | さいたま市生活困窮者自立支援法施行細則の一部を改正する規則 | 生 活 福 祉 課 | 令和5年4月27日 |
| 規則第70号 | さいたま市立病院管理規則の一部を改正する規則 | 医 事 課 | 令和5年5月8日 |
| 規則第71号 | さいたま市土砂のたい積等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則 | 産 業 廃 棄 物 指 導 課 | 令和5年5月17日 |
| 規則第72号 | さいたま市会計管理者補助組織設置規則の一部を改正する規則 | 出 納 課 | 令和5年6月8日 |
| 規則第73号 | さいたま市公印規則の一部を改正する規則 | 総 務 課 | 令和5年6月16日 |
| 規則第74号 | さいたま市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則 | 建 築 総 務 課 | 令和5年6月27日 |
| 規則第75号 | さいたま市市税条例施行規則の一部を改正する規則 | 税 制 課 | 令和5年6月28日 |
| 規則第76号 | さいたま市放課後児童クラブ条例施行規則の一部を改正する規則 | 幼 児 ・ 放 課 後 児 童 課 | 令和5年6月28日 |

さいたま市規則第1号

さいたま市立病院管理規則の一部を改正する規則

さいたま市立病院管理規則（平成13年さいたま市規則第145号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">(組織)</p> <p>第2条 病院の業務を処理するため、次に掲げる部、課、室、係、科及びセンターを置く。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 診療部</p> <p style="padding-left: 2em;">内科 消化器内科 呼吸器内科 脳神経内科 循環器内科 膠原病内科 小児科 一般・血管外科 消化器外科 呼吸器外科 整形外科 脳神経外科 心臓血管外科 小児外科 皮膚科 形成外科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻咽喉科 歯科口腔外科 放射線診断科 放射線治療科 麻酔科 集中治療科 救急科 精神科 緩和ケア科 感染症科 周産期母子医療センター 救命救急センター 腫瘍センター <u>スポーツ医学総合センター</u> 薬剤科 中央放射線科 リハビリテーション科 中央検査科 臨床工学科 栄養科</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p style="text-align: center;">(分掌事務)</p> <p>第3条 病院の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p style="padding-left: 2em;">腫瘍センター [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>スポーツ医学総合センター</u></p> <p>(1) <u>スポーツ医学総合センターの運営に関すること。</u></p> <p>(2) <u>各科を横断するスポーツに関する傷病の治療及び運動療法の調整及び提供に関すること。</u></p> <p>[略]</p> | <p style="text-align: center;">(組織)</p> <p>第2条 病院の業務を処理するため、次に掲げる部、課、室、係、科及びセンターを置く。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 診療部</p> <p style="padding-left: 2em;">内科 消化器内科 呼吸器内科 脳神経内科 循環器内科 膠原病内科 小児科 一般・血管外科 消化器外科 呼吸器外科 整形外科 脳神経外科 心臓血管外科 小児外科 皮膚科 形成外科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻咽喉科 歯科口腔外科 放射線診断科 放射線治療科 麻酔科 集中治療科 救急科 精神科 緩和ケア科 感染症科 周産期母子医療センター 救命救急センター 腫瘍センター 薬剤科 中央放射線科 <u>リハビリテーション科</u> 中央検査科 臨床工学科 栄養科</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p style="text-align: center;">(分掌事務)</p> <p>第3条 病院の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p style="padding-left: 2em;">腫瘍センター [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>[略]</p> |

| | |
|--|---|
| <p>(職員)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2～12 [略]</p> <p>13 診療部のセンターに科長、<u>主幹、主査</u>又は医長を置くことができる。</p> <p>14～20 [略]</p> <p>21 第8項から前項までに定めるもののほか、必要に応じて、課、室、科、<u>センター又は看護部</u>に主任、課、室、科又は<u>センター</u>に主事、課に技師を置く。</p> <p>22・23 [略]</p> | <p>(職員)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2～12 [略]</p> <p>13 診療部のセンターに科長又は医長を置くことができる。</p> <p>14～20 [略]</p> <p>21 第8項から前項までに定めるもののほか、必要に応じて、課、室、科、<u>看護部又は患者支援センター</u>に主任、課、室、科又は<u>患者支援センター</u>に主事、課に技師を置く。</p> <p>22・23 [略]</p> |
|--|---|

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

さいたま市規則第2号

さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する規則及びさいたま市浄化槽保守点検業者登録条例施行規則の一部を改正する規則

(さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する規則の一部改正)

第1条 さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する規則（平成13年さいたま市規則第142号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| (浄化槽清掃業の許可の申請) 第25条 条例第38条第1項に規定する浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、次に掲げる書類を添えて、浄化槽清掃業許可申請書（様式第29号）により市長に申請しなければならない。 (1)～(5) [略] <u>(6)</u> [略] <u>(7)</u> [略] <u>(8)</u> [略] <u>(9)</u> [略] | (浄化槽清掃業の許可の申請) 第25条 条例第38条第1項に規定する浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、次に掲げる書類を添えて、浄化槽清掃業許可申請書（様式第29号）により市長に申請しなければならない。 (1)～(5) [略] <u>(6)</u> 申請者又は代表者の印鑑を証明する書類 <u>(7)</u> [略] <u>(8)</u> [略] <u>(9)</u> [略] <u>(10)</u> [略] |

様式第29号及び様式第31号から様式第33号までの規定中「㊟」を削る。

(さいたま市浄化槽保守点検業者登録条例施行規則の一部改正)

第2条 さいたま市浄化槽保守点検業者登録条例施行規則（平成14年さいたま市規則第47号）の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第2号（その3）まで、様式第6号及び様式第8号から第11号までの規定中「㊟」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定により作成されている様式については、当分の間、使用することができる。

さいたま市規則第3号

さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例施行規則（平成23年さいたま市規則第35号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| (委員会の庶務) 第21条 委員会の庶務は、 <u>福祉局</u> において処理する。 | (委員会の庶務) 第21条 委員会の庶務は、 <u>保健福祉局</u> において処理する。 |
| (自立支援協議会の庶務) 第28条 自立支援協議会の庶務は、 <u>福祉局</u> において処理する。 | (自立支援協議会の庶務) 第28条 自立支援協議会の庶務は、 <u>保健福祉局</u> において処理する。 |

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

さいたま市規則第4号

さいたま市文化会館条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市文化会館条例施行規則（平成13年さいたま市規則第171号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | | | | | 改正前 | | | | |
|---|-----|------|------|-----|---|-----|--------|--------|--------------------------|
| 別表（第6条関係） 1 文化センター (1) 大ホール及び小ホールの附属設備の利用料金 | | | | | 別表（第6条関係） 1 文化センター (1) 大ホール及び小ホールの附属設備の利用料金 | | | | |
| 名称 | 単位 | 利用料金 | | 備考 | 名称 | 単位 | 利用料金 | | 備考 |
| | | 大ホール | 小ホール | | | | 大ホール | 小ホール | |
| [略] | | | | | [略] | | | | |
| 音響設備 | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] |
| | [略] | [略] | [略] | [略] | エレベーターマイク装置 | 1式 | 540円 | 540円 | マイク別 |
| | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] |
| [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | レコードプレーヤー | 1台 | 1,100円 | 1,100円 | [略] |
| [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] |
| [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | 残響付加装置 | 1台 | 2,200円 | 2,200円 | エコマシン、リバーブルマシン、ディレクターマシン |

| | | | | | |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|
| | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] |
| 照明設備 | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] |
| | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] |
| | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] |
| その他 | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] |

(2) リハーサル室、練習室、集会室、和室、茶室、多目的ホール及び展示室の附属設備の利用料金

| | 名称 | 単位 | 利用料金 | 備考 |
|------------|-----|-----|------|-----|
| リハーサル室・練習室 | [略] | [略] | [略] | [略] |
| | [略] | [略] | [略] | [略] |
| | [略] | [略] | [略] | [略] |
| [略] | | | | |
| 多目 | [略] | [略] | [略] | [略] |

| | | | | | |
|------|--------------------|-----|--------|--------|------------------|
| | [略] | [略] | [略] | [略] | シ [略] |
| 照明設備 | <u>MDレコーダー</u> | 1台 | 1,100円 | 1,100円 | |
| | <u>DATレコーダー</u> | 1台 | 1,100円 | 1,100円 | |
| | [略] | [略] | [略] | [略] | |
| 照明設備 | <u>元玉</u> | 1個 | 100円 | 100円 | |
| | [略] | [略] | [略] | [略] | |
| | <u>ブラックライト</u> | 1台 | 220円 | 220円 | 水銀灯300ワットFL40ワット |
| その他 | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] |
| | <u>スライドプロジェクター</u> | 1台 | 1,320円 | 1,320円 | |
| | [略] | [略] | [略] | [略] | |

(2) リハーサル室、練習室、集会室、和室、茶室、多目的ホール及び展示室の附属設備の利用料金

| | 名称 | 単位 | 利用料金 | 備考 |
|------------|------------------|-----|--------|-------|
| リハーサル室・練習室 | [略] | [略] | [略] | [略] |
| | <u>拡声装置A</u> | 1式 | 1,640円 | 第1練習室 |
| | <u>拡声装置B</u> | 1式 | 2,200円 | 第2練習室 |
| | [略] | [略] | [略] | [略] |
| | <u>テープレコーダー</u> | 1台 | 1,100円 | |
| 練習室 | <u>レコードプレーヤー</u> | 1台 | 1,100円 | |
| | [略] | [略] | [略] | [略] |
| [略] | | | | |
| 多目 | [略] | [略] | [略] | [略] |

| | | | | |
|------------------|-----|-----|-----|--|
| 的 ホ ー ル | [略] | [略] | [略] | |
| | [略] | [略] | [略] | |
| [略] | | | | |

(3) [略]

備考 [略]

2 市民会館おのみや

(1) 大ホール及び小ホールの附属設備の利用料金

| 名称 | 単位 | 利用料金 | | 備考 |
|------------------|-----|-------|---------|-----|
| | | 大ホール | 小ホール | |
| 舞 台 設 備 | [略] | [略] | [略] | [略] |
| 金びょうぶ | | | 2,000 円 | |
| ドライアイスマシン | | | [略] | |
| スモークマシン | | | [略] | |
| 音 響 備 品 | [略] | [略] | | |
| 録音再生機器 (CD) | | | | |
| 照明 設 備 | [略] | [略] | [略] | [略] |
| LEDソースフォー | | | [略] | |
| 効果器 (ソースフォー用) | | | [略] | |
| その 他 | [略] | [略] | [略] | [略] |
| コントラバス用椅子 | 1 脚 | 100 円 | 100 円 | |
| 書画カメラ | 1 台 | [略] | 530 円 | |

| | | | | |
|------------------|-----------|-----|---------|--|
| 的 ホ ー ル | レコードプレーヤー | 1 台 | 1,100 円 | |
| | [略] | [略] | [略] | |
| | 照明用スタンド | 1 台 | 100 円 | |
| | [略] | [略] | [略] | |
| [略] | | | | |

(3) [略]

備考 [略]

2 市民会館おのみや

(1) 大ホール及び小ホールの附属設備の利用料金

| 名称 | 単位 | 利用料金 | | 備考 |
|------------------|-----|-------|---------|-----|
| | | 大ホール | 小ホール | |
| 舞 台 設 備 | [略] | [略] | [略] | [略] |
| 金びょうぶ | | | 1,500 円 | |
| ドライアイスマシン | | | [略] | |
| スモークマシン | | | 1,100 円 | |
| 音 響 備 品 | [略] | [略] | | |
| 録音再生機器 (CD/MD) | | | | |
| 照明 設 備 | [略] | [略] | [略] | [略] |
| LEDソースフォー | | | 300 円 | |
| 効果器 (ソースフォー用) | | | 450 円 | |
| その 他 | [略] | [略] | [略] | [略] |
| コントラバス用椅子 | 1 脚 | 100 円 | 100 円 | |

(2) 集会室、主催者控室（集会室用）、リハーサルルーム、レクリエーションルーム、スタジオ、和室及び展示室の附属設備の利用料金

| 名称 | 単位 | 利用料金 | 備考 |
|--------------|----------|-------|----------|
| 集会室 | [略] | [略] | [略] |
| スクリーン | 1 式 | 300 円 | 100 インチ |
| 書画カメラ | 1 台 | 530 円 | |
| リハーサルルーム | [略] | [略] | [略] |
| 演奏者用譜面台 | 1 台 | 100 円 | リハーサルルーム |
| ・レクリエーションルーム | 折りたたみ譜面台 | 50 円 | |
| | [略] | [略] | [略] |
| [略] | | | |

(3) [略]

備考 [略]

3 市民会館いわつき

(1) ホールの附属設備の利用料金

| 名称 | 単位 | 利用料金 | 備考 |
|------|-----|------|-----|
| [略] | | | |
| 音響設備 | [略] | [略] | [略] |
| | [略] | [略] | [略] |
| | [略] | [略] | [略] |
| | [略] | [略] | [略] |
| [略] | | | |

(2) [略]

備考 [略]

(2) 集会室、主催者控室（集会室用）、リハーサルルーム、レクリエーションルーム、スタジオ、和室及び展示室の附属設備の利用料金

| 名称 | 単位 | 利用料金 | 備考 |
|--------------|-----|-------|----------|
| 集会室 | [略] | [略] | [略] |
| スクリーン | 1 式 | 300 円 | 100 インチ |
| リハーサルルーム | [略] | [略] | [略] |
| 演奏者用譜面台 | 1 台 | 100 円 | リハーサルルーム |
| ・レクリエーションルーム | [略] | [略] | [略] |
| [略] | | | |

(3) [略]

備考 [略]

3 市民会館いわつき

(1) ホールの附属設備の利用料金

| 名称 | 単位 | 利用料金 | 備考 |
|--------------|-----|---------|-----|
| [略] | | | |
| 音響設備 | [略] | [略] | [略] |
| レコードプレーヤー | 1 台 | 1,040 円 | |
| | [略] | [略] | [略] |
| テーブルコーダー | 1 台 | 1,570 円 | |
| | [略] | [略] | [略] |
| カセットテーブルコーダー | 1 台 | 620 円 | |
| | [略] | [略] | [略] |
| [略] | | | |

(2) [略]

備考 [略]

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後のさいたま市文化会館条例施行規則別表の規定は、この規則の施行の日以後の利用に係る利用料金について適用し、同日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

さいたま市規則第5号

さいたま市助産の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市助産の実施に関する条例施行規則（平成13年さいたま市規則第126号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>（入所基準）</p> <p>第2条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第22条第1項に規定する助産の実施は、その妊産婦が次の各号のいずれかに該当するときは、行わないものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) その妊産婦の属する世帯の階層区分が別表のA階層及びB階層である場合を除いて、その妊産婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者でその社会保険において出産一時金等の出産に関する給付を受けることができる額（健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条第1号に規定する要件を満たす内容で締結される保険契約の保険料に相当する額として支払われる額を除く。）が、<u>488,000円</u>以上であるとき。</p> | <p>（入所基準）</p> <p>第2条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第22条第1項に規定する助産の実施は、その妊産婦が次の各号のいずれかに該当するときは、行わないものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) その妊産婦の属する世帯の階層区分が別表のA階層及びB階層である場合を除いて、その妊産婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者でその社会保険において出産一時金等の出産に関する給付を受けることができる額（健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条第1号に規定する要件を満たす内容で締結される保険契約の保険料に相当する額として支払われる額を除く。）が、<u>408,000円</u>以上であるとき。</p> |

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後のさいたま市助産の実施に関する条例施行規則第2条の規定は、この規則の施行の日以後の助産の実施について適用し、同日前の助産の実施については、なお従前の例による。

さいたま市規則第6号

さいたま市市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市市営住宅条例施行規則（平成13年さいたま市規則第225号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|----|--------|---------|-----------|-----------|----------|------|----|-----------|----------|--|--|--|--|--|------|-----|--|--|--|--|-----|---|----|----|----|----|--|-----------|----------|------|----|-----|--|--|--|--|--|--|------|-----|----|--------|---------|-----|-----|----|--------|---------|-----|
| <p style="text-align: center;">(家賃、<u>敷金及び共益費</u>の減免又は徴収猶予)</p> <p>第15条 入居者は、条例第19条各号のいずれかに該当する場合において、<u>家賃、敷金又は共益費</u>の減免又は徴収猶予を受けようとするときは、市営住宅（家賃・敷金・<u>共益費</u>）の（減免・徴収猶予）承認申請書（様式第16号）に必要な証明書を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、当該申請をした者に対し、市営住宅（家賃・敷金・<u>共益費</u>）の（減免・徴収猶予）承認書（様式第17号）を交付するものとする。</p> <p style="text-align: center;">(敷金の還付)</p> <p>第16条 市長は、条例第22条第3項の規定により敷金を還付するときは、市営住宅敷金還付精算書（様式第18号）により行うものとする。</p> | <p style="text-align: center;">(家賃<u>及び敷金</u>の減免又は徴収猶予)</p> <p>第15条 入居者は、条例第19条各号のいずれかに該当する場合において、<u>家賃又は敷金</u>の減免又は徴収猶予を受けようとするときは、市営住宅（家賃・敷金）の（減免・徴収猶予）承認申請書（様式第16号）に必要な証明書を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、当該申請をした者に対し、市営住宅（家賃・敷金）の（減免・徴収猶予）承認書（様式第17号）を交付するものとする。</p> <p style="text-align: center;">(敷金の還付)</p> <p>第16条 市長は、条例第22条第2項の規定により敷金を還付するときは、市営住宅敷金還付精算書（様式第18号）により行うものとする。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>別表第1（第2条関係）</p> <p>1 公営住宅</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名称</th> <th rowspan="2">位置</th> <th rowspan="2">戸数</th> <th colspan="2">規格</th> <th rowspan="2">棟番号又は部屋番号</th> <th rowspan="2">共同施設等の種類</th> </tr> <tr> <th>建設年度</th> <th>構造</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="7" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>浮谷住宅</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> | 名称 | 位置 | 戸数 | 規格 | | 棟番号又は部屋番号 | 共同施設等の種類 | 建設年度 | 構造 | [略] | | | | | | | 浮谷住宅 | [略] | | | | | [略] | <p>別表第1（第2条関係）</p> <p>1 公営住宅</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名称</th> <th rowspan="2">位置</th> <th rowspan="2">戸数</th> <th colspan="2">規格</th> <th rowspan="2">棟番号又は部屋番号</th> <th rowspan="2">共同施設等の種類</th> </tr> <tr> <th>建設年度</th> <th>構造</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="7" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">浮谷住宅</td> <td rowspan="2">[略]</td> <td>8戸</td> <td>昭和44年度</td> <td>PC2階八戸建</td> <td>1号棟</td> <td rowspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>8戸</td> <td>昭和44年度</td> <td>PC2階八戸建</td> <td>2号棟</td> </tr> </tbody> </table> | 名称 | 位置 | 戸数 | 規格 | | 棟番号又は部屋番号 | 共同施設等の種類 | 建設年度 | 構造 | [略] | | | | | | | 浮谷住宅 | [略] | 8戸 | 昭和44年度 | PC2階八戸建 | 1号棟 | [略] | 8戸 | 昭和44年度 | PC2階八戸建 | 2号棟 |
| 名称 | | | | 位置 | 戸数 | | | 規格 | | 棟番号又は部屋番号 | 共同施設等の種類 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 建設年度 | 構造 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 浮谷住宅 | [略] | | | | | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 名称 | 位置 | 戸数 | 規格 | | 棟番号又は部屋番号 | 共同施設等の種類 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 建設年度 | 構造 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 浮谷住宅 | [略] | 8戸 | 昭和44年度 | PC2階八戸建 | 1号棟 | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 8戸 | 昭和44年度 | PC2階八戸建 | 2号棟 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | |
|-----|--|-----|--|
| | | | |
| | | [略] | |
| [略] | | | |

2・3 [略]

様式第16号（第15条関係）

[略]

市営住宅（家賃・敷金・共益費）の（減免・徴収猶予）承認申請書

次の理由により市営住宅の（家賃・敷金・共益費）の（減免・徴収猶予）を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

なお、（家賃・敷金・共益費）の（減免・徴収猶予）を受けるに当たり、関係する担当課への照会など、必要に応じて市が調査することに同意します。

1・2 [略]

3 （家賃・敷金・共益費）の（減免・徴収猶予）を受けようとする入居者及び同居者

[略]

様式第17号（第15条関係）

[略]

市営住宅（家賃・敷金・共益費）の（減免・徴収猶予）承認書

年 月 日付けで申請のあった市営住宅の（家賃・敷金・共益費）の（減免・徴収猶予）については、次のとおり承認します。

1～4 [略]

| | | | |
|-----|----------------|-----------------|---------|
| | 年度 | 建 | |
| 6戸 | 昭和 44 年度 | PC2 階 六戸建 | 3号 棟 |
| 6戸 | 昭和 44 年度 | PC2 階六戸 建 | 4号 棟 |
| 6戸 | 昭和 44 年度 | PC2 階六戸 建 | 5号 棟 |
| 6戸 | 昭和 44 年度 | PC2 階六戸 建 | 6号 棟 |
| [略] | | | |
| [略] | | | |

2・3 [略]

様式第16号（第15条関係）

[略]

市営住宅（家賃・敷金）の（減免・徴収猶予）承認申請書

次の理由により市営住宅の（家賃・敷金）の（減免・徴収猶予）を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

なお、（家賃・敷金）の（減免・徴収猶予）を受けるに当たり、関係する担当課への照会など、必要に応じて市が調査することに同意します。

1・2 [略]

3 （家賃・敷金）の（減免・徴収猶予）を受けようとする入居者及び同居者

[略]

様式第17号（第15条関係）

[略]

市営住宅（家賃・敷金）の（減免・徴収猶予）承認書

年 月 日付けで申請のあった市営住宅の（家賃・敷金）の（減免・徴収猶予）については、次のとおり承認します。

1～4 [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

さいたま市規則第7号

さいたま市保健所組織規則の一部を改正する規則

さいたま市保健所組織規則（平成14年さいたま市規則第56号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(組織)</p> <p>第2条 保健所の内部組織は、次のとおりとする。</p> <p><u>保健所管理課</u></p> <p>管理係</p> <p>企画係</p> <p>医務係</p> <p>[略]</p> <p><u>疾病対策課</u></p> <p>疾病対策係</p> <p>感染症対策係</p> <p>特定医療給付係</p> <p>[略]</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第3条 前条に規定する内部組織の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p><u>保健所管理課</u></p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>[略]</p> <p><u>疾病対策課</u></p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>[略]</p> <p>第4条 係の分掌事務は、<u>保健衛生局長</u>が総務局長と協議して定める。</p> | <p>(組織)</p> <p>第2条 保健所の内部組織は、次のとおりとする。</p> <p><u>保健総務課</u></p> <p>管理係</p> <p>企画係</p> <p>医務係</p> <p>[略]</p> <p><u>疾病予防対策課</u></p> <p>疾病対策係</p> <p>感染症対策係</p> <p>特定医療給付係</p> <p>[略]</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第3条 前条に規定する内部組織の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p><u>保健総務課</u></p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>[略]</p> <p><u>疾病予防対策課</u></p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>[略]</p> <p>第4条 係の分掌事務は、<u>保健福祉局長</u>が総務局長と協議して定める。</p> |

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

さいたま市規則第 8 号

さいたま市保健所長事務委任規則の一部を改正する規則

さいたま市保健所長事務委任規則（平成 14 年さいたま市規則第 50 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>（農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に関する委任事務）</p> <p>第 35 条 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第 57 号。以下この条において「法」という。）に関する事務（<u>保健衛生局保健部食肉衛生検査所</u>が行うものを除く。）のうち、保健所長に委任する事務は次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> | <p>（農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に関する委任事務）</p> <p>第 35 条 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第 57 号。以下この条において「法」という。）に関する事務（<u>保健福祉局保健部食肉衛生検査所</u>が行うものを除く。）のうち、保健所長に委任する事務は次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> |

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

さいたま市規則第9号

さいたま市保健福祉局指定管理者審査選定委員会規則の一部を改正する規則

さいたま市保健福祉局指定管理者審査選定委員会規則（平成26年さいたま市規則第33号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p><u>さいたま市保健衛生局指定管理者審査選定委員会規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、さいたま市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年さいたま市条例第1号）第8条第7項の規定に基づき、<u>さいたま市保健衛生局指定管理者審査選定委員会</u>（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(庶務)</p> <p>第6条 委員会の庶務は、<u>保健衛生局</u>において処理する。</p> | <p><u>さいたま市保健福祉局指定管理者審査選定委員会規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、さいたま市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年さいたま市条例第1号）第8条第7項の規定に基づき、<u>さいたま市保健福祉局指定管理者審査選定委員会</u>（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(庶務)</p> <p>第6条 委員会の庶務は、<u>保健福祉局</u>において処理する。</p> |

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

さいたま市規則第10号

さいたま市福祉局指定管理者審査選定委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、さいたま市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年さいたま市条例第1号）第8条第7項の規定に基づき、さいたま市福祉局指定管理者審査選定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長)

第2条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 会議の議長は、委員長をもって充てる。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に対し、出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。
- 6 委員長が急施を要すると認めたとき、又は委員会の会議を開く暇のないときは、各委員に合議して会議に代えることができる。

(除斥)

第4条 委員は、自己、配偶者又は3親等内の親族が代表者その他これに準じる者である法人その他の社団又は財団に係る事件については、会議に加わることができない。ただし、委員会の同意を得たときは、この限りでない。

(会議の非公開)

第5条 委員会の会議は、非公開とする。ただし、委員長が必要と認めるときは、委員会に諮って会議を公開することができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、福祉局において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

さいたま市規則第 1 1 号

さいたま市社会福祉法人に対する助成の手続を定める条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市社会福祉法人に対する助成の手続を定める条例施行規則（平成 1 3 年さいたま市規則第 7 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>様式第 1 号（第 4 条関係） 助成申請書</p> <p>[略]</p> <p><u>(宛先)</u> さいたま市長</p> <p style="text-align: right;">申請人 所在地 名 称 代表者名</p> <p>[略]</p> <p><u>注</u></p> | <p>様式第 1 号（第 4 条関係） 助成申請書</p> <p>[略]</p> <p><u>(あて先)</u> さいたま市長</p> <p style="text-align: right;">申請人 所在地 名 称 代表者名</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: right;">㊦</p> |
| <p>様式第 4 号（第 4 条関係） 事業実績報告書</p> <p>[略]</p> <p><u>(宛先)</u> さいたま市長</p> <p style="text-align: right;">所在地 名 称 代表者名</p> <p>[略]</p> <p><u>注</u></p> | <p>様式第 4 号（第 4 条関係） 事業実績報告書</p> <p>[略]</p> <p><u>(あて先)</u> さいたま市長</p> <p style="text-align: right;">所在地 名 称 代表者名</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: right;">㊦</p> |

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

さいたま市規則第12号

さいたま市だれもが住みよい福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市だれもが住みよい福祉のまちづくり条例施行規則（平成16年さいたま市規則第84号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| (推進協議会の庶務) 第16条 推進協議会の庶務は、 <u>福祉局</u> において行う。 | (推進協議会の庶務) 第16条 推進協議会の庶務は、 <u>保健福祉局</u> において行う。 |

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

さいたま市規則第13号

さいたま市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（平成13年さいたま市規則第77号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| (庶務) 第22条 委員会の庶務は、 <u>福祉局</u> において処理する。 | (庶務) 第22条 委員会の庶務は、 <u>保健福祉局</u> において処理する。 |

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

さいたま市規則第14号

さいたま市療育手帳判定審査委員会規則の一部を改正する規則

さいたま市療育手帳判定審査委員会規則（平成26年さいたま市規則第47号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| (庶務) 第6条 委員会の庶務は、 <u>福祉局</u> において処理する。 | (庶務) 第6条 委員会の庶務は、 <u>保健福祉局</u> において処理する。 |

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

さいたま市規則第15号

さいたま市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

さいたま市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年さいたま市規則第65号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| (庶務) 第3条 認定審査会の庶務は、 <u>福祉局</u> において処理する。 | (庶務) 第3条 認定審査会の庶務は、 <u>保健福祉局</u> において処理する。 |

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

さいたま市規則第16号

さいたま市地域密着型サービス運営委員会規則の一部を改正する規則

さいたま市地域密着型サービス運営委員会規則（平成26年さいたま市規則第51号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| (庶務) 第6条 委員会の庶務は、 <u>福祉局</u> において処理する。 | (庶務) 第6条 委員会の庶務は、 <u>保健福祉局</u> において処理する。 |

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

さいたま市規則第17号

さいたま市健康科学研究センター倫理委員会規則の一部を改正する規則

さいたま市健康科学研究センター倫理委員会規則（平成26年さいたま市規則第84号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| (庶務) 第6条 委員会の庶務は、 <u>保健衛生局</u> において処理する。 | (庶務) 第6条 委員会の庶務は、 <u>保健福祉局</u> において処理する。 |

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

さいたま市規則第18号

さいたま市健康診査等に係る事故・紛争等対応委員会規則の一部を改正する規則

さいたま市健康診査等に係る事故・紛争等対応委員会規則（平成26年さいたま市規則第54号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| (庶務) 第6条 委員会の庶務は、 <u>保健衛生局</u> において処理する。 | (庶務) 第6条 委員会の庶務は、 <u>保健福祉局</u> において処理する。 |

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

さいたま市規則第19号

さいたま市指定難病審査会規則の一部を改正する規則

さいたま市指定難病審査会規則（平成30年さいたま市規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| (庶務) 第7条 審査会の庶務は、 <u>保健衛生局</u> において処理する。 | (庶務) 第7条 審査会の庶務は、 <u>保健福祉局</u> において処理する。 |

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

さいたま市規則第20号

さいたま市予防接種健康被害調査委員会規則の一部を改正する規則

さいたま市予防接種健康被害調査委員会規則（平成26年さいたま市規則第52号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| (庶務) 第7条 委員会の庶務は、 <u>保健衛生局</u> において処理する。 | (庶務) 第7条 委員会の庶務は、 <u>保健福祉局</u> において処理する。 |

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

さいたま市規則第21号

さいたま市がん対策推進協議会規則の一部を改正する規則

さいたま市がん対策推進協議会規則（平成26年さいたま市規則第115号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| (庶務) 第6条 協議会の庶務は、 <u>保健衛生局</u> において処理する。 | (庶務) 第6条 協議会の庶務は、 <u>保健福祉局</u> において処理する。 |

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

さいたま市規則第22号

さいたま市下水道排水設備指定工事店条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市下水道排水設備指定工事店条例施行規則（平成13年さいたま市規則第231号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">（指定工事店の指定）</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。</p> <p>(1) 個人の場合は、住民票記載事項証明書又は住民票の写し及び次条第1項第4号アからオまでの<u>いずれにも該当しない者であることを誓約する書類</u></p> <p>(2) 法人の場合は、登記事項証明書、定款の写し及び次条第1項第4号アからカまでの<u>いずれにも該当しない者であることを誓約する書類</u></p> <p>(3)～(7) [略]</p> <p style="text-align: center;">（責任技術者の新規登録）</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 前項の登録申請書には、次に掲げる書類及び写真を添付しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p style="text-align: center;">（責任技術者の登録替え）</p> <p>第12条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 他の市町村等に登録されていた責任技術者で市に登録替えを希望するものは、登録抹消の日から2月以内に、登録申請書に次に掲げる書類及び写真を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> | <p style="text-align: center;">（指定工事店の指定）</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。</p> <p>(1) 個人の場合は、住民票記載事項証明書又は住民票の写し、<u>履歴書及び次条第1項第4号アに該当しないことを証する書類</u></p> <p>(2) 法人の場合は、登記事項証明書、定款の写し及び<u>代表者に関する前号に定める書類</u></p> <p>(3)～(7) [略]</p> <p style="text-align: center;">（責任技術者の新規登録）</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 前項の登録申請書には、次に掲げる書類及び写真を添付しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>履歴書</u></p> <p style="text-align: center;">（責任技術者の登録替え）</p> <p>第12条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 他の市町村等に登録されていた責任技術者で市に登録替えを希望するものは、登録抹消の日から2月以内に、登録申請書に次に掲げる書類及び写真を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>履歴書</u></p> |

(登録更新の申請)

第13条 [略]

2 登録の更新を受けようとする責任技術者は、その有効期間が満了する日の30日前までに、登録申請書に次に掲げる書類及び写真を添付して市長に提出しなければならない。

(1) [略]

(2) [略]

(3) 住民票記載事項証明書、住民票の写しその他住所を証明する書類

様式第1号(第2条、第5条関係)

下水道排水設備指定工事店指定(継続指定)申請書 [略]

住所
申請者 氏名
電話番号 ()

[略]

| | |
|------|--|
| [略] | |
| 添付書類 | 1 個人の場合は、住民票記載事項証明書又は住民票の写し及びさいたま市下水道排水設備指定工事店条例施行規則第3条第1項第4号アからオまでのいずれにも該当しないことの誓約書 |
| | 2 法人の場合は、登記事項証明書、定款の写し及びさいたま市下水道排水設備指定工事店条例施行規則第3条第1項第4号アからカまでのいずれにも該当しないことの誓約書 |
| | 3～7 [略] |

様式第3号(第6条関係)

下水道排水設備指定工事店変更届

[略]

(宛先) さいたま市長

住所
届出者 氏名
電話番号 ()

[略]

[略]

様式第4号(第6条関係)

下水道排水設備指定工事店営業廃止(休止)届

(登録更新の申請)

第13条 [略]

2 登録の更新を受けようとする責任技術者は、その有効期間が満了する日の30日前までに、登録申請書に次に掲げる書類及び写真を添付して市長に提出しなければならない。

(1) [略]

(2) 責任技術者証の写し

(3) [略]

(4) 住民票記載事項証明書又は住民票の写し

(5) 履歴書

様式第1号(第2条、第5条関係)

下水道排水設備指定工事店指定(継続指定)申請書 [略]

住所
申請者 氏名
注
電話番号 ()

[略]

| | |
|------|---|
| [略] | |
| 添付書類 | 1 個人の場合は、住民票記載事項証明書又は住民票の写し、 <u>履歴書及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しないことを証する書類</u> |
| | 2 法人の場合は、登記事項証明書、定款の写し及び <u>代表者に関する前項に定める書類</u> |
| | 3～7 [略] |

様式第3号(第6条関係)

下水道排水設備指定工事店変更届

[略]

(あて先) さいたま市長

住所
届出者 氏名
注
電話番号 ()

[略]

[略]

様式第4号(第6条関係)

下水道排水設備指定工事店営業廃止(休止)届

[略]

(宛先) さいたま市長

[略]

住所
届出者 氏名
電話番号 ()

[略]

[略]

様式第5号 (第9条、第12条、第13条関係)
排水設備工事責任技術者新規(更新)登録申請書

[略]

住所
申請者 氏名
電話番号 ()

[略]

| | |
|------|---|
| [略] | |
| 添付書類 | 1・2 [略] 3 住民票記載事項証明書、 <u>住民票の写し</u> その他住所を証明する書類 |
| [略] | |

様式第7号 (第12条関係)
登録抹消申請書

[略]

(宛先) さいたま市長

住所
申請者 氏名
電話番号 ()

[略]

[略]

様式第9号 (第14条関係)
下水道排水設備指定工事店指定証等再交付申請書

[略]

(宛先) さいたま市長

住所
申請者 氏名
電話番号 ()

[略]

[略]

[略]

(あて先) さいたま市長

[略]

住所
届出者 氏名
注
電話番号 ()

[略]

[略]

様式第5号 (第9条、第12条、第13条関係)
排水設備工事責任技術者新規(更新)登録申請書

[略]

住所
申請者 氏名
注
電話番号 ()

[略]

| | |
|------|---|
| [略] | |
| 添付書類 | 1・2 [略] 3 住民票記載事項証明書 <u>又は</u> <u>住民票の写し</u> 4 履歴書 |
| [略] | |

様式第7号 (第12条関係)
登録抹消申請書

[略]

(あて先) さいたま市長

住所
申請者 氏名
注
電話番号 ()

[略]

[略]

様式第9号 (第14条関係)
下水道排水設備指定工事店指定証等再交付申請書

[略]

(あて先) さいたま市長

住所
申請者 氏名
注
電話番号 ()

[略]

[略]

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

さいたま市規則第23号

さいたま市職員の職名に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市職員の職名に関する規則（平成13年さいたま市規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | | 改正前 | |
|---|---|---|--|
| (趣旨) | | (趣旨) | |
| <p>第1条 この規則は、職員（さいたま市職員定数条例（平成13年さいたま市条例第23号）第2条第1項第1号に規定する市長の事務部局の職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員又は臨時的に任用された職員であって市長の事務部局のものに限る。以下同じ。）の職名に関し必要な事項を定めるものとする。</p> | | <p>第1条 この規則は、職員（さいたま市職員定数条例（平成13年さいたま市条例第23号）第2条第1項第1号に規定する市長の事務部局の職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員又は臨時的に任用された職員であって市長の事務部局のものに限る。以下同じ。）の職名に関し必要な事項を定めるものとする。</p> | |
| 別表（第4条関係） | | 別表（第4条関係） | |
| 職種名 | 職務名 | 職種名 | 職務名 |
| 事務職員 | 局長、本部長、理事、総合政策監、会計管理者、情報統括監、危機管理監、行政管理監、副理事、区長、副区長、公室長、部長、事務局長、室長、次長、事務局次長、広報監、参事、所長、課長、副参事、室長補佐、所長補佐、課長補佐、副所長、館長、副館長、館長補佐、園長、場長、場長補佐、区会計管理者、事務長、主幹、 <u>総合調整幹、調整幹、専門幹</u> 、参与、副園長、係長、主査、主任、主事、保育士 | 事務職員 | 局長、本部長、理事、総合政策監、会計管理者、情報統括監、危機管理監、行政管理監、副理事、区長、副区長、公室長、部長、事務局長、室長、次長、事務局次長、広報監、参事、所長、課長、副参事、室長補佐、所長補佐、課長補佐、副所長、館長、副館長、館長補佐、園長、場長、場長補佐、区会計管理者、事務長、主幹、参与、副園長、係長、主査、主任、主事、保育士 |
| 技術職員 | 局長、理事、医務監、副理事、区長、副区長、院長、部長、次長、参事、所長、副院長、院長補佐、副看護部長、課長、室長、工事検査員、副参事、室長補佐、所長補佐、課長補佐、副館長、 | 技術職員 | 局長、理事、医務監、副理事、区長、副区長、院長、部長、次長、参事、所長、副院長、院長補佐、副看護部長、課長、室長、工事検査員、副参事、室長補佐、所長補佐、課長補佐、副館長、 |

学院長、場長、場長補佐、科長、技師長、看護師長、主幹、総合調整幹、調整幹、専門幹、参与、副科長、副技師長、副看護師長、医長、園長、教務主任、係長、臨床指導員、主査、主任、技師、医師、歯科医師、獣医師、薬剤師、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士、マッサージ指圧師、専任教員、保健師、助産師、看護師

[略]

学院長、場長、場長補佐、科長、技師長、看護師長、主幹、参与、副科長、副技師長、副看護師長、医長、園長、教務主任、係長、臨床指導員、主査、主任、技師、医師、歯科医師、獣医師、薬剤師、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士、マッサージ指圧師、専任教員、保健師、助産師、看護師

[略]

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

さいたま市規則第24号

さいたま市職員の任免等の手続に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市職員の任免等の手続に関する規則（平成14年さいたま市規則第115号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、別に定めるもののほか、職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第4条第1項に規定する職員（<u>臨時又は非常勤の職員（法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）</u>を除く。）をいう。以下同じ。）の任免、分限及び懲戒の手続に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(人事異動通知書)</p> <p>第3条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員に人事異動通知書（以下「通知書」という。）を交付しなければならない。ただし、第12号、第17号、第21号又は第23号に該当する場合において、通知書の交付によらないことを適当と認めるときは、通知書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって通知書の交付に代えることができる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 職員を管理又は監督の地位にある職員の職として別に定める職へ昇任させ、降任させ、又は転任させた場合</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>(5) 他の任命権者のもとにある職員を任命し、又はこれを免じる場合</p> <p>(6) <u>第2号に規定する職を占める職員</u>に付与される職名を変更し、又は付加し、若しくは免じる場合</p> <p>(7)~(12) [略]</p> | <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、別に定めるもののほか、職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第4条第1項に規定する職員（臨時又は非常勤の職員（<u>法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）</u>を除く。）をいう。以下同じ。）の任免、分限及び懲戒の手続に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(人事異動通知書)</p> <p>第3条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員に人事異動通知書（以下「通知書」という。）を交付しなければならない。ただし、第12号、第17号、第21号又は第23号に該当する場合において、通知書の交付によらないことを適当と認めるときは、通知書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって通知書の交付に代えることができる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 職員を管理又は監督の地位にある職員の職として別に定める職（<u>第6号において「管理監督職」という。</u>）へ昇任させ、降任させ、又は転任させた場合</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>(5) 他の任命権者のもとにある職員を任命し、又はこれを免ずる場合</p> <p>(6) <u>管理監督職の職員</u>に付与される職名を変更し、又は付加し、若しくは免ずる場合</p> <p>(7)~(12) [略]</p> |

| | |
|---|---|
| <p>(13) 勤務延長（定年条例第4条第1項の規定により職員を引き続き勤務させることをいう。以下同じ。）を行う場合</p> <p>(14) 勤務延長の期限（定年条例第4条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。次号及び第17号において同じ。）を延長する場合</p> <p>(15) [略]</p> <p>(16) 勤務延長職員（定年条例第4条第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び同条第2項の規定により期限が延長された職員をいう。）が異動し、勤務延長職員ではなくなった場合</p> <p>(17) [略]</p> <p>(18) 定年条例第9条の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいい、同条の規定により延長されたものを含む。次号において同じ。）を延長する場合</p> <p>(19) 異動期間の末日到来前に他の職への降任等（定年条例第8条第1号に規定する降任等をいう。）をする場合</p> <p>(20) 定年前再任用（定年条例第13条の規定により採用することをいう。）を行う場合</p> <p>(21) 任期の満了により定年前再任用短時間勤務職員（定年条例第13条の規定により採用された職員をいう。）が当然に退職する場合</p> <p>(22)～(24) [略]</p> | <p>(13) 勤務延長（定年条例第4条第1項の規定により職員を引き続いて勤務させることをいう。以下同じ。）を行う場合</p> <p>(14) 勤務延長の期限を延長する場合</p> <p>(15) [略]</p> <p>(16) 勤務延長職員（定年条例第4条第1項の規定により引き続き勤務している職員をいう。）が異動し、期限の定めのない職員となった場合</p> <p>(17) [略]</p> <p>(18) 再任用（さいたま市職員の再任用に関する条例（平成13年さいたま市条例第302号。以下「再任用条例」という。）第1条に規定する再任用をいう。以下同じ。）を行う場合</p> <p>(19) 再任用の任期を更新（再任用条例第3条第1項の規定による再任用の任期の更新をいう。）する場合</p> <p>(20) 再任用をされた職員が異動し、任期の定めのない職員となる場合</p> <p>(21) 再任用の任期の満了により職員が当然に退職する場合</p> <p>(22)～(24) [略]</p> |
|---|---|

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（令和4年改正条例附則第3項の規定による勤務についての準用）

2 この規則による改正後のさいたま市職員の任免等の手続に関する規則第3条第13号から第17号までの規定は、さいたま市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年さいたま市条例第35号。以下「令和4年改正条例」という。）附則第3項の規定による勤務について準用する。

（暫定再任用に関する経過措置）

3 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員に人事異動通知書（以下「通知書」という。）を交付しなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、通知書の交付によらないことを適

当と認めるときは、通知書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって通知書の交付に代えることができる。

- (1) 暫定再任用（令和４年改正条例附則第６項、第７項、第１１項又は第１２項の規定により採用することをいう。以下同じ。）を行う場合
- (2) 暫定再任用職員（令和４年改正条例附則第９項に規定する暫定再任用職員をいう。以下同じ。）の任期を更新する場合
- (3) 暫定再任用の任期の満了により暫定再任用職員が当然に退職する場合

さいたま市規則第25号

さいたま市職員の再任用に関する条例施行規則を廃止する規則

さいたま市職員の再任用に関する条例施行規則（平成14年さいたま市規則第12号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

さいたま市規則第26号

さいたま市職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成20年さいたま市規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| (条例第2条の勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員) 第3条 条例第2条第4号ア(4)の規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上であるものとする。 | (条例第2条の勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員) 第3条 条例第2条第3号ア(4)の規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上であるものとする。 |

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

さいたま市規則第27号

さいたま市職員の修学部分休業に関する条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市職員の修学部分休業に関する条例施行規則（令和3年さいたま市規則第89号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| (減額すべき給与額の算出) 第6条 条例第3条の規定により減額すべき給与額の算出の基礎となる給料の月額は、さいたま市職員の給与に関する条例（平成13年さいたま市条例第42号）、さいたま市教職員の給与に関する条例（平成29年さいたま市条例第21号。以下「教職員給与条例」という。）等の規定によって給料を減じて支給する場合であっても、職員が本来受けるべき給料の月額とする。 2～4 [略] | (減額すべき給与額の算出) 第6条 条例第3条の規定により減額すべき給与額の算出の基礎となる給料の月額は、さいたま市職員の給与に関する条例（平成13年さいたま市条例第42号。以下「職員給与条例」という。） <u>、さいたま市教職員の給与に関する条例（平成29年さいたま市条例第21号。以下「教職員給与条例」という。）等の規定（職員給与条例附則第34項及び教職員給与条例附則第25項の規定を除く。）</u> によって給料を減じて支給する場合であっても、職員が本来受けるべき給料の月額とする。 2～4 [略] |

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

さいたま市規則第28号

さいたま市職員の給料の調整額に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、さいたま市職員の給与に関する条例（平成13年さいたま市条例第42号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、給料の調整額に関し必要な事項を定めるものとする。

(給料の調整を行う職)

第2条 条例第7条の規定により給料の調整を行う職員の職は、市立病院に勤務する助産師、看護師又は准看護師である職員の占める職とする。

(給料の調整額)

第3条 職員（次項に掲げる職員を除く。）の給料の調整額は、調整基本額に1を乗じて得た額とする。

2 次の各号に掲げる職員の給料の調整額は、調整基本額に1を乗じて得た額に、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

(1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）

さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成13年さいたま市条例第29号。以下この項において「勤務時間条例」という。）第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数

(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下この項において「育児休業法」という。）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員 勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数

(3) さいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年さいたま市条例第35号）第8条に規定する任期付短時間勤務職員 勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数

3 前2項に規定する調整基本額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（その額が給料月額（前項各号に掲げる職員にあっては、その者に適用される給料表並びにその職務の級及び号給に応じた額。以下この項において同じ。）の100分の4.5を超えるときは、給料月額の100分の4.5に相当する額）とする。

(1) 次号に掲げる職員以外の職員 当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じた別表第1に掲げる額

(2) 前項第1号に掲げる職員 当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じた別表第2に掲げる額

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、これらの規定による給料の調整額が給料月額の100分の25を超えるときは、給料月額の100分の25に相当する額を給料の調整額とする。

（端数計算）

第4条 前条第1項、第2項及び第4項の規定による給料の調整額並びに同条第3項に規定する調整基本額に1円未満の端数があるときは、それぞれの端数を切り捨てた額をもって、これらの規定の額とする。

（条例附則第32項の規定の適用を受ける職員の給料の調整額）

第5条 条例附則第32項の規定の適用を受ける職員に対する第3条第3項の規定の適用については、当分の間、同項各号列記以外の部分中「応じた額」とあるのは「応じた額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」と、同項第1号中「掲げる額」とあるのは「掲げる額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（暫定再任用に関する経過措置）

- 2 さいたま市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年さいたま市条例第35号。以下「令和4年改正条例」という。）附則第9項に規定する暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員（令和4年改正条例附則第25項に規定する暫定再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。）を除く。）は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第3条第3項の規定を適用する。
- 3 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第3条第2項及び第3項の規定を適用する。

別表第1（第3条関係）

| 給料表 | 職務の級 | 調整基本額 |
|-----------|------|----------|
| 医療職給料表(3) | 1級 | 7, 100円 |
| | 2級 | 8, 200円 |
| | 3級 | 10, 700円 |
| | 4級 | 11, 100円 |
| | 5級 | 12, 100円 |
| | 6級 | 12, 900円 |

別表第2（第3条関係）

| 給料表 | 職務の級 | 調整基本額 |
|-----------|------|---------|
| 医療職給料表(3) | 1級 | 7,000円 |
| | 2級 | 7,800円 |
| | 3級 | 8,100円 |
| | 4級 | 8,500円 |
| | 5級 | 9,100円 |
| | 6級 | 10,300円 |

さいたま市規則第29号

さいたま市予算規則の一部を改正する規則

さいたま市予算規則（平成13年さいたま市規則第60号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 課長等 次に掲げる者をいう。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ <u>さいたま市事業所事務分掌規則（平成15年さいたま市規則第87号）第3条に規定する課（北部児童相談所、南部児童相談所及び東部療育センター開設準備室を含む。）並びに同規則別表第1第1類事業所の欄に掲げる東京事務所及び同表第2類事業所の欄に掲げる事業所の長（大宮盆栽美術館及び岩槻人形博物館にあっては、副館長）</u></p> <p>ウ [略]</p> <p>エ <u>さいたま市立病院管理規則（平成13年さいたま市規則第145号）第2条第1号に規定する課及び室の長並びに同条第4号に規定する患者支援センターの副所長</u></p> <p>オ～ス [略]</p> <p>(3) [略]</p> | <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 課長等 次に掲げる者をいう。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ <u>さいたま市事業所事務分掌規則（平成15年さいたま市規則第87号）第3条に規定する課（北部児童相談所及び南部児童相談所を含む。）並びに同規則別表第1第1類事業所の欄に掲げる東京事務所及び同表第2類事業所の欄に掲げる事業所の長（大宮盆栽美術館及び岩槻人形博物館にあっては、副館長）</u></p> <p>ウ [略]</p> <p>エ <u>さいたま市立病院管理規則（平成13年さいたま市規則第145号）第2条第1号に規定する課及び室の長</u></p> <p>オ～ス [略]</p> <p>(3) [略]</p> |

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

さいたま市規則第30号

さいたま市債権管理条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市債権管理条例施行規則（平成28年さいたま市規則第66号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| (債務者に関する情報の共有) 第4条 [略] 2 条例第7条第1項の規定による情報の利用又は収集は、当該情報の利用又は収集をしようとする <u>実施機関及び議会</u> （以下この条において「 <u>実施機関等</u> 」という。）が当該情報を保有する <u>実施機関等</u> に、書面により照会するものとする。 3 前項の規定により照会を受けた <u>実施機関等</u> は、遅滞なく、当該照会を行った <u>実施機関等</u> に、書面により回答するものとする。 | (債務者に関する情報の共有) 第4条 [略] 2 条例第7条第1項の規定による情報の利用又は収集は、当該情報の利用又は収集をしようとする <u>実施機関</u> が当該情報を保有する <u>実施機関</u> に、書面により照会するものとする。 3 前項の規定により照会を受けた <u>実施機関</u> は、遅滞なく、当該照会を行った <u>実施機関</u> に、書面により回答するものとする。 |

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

さいたま市規則第31号

さいたま市年輪荘条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市年輪荘条例施行規則（平成13年さいたま市規則第88号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(業務の実施)</p> <p>第2条 <u>さいたま市年輪荘</u>（以下「年輪荘」という。）は、さいたま市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年さいたま市条例第55号）その他の関係法令等の規定に従いサービスを行うものとする。</p> <p>(入所者の遵守事項)</p> <p>第3条 養護老人ホームの入所者は、条例第4条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指示に従い、次に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(災害防止)</p> <p>第4条 指定管理者は、火災その他の事故を防止し、養護老人ホームの入所者の安全保護に努めなければならない。</p> | <p>(業務の実施)</p> <p>第2条 <u>さいたま市年輪荘</u>（以下「年輪荘」という。）は、さいたま市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年さいたま市条例第55号）、<u>さいたま市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例</u>（平成24年さいたま市条例第73号）その他の関係法令等の規定に従いサービスを行うものとする。</p> <p><u>2 年輪荘は、条例第3条第3項の規定による業務を行う場合</u>にあっては、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成17年法律第123号）及び<u>さいたま市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例</u>（平成24年さいたま市条例第58号）の規定に従いサービスを行うものとする。</p> <p>(入所者及び利用者の遵守事項)</p> <p>第3条 <u>養護老人ホームの入所者及び老人デイサービスセンターの利用者</u>は、条例第4条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指示に従い、次に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(災害防止)</p> <p>第4条 指定管理者は、火災その他の事故を防止し、<u>養護老人ホームの入所者及び老人デイサービスセンターの利用者</u>の安全保護に努めなければならない。</p> |

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

さいたま市規則第32号

さいたま市立病院管理規則等の一部を改正する規則

(さいたま市立病院管理規則の一部改正)

第1条 さいたま市立病院管理規則（平成13年さいたま市規則第145号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(職務)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 副理事、次長、参事、副参事、<u>副看護部長及び調整幹</u>は、上司の命を受け、担当事務を掌理し、その事務を処理するため所属職員を指揮監督する。</p> <p>4 [略]</p> <p>5 <u>主幹、専門幹</u>、前条第10項の参与、主査及び医長は、上司の命を受け、担当事務を掌理し、その事務を処理するため所属職員を指揮監督する。</p> <p>6～11 [略]</p> | <p>(職務)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 副理事、次長、参事、副参事<u>及び副看護部長</u>は、上司の命を受け、担当事務を掌理し、その事務を処理するため所属職員を指揮監督する。</p> <p>4 [略]</p> <p>5 主幹、前条第10項の参与、主査及び医長は、上司の命を受け、担当事務を掌理し、その事務を処理するため所属職員を指揮監督する。</p> <p>6～11 [略]</p> |

(さいたま市立病院管理規則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 さいたま市立病院管理規則の一部を改正する規則（令和5年さいたま市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第5条の改正を次のように改める。

| | |
|---|---|
| <p>(職員)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2～9 [略]</p> <p>10 病院経営部に副理事、次長、参事、<u>調整幹</u>又は参与（第5項の参与を除く。以下この項において同じ。）、課に副参事、課長補佐、<u>主幹、専門幹</u>、参与又は主査、室に副参事、室長補佐、<u>主幹、専門幹</u>、参与又は主査を置くことができる。</p> <p>11 診療部に参事又は<u>調整幹</u>、各科に部長、科長、<u>主幹、専門幹</u>、主査又は医長を置くことができる。</p> <p>12 [略]</p> | <p>(職員)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2～9 [略]</p> <p>10 病院経営部に副理事、次長、参事又は参与（第5項の参与を除く。以下この項において同じ。）、課に副参事、課長補佐、主幹、参与又は主査、室に副参事、室長補佐、主幹、参与又は主査を置くことができる。</p> <p>11 診療部に参事、各科に部長、科長、主幹、主査又は医長を置くことができる。</p> <p>12 [略]</p> |
|---|---|

| | |
|--|--|
| 1 3 診療部のセンターに科長、 <u>専門幹、主幹、主査</u> 又は医長を置くことができる。 | 1 3 診療部のセンターに科長又は医長を置くことができる。 |
| 1 4 [略] | 1 4 [略] |
| 1 5 薬剤科及び栄養科に副科長、中央放射線科、リハビリテーション科、中央検査科及び臨床工学科に副技師長を置くことができる。 | 1 5 薬剤科及び栄養科に副科長又は主査、中央放射線科、リハビリテーション科、中央検査科及び臨床工学科に副技師長又は主査、 <u>眼科、歯科口腔外科及び精神科に主査</u> を置くことができる。 |
| 1 6 [略] | 1 6 [略] |
| 1 7 看護部に副看護部長、副看護師長、 <u>調整幹、専門幹、主幹</u> 、臨床指導員又は主査を置くことができる。 | 1 7 看護部に副看護部長、副看護師長、臨床指導員又は主査を置くことができる。 |
| 1 8 [略] | 1 8 [略] |
| 1 9 患者支援センターに <u>参事、副参事、看護師長、主幹、調整幹、専門幹</u> 、参与、副看護師長、臨床指導員又は主査を置くことができる。 | 1 9 患者支援センターに副参事、看護師長、主幹、参与、副看護師長、臨床指導員又は主査を置くことができる。 |
| 2 0 [略] | 2 0 [略] |
| 2 1 第8項から前項までに定めるもののほか、必要に応じて、課、室、科、 <u>センター又は看護部</u> に主任、課、室、科又は <u>センター</u> に主事、課に技師を置く。 | 2 1 第8項から前項までに定めるもののほか、必要に応じて、課、室、科、 <u>看護部又は患者支援センター</u> に主任、課、室、科又は <u>患者支援センター</u> に主事、課に技師を置く。 |
| 2 2・2 3 [略] | 2 2・2 3 [略] |

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

さいたま市規則第33号

さいたま市大宮武道館条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市大宮武道館条例施行規則（平成22年さいたま市規則第65号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | | | | 改正前 | | | |
|-------------|------|-----|--------------|-------------|--|-----|--------------|
| 別表第2（第5条関係） | | | | 別表第2（第5条関係） | | | |
| 種別 | | 単位 | 額 (1回につき) | 種別 | | 単位 | 額 (1回につき) |
| [略] | | | | [略] | | | |
| 持込み電気器具 | | [略] | | 持込み電気器具 | | [略] | |
| 空調 設備 | 主道場 | 1時間 | 2,000円 | | | | |
| | 錬成道場 | 1時間 | 750円 | | | | |
| 備考 [略] | | | | 備考 [略] | | | |

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後のさいたま市大宮武道館条例施行規則別表第2の表空調設備の項の規定は、この規則の施行の日以後の利用に係る利用料金について適用する。

さいたま市規則第34号

さいたま市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

さいたま市建築基準法施行細則（平成13年さいたま市規則第215号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">（申請書等の提出）</p> <p>第28条 法、令、省令及びこの規則の規定により、市長に提出する申請書、届出書又は報告書（以下「申請書等」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める課に提出するものとする。</p> <p>(1) 法第7条の6第1項第1号（法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）及び法第18条第24項第1号（法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用の認定、法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定、指定を受けた私道の変更及び廃止、法第43条第2項第1号に規定する認定、同項第2号に規定する許可、<u>法第85条第6項及び第7項</u>に規定する仮設興行場等の許可、<u>法第87条の3第6項</u>に規定する興行場等の許可、<u>同条第7項</u>に規定する特別興行場等の許可並びに第26条の2第2項に規定する写しの交付に係る申請書等 当該申請書等に係る建築物等又は指定道路の敷地が存する区域を所管する建設事務所建築指導課</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>2 [略]</p> | <p style="text-align: center;">（申請書等の提出）</p> <p>第28条 法、令、省令及びこの規則の規定により、市長に提出する申請書、届出書又は報告書（以下「申請書等」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める課に提出するものとする。</p> <p>(1) 法第7条の6第1項第1号（法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）及び法第18条第24項第1号（法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用の認定、法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定、指定を受けた私道の変更及び廃止、法第43条第2項第1号に規定する認定、同項第2号に規定する許可、<u>法第85条第5項及び第6項</u>に規定する仮設興行場等の許可、<u>法第87条の3第5項</u>に規定する興行場等の許可、<u>同条第6項</u>に規定する特別興行場等の許可並びに第26条の2第2項に規定する写しの交付に係る申請書等 当該申請書等に係る建築物等又は指定道路の敷地が存する区域を所管する建設事務所建築指導課</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>2 [略]</p> |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

さいたま市規則第35号

さいたま市マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「法」という。）の施行に関し、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行令（平成13年政令第238号）及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(市長が必要と認める書類)

第2条 省令第1条の2第1項に規定する市長が必要と認める書類は、公益財団法人マンション管理センターが作成した法第5条の4各号に掲げる基準（同条第4号に掲げる基準にあつては、さいたま市マンション管理適正化指針に係るものを除く。）に適合していることを示す書類とする。

(申請の取下げ)

第3条 法第5条の3第1項の認定の申請、法第5条の6第1項の認定の更新（以下「認定更新」という。）の申請又は法第5条の7第1項の変更の認定（以下「変更認定」という。）の申請をした者は、市長が法第5条の4の認定（法第5条の6第2項又は第5条の7第2項において準用する場合を含む。）をする前に申請を取り下げようとするときは、取下げ届（様式第1号）により市長に届け出なければならない。

(認定しない旨の通知)

第4条 市長は、法第5条の3第1項の認定の申請、認定更新の申請及び変更認定の申請に係る管理計画が法第5条の4各号に掲げる基準に適合しないと認めるときは、認定しない旨の通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(報告)

第5条 法第5条の8の規定により報告を求められた認定管理者等（法第5条の5の認定管理者等をいう。以下同じ。）は、必要な図書を添えて市長に報告するものとする。

(改善命令)

第6条 法第5条の9の規定による改善命令を受けた認定管理者等は、必要な図書を添えて市長に報告するものとする。

(取りやめる旨の申出)

第7条 法第5条の10第1項第2号の申出をしようとする認定管理者等は、取りやめる旨の申出書(様式第3号)に、省令第1条の6の通知書(認定更新を受けた者にあつては省令第1条の8の通知書、変更認定を受けた者にあつては省令第1条の11の通知書)を添えて市長に提出しなければならない。

(取消しの通知)

第8条 市長は、法第5条の10第1項の規定により認定を取り消したときは、認定取消通知書(様式第4号)によりその旨を認定管理者等に通知するものとする。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 3 条関係）

取下げ届

年 月 日

（宛先）さいたま市長

申請者（管理者等）の住所又はその名称
及び法人にあつては、その代表者の氏名
申請者（管理者等）の連絡先

さいたま市マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行細則第 3 条の規定
に基づき、次のとおり申請の取下げを届け出ます。

- 1 申請年月日 年 月 日
- 2 マンションの名称
- 3 マンションの所在地
- 4 取下げ理由

様式第2号（第4条関係）

認定しない旨の通知書

第 号
年 月 日

様

さいたま市長



申請のあった次の管理計画について、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の4の規定に基づく認定（同法第5条の6第2項又は第5条の7第2項において準用する場合を含む。）をしないこととしたので、これを通知します。

- 1 申請年月日 年 月 日
- 2 マンションの名称
- 3 マンションの所在地
- 4 認定しない理由

（教示）

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第3号（第7条関係）

取りやめる旨の申出書

年 月 日

（宛先）さいたま市長

認定管理者等の住所又はその名称及び
法人にあっては、その代表者の氏名
認定管理者等の連絡先

認定管理計画に基づくマンションの管理を取りやめたいので、さいたま市マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行細則第7条の規定により申し出ます。

- 1 管理計画の認定コード
- 2 管理計画の認定年月日
- 3 マンションの名称
- 4 マンションの所在地
- 5 取りやめ理由

様式第4号（第8条関係）

認定取消通知書

第 号
年 月 日

様

さいたま市長



マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の10第1項の規定により、次の管理計画についてはその認定を取り消しましたので、同条第2項の規定によりこれを通知します。これにより、認定通知書はその効力を失います。

- 1 管理計画の認定コード
- 2 管理計画の認定年月日
- 3 マンションの名称
- 4 マンションの所在地
- 5 取消し理由

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

さいたま市規則第36号

地方公営企業法第39条第2項に規定する市長が定める職に関する規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第39条第2項に規定する市長が定める職に関する規則（平成13年さいたま市規則第235号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第39条第2項に規定する市長が定める職は、次のとおりとする。 (1)・(2) [略] (3) 水道局の課長補佐、所長補佐、主幹、 <u>総合調整幹、調整幹、専門幹及び参与の職</u> | 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第39条第2項に規定する市長が定める職は、次のとおりとする。 (1)・(2) [略] (3) 水道局の課長補佐、所長補佐、主幹及び参与の職 |

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

さいたま市規則第37号

さいたま市消防団の組織及び消防団員の階級等に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市消防団の組織及び消防団員の階級等に関する規則（平成13年さいたま市規則第247号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| (消防団長等の任期) 第10条 消防団長及び消防副団長の任期は、 <u>2年</u> とし、それぞれ <u>3回</u> に限り再任されることができ る。 2 [略] | (消防団長等の任期) 第10条 消防団長及び消防副団長の任期は、 <u>4年</u> とし、それぞれ <u>1回</u> に限り再任されることができ る。 2 [略] |

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に消防団長又は消防副団長（以下「消防団長等」という。）の職にある者の任期は、この規則による改正後のさいたま市消防団の組織及び消防団員の階級等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第10条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の日前に消防団長等に任命されていた者が、この規則の施行の日以後に再び消防団長等に任命された場合の当該消防団長等については、当該再任を1回目の再任として、改正後の規則第10条第1項の規定を適用する。

さいたま市規則第38号

さいたま市事務分掌規則の一部を改正する規則

さいたま市事務分掌規則（平成15年さいたま市規則第86号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(内部組織)</p> <p>第1条 <u>さいたま市事務分掌条例</u>（平成14年さいたま市条例第74号）第1条に規定する局等の内部組織は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p><u>保健衛生局</u></p> <p>保健部</p> <p><u>保健衛生総務課</u></p> <p>[略]</p> <p>地域医療課</p> <p><u>管理調整係</u></p> <p><u>地域医療係</u></p> <p>感染症係</p> <p>生活衛生課</p> <p>生活衛生係</p> <p><u>食品・医薬品安全係</u></p> | <p>(内部組織)</p> <p>第1条 <u>さいたま市事務分掌条例</u>（平成14年さいたま市条例第74号）第1条に規定する局等の内部組織は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p><u>保健福祉局</u></p> <p>保健部</p> <p><u>健康増進課</u></p> <p>[略]</p> <p>地域医療課</p> <p><u>医療係</u></p> <p>感染症係</p> <p>生活衛生課</p> <p>生活衛生係</p> <p><u>食品・医薬品安全課</u></p> <p><u>食品・医薬品安全係</u></p> <p><u>福祉部</u></p> <p><u>福祉総務課</u></p> <p><u>管理係</u></p> <p><u>計画・法人指導係</u></p> <p><u>生活福祉課</u></p> <p><u>適正化推進係</u></p> <p><u>保護係</u></p> <p><u>自立支援係</u></p> <p><u>監査指導課</u></p> <p><u>法人・施設係</u></p> |

福祉局

生活福祉部

福祉総務課

総務係

支援係

地域福祉係

生活福祉課

適正化推進係

保護係

自立支援係

監査指導課

法人・施設係

介護・障害事業係

国保年金課

国保事業係

保健事業係

国保給付係

国民年金係

高齢者医療係

長寿応援部

介護・障害事業係

障害政策課

ノーマライゼーション推進係

施設整備係

障害支援課

地域生活支援係

自立支援給付係

審査指定係

国民健康保険課

国保事業係

保健事業係

レセプト給付係

年金医療課

国民年金係

福祉医療係

高齢者医療係

長寿応援部

高齢福祉課

企画施設係

生きがい事業係

いきいき長寿推進課

地域支援係

介護予防係

介護保険課

介護保険係

事業者係

高齢福祉課

企画施設係

生きがい事業係

いきいき長寿推進課

地域支援係

介護予防係

介護保険課

介護保険係

事業者係

障害福祉部

障害政策課

管理係

ノーマライゼーション推進係

事業所係

障害福祉課

企画管理係

自立支援給付係

地域生活支援係

子ども未来局

子ども育成部

子ども政策課

企画係

育成係

子育て支援課

支援係

手当係

医療係

子育て未来部

幼児・放課後児童課

幼児支援係

放課後児童係

[略]

保育課

保育企画係

公立保育係

保育施設支援課

民間保育係

認可外保育係

環境局

子ども未来局

子ども育成部

子育て支援政策課

企画係

支援係

手当係

青少年育成課

管理育成係

放課後児童係

幼児未来部

幼児政策課

幼児政策係

施設支援係

[略]

保育課

保育企画係

民間保育係

公立保育係

環境局

環境共生部
環境総務課
総務係
環境政策係

脱炭素社会推進課

普及推進係
政策推進係
事業推進係

環境対策課
環境審査係
水質土壌係
大気環境係

[略]

都市局

[略]

まちづくり推進部
まちづくり総務課
管理係
企画・支援係
中央区公共施設再編係

[略]

都心整備部

[略]

東日本交流拠点整備課
公有地活用推進係

基盤整備推進係
まちづくり推進係

[略]

第3条 都市戦略本部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

都市戦略本部

[略]

デジタル改革推進部

(1)～(8) [略]

(9) 情報システムの標準化に向けた調整に関する
こと。

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

[略]

第4条 総務局の分掌事務は、おおむね次のとおり

環境共生部
環境創造政策課
総務係
環境政策係
ゼロカーボン推進係

環境対策課
環境審査係
水質土壌係
大気交通係

[略]

都市局

[略]

まちづくり推進部
まちづくり総務課
管理係
企画・支援係

[略]

都心整備部

[略]

東日本交流拠点整備課
拠点化推進係
拠点施設整備係

[略]

第3条 都市戦略本部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

都市戦略本部

[略]

デジタル改革推進部

(1)～(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

[略]

第4条 総務局の分掌事務は、おおむね次のとおり

とする。

総務局
総務部
[略]

行政透明推進課

- (1) [略]
- (2) 個人情報保護（議会に係るものを除く。）に関すること。
- (3)～(7) [略]
- [略]

第5条 財政局の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

財政局
[略]
税務部
税制課

- (1)・(2) [略]
- (3) 地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税、森林環境譲与税及び石油ガス譲与税並びに利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、分離課税所得割交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、環境性能割交付金及び軽油引取税交付金に関すること。
- (4)～(10) [略]
- [略]

第6条 市民局の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

市民局
市民生活部
市民生活安全課

- (1)～(5) [略]
- (6) 市民の防犯対策及び犯罪被害者等支援に関すること。
- (7)～(17) [略]
- [略]

第7条 保健衛生局の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

保健衛生局
保健部
保健衛生総務課

- (1)～(17) [略]
- [略]
- 生活衛生課

とする。

総務局
総務部
[略]

行政透明推進課

- (1) [略]
- (2) 個人情報保護に関すること。
- (3)～(7) [略]
- [略]

第5条 財政局の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

財政局
[略]
税務部
税制課

- (1)・(2) [略]
- (3) 地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税、地方道路譲与税、森林環境譲与税及び石油ガス譲与税並びに利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、分離課税所得割交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、環境性能割交付金及び軽油引取税交付金に関すること。
- (4)～(10) [略]
- [略]

第6条 市民局の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

市民局
市民生活部
市民生活安全課

- (1)～(5) [略]
- (6) 市民の防犯対策に関すること。
- (7)～(17) [略]
- [略]

第7条 保健福祉局の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

保健福祉局
保健部
健康増進課

- (1)～(17) [略]
- [略]
- 生活衛生課

- (1) 生活衛生関係営業の衛生向上に係る施策の企画及び調整に関すること。
- (2)～(5) [略]
- (6) 区役所の害虫駆除、災害時消毒及び公衆便所維持管理に係る事務の総合調整に関すること。
- (7)～(9) [略]
- (10) 食の安全に係る施策の企画及び調整に関すること。
- (11) 食品衛生の総括に関すること。
- (12) と畜及び食鳥処理の衛生の総括に関すること。
- (13) 薬事の総括に関すること。
- (14) 献血事業の総括に関すること。
- (15) 食肉衛生検査所、保健所食品衛生課及び環境薬事課並びに健康科学研究センター保健科学課及び生活科学課との食品等及び薬事に係る連絡調整に関すること。

- (1) 生活衛生に係る施策の企画及び調整に関すること。
- (2)～(5) [略]
- (6) 区役所の害虫駆除、災害時消毒、公衆便所維持管理に係る事務の総合調整に関すること。
- (7)～(9) [略]

食品・医薬品安全課

- (1) 食の安全に係る施策の企画及び調整に関すること。
- (2) 食品衛生の総括に関すること。
- (3) と畜及び食鳥処理の衛生の総括に関すること。
- (4) 薬事（温泉に関するものを除く。）の総括に関すること。
- (5) 献血事業の総括に関すること。
- (6) 食肉衛生検査所、保健所食品衛生課及び環境薬事課並びに健康科学研究センター保健科学課及び生活科学課との食品等及び薬事（温泉に関するものを除く。）に係る連絡調整に関すること。

福祉部

福祉総務課

- (1) 保健福祉総合計画に関すること。
- (2) 福祉のまちづくりに関すること。
- (3) 社会福祉法人の設立認可等並びに指導及び監督に関すること。
- (4) 社会福祉連携推進法人の認定等並びに指導及び監督に関すること。
- (5) 民生委員・児童委員及び主任児童委員の活動に関すること。
- (6) 福祉事務所との連絡調整に関すること。
- (7) 社会福祉審議会に関すること。
- (8) 浦和ふれあい館及び大宮ふれあい福祉センターの管理に関すること。
- (9) 部内の業務委託に係る入札（他の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (10) 社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会との連絡調整に関すること。

- (1) 社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団との連絡調整に関すること。
- (2) 部内の連絡調整に関すること。
- (3) 部内の他課の所管に属さない事項に関すること。

生活福祉課

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に係る事務の企画、運営及び施行事務監査に関すること。
- (2) 生活保護法に基づく医療機関及び介護機関の指定並びに指導及び検査に関すること。
- (3) 生活保護法に基づく保護施設の整備相談等に関すること。
- (4) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に係る事務の企画及び運営に関すること。
- (5) 生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者就労訓練事業の認定に関すること。
- (6) ホームレスの自立支援に関すること。
- (7) 被保護者等住居・生活サービス提供事業者の指導及び監督に関すること。
- (8) 日常生活支援住居施設の認定に関すること。
- (9) 区役所の生活保護、生活困窮者の自立支援並びに行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに係る事務の総合調整に関すること。

監査指導課

- (1) 社会福祉法人、社会福祉連携推進法人、社会福祉施設及び児童福祉施設等の指導監査に関すること。
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）による指定障害福祉サービス事業者等の指導監査に関すること。
- (3) 介護保険法（平成9年法律第123号）による事業所及び施設の指導監査に関すること。
- (4) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の指導監査に関すること。

障害政策課

- (1) 障害者総合支援計画に関すること。
- (2) 障害者福祉に係る施策の企画及び調整に関すること。
- (3) 障害者福祉施設の計画、整備及び管理に関すること。
- (4) 障害者の権利擁護に関すること。
- (5) 障害者（児）福祉施設の整備相談等に関すること。

- (6) 障害者のスポーツの振興に関すること。
- (7) 障害者政策委員会に関すること。
- (8) 障害者の権利の擁護に関する委員会に関する
こと。
- (9) みのり園、大崎むつみの里、春光園、槻の木、
みずき園、第1やまぶき、第2やまぶき及び大
砂土障害者デイサービスセンターの管理に関す
ること。
- (10) 障害者更生相談センター、障害者総合支援セ
ンター及び総合療育センターひまわり学園との
連絡調整に関すること。

障害支援課

- (1) 障害者の虐待防止に関すること。
- (2) 障害者福祉施設の設置の認可等並びに指導及
び監督に関すること。
- (3) 指定障害福祉サービス事業者等の指定、取消
し等に関すること。
- (4) 介護給付費等の支給に関すること。
- (5) 障害児通所給付費等の支給に関すること。
- (6) 障害者の社会参加の推進に関すること。
- (7) 心身障害者扶養共済事業に関すること。
- (8) 精神障害者保健福祉手帳の交付決定に関する
こと。
- (9) 心身障害者福祉手当及び特別児童扶養手当等
の支給に関すること。
- (10) 地域自立支援協議会に関すること。
- (11) 障害者生活支援センターに関すること。
- (12) 区役所の障害者福祉に係る事務の総合調整に
関すること。

国民健康保険課

- (1) 国民健康保険の運営に関すること。
- (2) 国民健康保険税に係る事務の総合調整に関す
ること。
- (3) 国民健康保険給付費の支給に関すること。
- (4) 国民健康保険の保健事業の企画及び運営に関
すること。
- (5) 国民健康保険運営協議会に関すること。
- (6) 国民健康保険被保険者証の一斉更新に関する
こと。
- (7) 国民健康保険税の徴収金の不納欠損処分に関
すること。
- (8) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号
）の規定による医療に係る診療報酬明細書の審
査に関すること。
- (9) 国民健康保険法の規定による医療に係る不当
利得並びに第三者納付金の請求に関すること。
- (10) 国民健康保険に係る療養費（柔道整復施術療
養費に限る。）の支給の決定に関すること。

(11) 区役所の国民健康保険に係る事務の総合調整に関すること。

年金医療課

(1) 国民年金に関すること。

(2) 在日外国人等福祉手当の支給に関すること。

(3) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づく医療に関すること。

(4) 子育て支援医療費、心身障害者医療費及びひとり親家庭等医療費の支給に関すること。

(5) 子育て支援医療費受給資格証、心身障害者医療費受給資格証及びひとり親家庭等医療費受給資格証の一斉更新に関すること。

(6) 区役所の国民年金、特別障害給付金、在日外国人等福祉手当、子育て支援医療、心身障害者医療、ひとり親家庭等医療及び高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療に係る事務の総合調整に関すること。

(7) 埼玉県後期高齢者医療広域連合との連絡調整に関すること。

長寿応援部

高齢福祉課

(1) 高齢者福祉計画に関すること。

(2) 高齢者福祉に係る施策の企画及び調整に関すること。

(3) 高齢者虐待防止に関すること。

(4) 成年後見制度の推進に関すること。

(5) 高齢・障害者権利擁護センターに関すること。

(6) 高齢者の社会参加及び生きがいづくり等の推進に関すること。

(7) セカンドライフ支援に関すること。

(8) 高齢者への在宅福祉サービス事業の管理等に関すること。

(9) 公立高齢者福祉施設の計画及び整備に関すること。

(10) 年輪荘、グリーンヒルうらわ、老人福祉センター、西楽園、老人憩いの家、高齢者デイサービスセンター、与野本町デイサービスセンター、高齢者生きがい活動センター及び宝来グラウンド・ゴルフ場の管理に関すること。

(11) 区役所の高齢者福祉に係る事務の総合調整に関すること。

(12) 公益社団法人さいたま市シルバー人材センターとの連絡調整に関すること。

(13) 部内の業務委託に係る入札（他の所管に属するものを除く。）に関すること。

(14) 部内の連絡調整に関すること。

(15) 部内の他課の所管に属さない事項に関すること。

いきいき長寿推進課

- (1) 地域支援事業に係る施策の企画及び調整に関すること。
- (2) 介護予防事業の運営（他の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (3) 包括的支援事業の運営（他の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (4) 認知症高齢者対策に関すること。
- (5) 地域包括支援センター等及び地域包括支援センター運営協議会に関すること。
- (6) 地域包括ケアの推進の総括に関すること。
- (7) 区役所の地域支援事業に係る事務の総合調整に関すること。

介護保険課

- (1) 介護保険法による事業所及び施設の指定許可、取消し等に関すること。
- (2) 地域密着型サービス事業所の整備相談及び地域密着型サービス運営委員会に関すること。
- (3) 介護保険事業計画に関すること。
- (4) 介護保険事業の運営に関すること。
- (5) 介護認定審査会に関すること。
- (6) 民間高齢者福祉施設等の整備及び助成に関すること。
- (7) 高齢者福祉施設の設置の認可等並びに指導及び監督に関すること。
- (8) サービス付き高齢者向け住宅事業の登録等（提供サービス及び入居契約に関する登録基準の審査に係るものに限る。）に関すること。
- (9) 区役所の介護保険事業に係る事務の総合調整に関すること。

第7条の2 福祉局の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

福祉局

生活福祉部

福祉総務課

- (1) 保健福祉総合計画に関すること。
- (2) 地域福祉に係る施策の企画及び調整に関すること。
- (3) 福祉のまちづくりに関すること。
- (4) 社会福祉法人の設立認可等並びに指導及び監督に関すること。
- (5) 社会福祉連携推進法人の認定等並びに指導及び監督に関すること。
- (6) 民生委員・児童委員及び主任児童委員の活動に関すること。
- (7) 福祉事務所との連絡調整に関すること。

- (8) 社会福祉審議会に関すること。
- (9) 浦和ふれあい館及び大宮ふれあい福祉センターの管理に関すること。
- (10) 社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会との連絡調整に関すること。
- (11) 社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団との連絡調整に関すること。
- (12) 局内の予算及び主要事業の進行管理に関すること。
- (13) 局内の業務委託契約及び特定調達契約に係る審査（他の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (14) 部内の業務委託に係る入札（他の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (15) 局内の所掌事務に係る審査請求に係る審査庁に関すること。
- (16) 局内の他部及び部内の他課との連絡調整に関すること。
- (17) 局の危機管理に関すること。
- (18) 局内の他部及び部内の他課の所管に属さない事項に関すること。

生活福祉課

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に係る事務の企画、運営及び施行事務監査に関すること。
- (2) 生活保護法に基づく医療機関及び介護機関の指定並びに指導及び検査に関すること。
- (3) 生活保護法に基づく保護施設の整備相談等に関すること。
- (4) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に係る事務の企画及び運営に関すること。
- (5) 生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者就労訓練事業の認定に関すること。
- (6) ホームレスの自立支援に関すること。
- (7) 被保護者等住居・生活サービス提供事業者の指導及び監督に関すること。
- (8) 日常生活支援住居施設の認定に関すること。
- (9) 区役所の生活保護、生活困窮者の自立支援並びに行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに係る事務の総合調整に関すること。

監査指導課

- (1) 社会福祉法人、社会福祉連携推進法人、社会福祉施設及び児童福祉施設等の指導監査に関すること。
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）

による指定障害福祉サービス事業者等の指導監査に関すること。

(3) 介護保険法（平成9年法律第123号）による事業所及び施設の指導監査に関すること。

(4) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の指導監査に関すること。

国保年金課

(1) 国民健康保険の運営に関すること。

(2) 国民健康保険税に係る事務の総合調整に関すること。

(3) 国民健康保険給付費の支給に関すること。

(4) 国民健康保険の保健事業の企画及び運営に関すること。

(5) 国民健康保険運営協議会に関すること。

(6) 国民健康保険被保険者証の一斉更新に関すること。

(7) 国民健康保険税の徴収金の不能欠損処分に関すること。

(8) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による医療に係る診療報酬明細書の審査に関すること。

(9) 国民健康保険法の規定による医療に係る不当利得並びに第三者納付金の請求に関すること。

(10) 国民健康保険に係る療養費（柔道整復施術療養費に限る。）の支給の決定に関すること。

(11) 国民年金、特別障害給付金及び年金生活者支援給付金に関すること。

(12) 在日外国人等福祉手当の支給に関すること。

(13) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づく医療に関すること。

(14) 区役所の国民健康保険、国民年金、特別障害給付金、年金生活者支援給付金、在日外国人等福祉手当及び高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療に係る事務の総合調整に関すること。

(15) 埼玉県後期高齢者医療広域連合との連絡調整に関すること。

長寿応援部

高齢福祉課

(1) 高齢者福祉計画に関すること。

(2) 高齢者福祉に係る施策の企画及び調整に関すること。

(3) 高齢者虐待防止に関すること。

(4) 成年後見制度の推進に関すること。

(5) 高齢・障害者権利擁護センターに関すること。

(6) 高齢者の社会参加及び生きがいがづくり等の推進に関すること。

- (7) セカンドライフ支援に関すること。
- (8) 高齢者への在宅福祉サービス事業の管理等に
関すること。
- (9) 公立高齢者福祉施設の計画及び整備に関する
こと。
- (10) 年輪荘、グリーンヒルうらわ、老人福祉セン
ター、西楽園、老人憩いの家、高齢者デイサー
ビスセンター、与野本町デイサービスセンター、
高齢者生きがい活動センター及び宝来グラウン
ド・ゴルフ場の管理に関すること。
- (11) 区役所の高齢者福祉に係る事務の総合調整に
関すること。
- (12) 公益社団法人さいたま市シルバー人材センタ
ーとの連絡調整に関すること。
- (13) 部内の業務委託に係る入札（他の所管に属す
るものを除く。）に関すること。
- (14) 部内の連絡調整に関すること。
- (15) 部内の他課の所管に属さない事項に関するこ
と。

いきいき長寿推進課

- (1) 地域支援事業に係る施策の企画及び調整に関
すること。
- (2) 介護予防事業の運営（他の所管に属するもの
を除く。）に関すること。
- (3) 包括的支援事業の運営（他の所管に属するも
のを除く。）に関すること。
- (4) 認知症高齢者対策に関すること。
- (5) 地域包括支援センター等及び地域包括支援セ
ンター運営協議会に関すること。
- (6) 地域包括ケアの推進の総括に関すること。
- (7) 区役所の地域支援事業に係る事務の総合調整
に関すること。

介護保険課

- (1) 介護保険法による事業所及び施設の指定許可、
取消し等に関すること。
- (2) 地域密着型サービス事業所の整備相談及び地
域密着型サービス運営委員会に関すること。
- (3) 介護保険事業計画に関すること。
- (4) 介護保険事業の運営に関すること。
- (5) 介護認定審査会に関すること。
- (6) 民間高齢者福祉施設等の整備及び助成に関す
ること。
- (7) 高齢者福祉施設の設置の認可等並びに指導及
び監督に関すること。
- (8) サービス付き高齢者向け住宅事業の登録等（
提供サービス及び入居契約に関する登録基準の
審査に係るものに限る。）に関すること。
- (9) 区役所の介護保険事業に係る事務の総合調整

に関すること。

障害福祉部

障害政策課

- (1) 障害者総合支援計画に関すること。
- (2) 障害者福祉に係る施策の企画及び調整に関すること。
- (3) 障害者福祉施設の計画、整備及び管理に関すること。
- (4) 障害者の権利擁護に関すること。
- (5) 障害者（児）福祉施設の整備相談等に関すること。
- (6) 障害者の社会参加に係る施策の企画に関すること。
- (7) 障害者政策委員会に関すること。
- (8) 障害者の権利の擁護に関する委員会に関すること。
- (9) みのり園、大崎むつみの里、春光園、槻の木、みずき園、第1やまぶき、第2やまぶき及び大砂土障害者デイサービスセンターの管理に関すること。
- (10) 障害者更生相談センター、障害者総合支援センター及び総合療育センターひまわり学園との連絡調整に関すること。
- (11) 障害者の虐待防止（障害者福祉施設での虐待対応に限る。）に関すること。
- (12) 障害者福祉施設（生活ホームを除く。）の設置の認可等並びに指導及び監督に関すること。
- (13) 指定障害福祉サービス事業者等の指定、取消し等に関すること。
- (14) 部内の業務委託に係る入札（他の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (15) 部内の連絡調整に関すること。
- (16) 部内の他課の所管に属さない事項に関すること。

障害福祉課

- (1) 地域自立支援協議会に関すること。
- (2) 障害者の虐待防止（他の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (3) 障害者生活支援センターに関すること。
- (4) 介護給付費等の支給に関すること。
- (5) 障害児通所給付費等の支給に関すること。
- (6) 精神障害者保健福祉手帳の交付決定に関すること。
- (7) 障害者の社会参加の推進に関すること。
- (8) 心身障害者扶養共済事業に関すること。
- (9) 心身障害者福祉手当及び特別児童扶養手当等の支給に関すること。
- (10) 生活ホームの設置の認可等並びに指導及び監

督に関すること。

- (1) 心身障害者医療費の支給に関すること。
- (2) 区役所の障害者福祉に係る事務の総合調整に関すること。

第7条の3 子ども未来局の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

子ども未来局

子ども育成部

子ども政策課

- (1) 市町村こども計画に関すること。
- (2) こども施策の企画及び総合調整に関すること。
- (3) 青少年に係る施策の企画及び調整に関すること。
- (4) 青少年の健全育成に関すること。
- (5) 青少年問題協議会に関すること。
- (6) 児童厚生施設の計画及び整備に関すること。
- (7) 児童厚生施設及び青少年施設の管理に関すること。

- (8) [略]
- (9) [略]
- (10) [略]
- (11) [略]
- (12) [略]
- (13) [略]
- (14) [略]
- (15) [略]

子育て支援課

- (1) 子育て支援施策の推進に関すること。

第7条の2 子ども未来局の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

子ども未来局

子ども育成部

子育て支援政策課

- (1) 少子化対策に関する調査研究、企画及び総合調整に関すること。
- (2) 子育て支援施策の企画及び推進に関すること。
- (3) 次世代育成支援対策の総合調整に関すること。
- (4) 子ども・子育て支援新制度の総合調整に関すること。
- (5) ひとり親家庭等の支援に関すること。
- (6) 母子父子寡婦福祉資金貸付事業に関すること。
- (7) 児童手当及び児童扶養手当の支給に関すること。
- (8) ファミリー・サポート・センターの業務に関すること。
- (9) 区役所の子育て支援に係る事務の総合調整に関すること。
- (10) [略]
- (11) [略]
- (12) [略]
- (13) [略]
- (14) [略]
- (15) [略]
- (16) [略]
- (17) [略]

青少年育成課

- (1) 青少年に係る施策の企画及び調整に関すること。
- (2) 青少年の健全育成に関すること。
- (3) 青少年問題協議会に関すること。
- (4) 児童厚生施設の計画及び整備に関すること。
- (5) 児童厚生施設及び青少年施設の管理に関すること。
- (6) 放課後児童健全育成事業に関すること。
- (7) 放課後児童健全育成施設の整備に関すること。
- (8) 区役所の青少年健全育成に係る事務の総合調整に関すること。

- (2) 児童手当及び児童扶養手当の支給に関すること。
- (3) ひとり親家庭等の支援に関すること。
- (4) 母子父子寡婦福祉資金貸付等に関すること。
- (5) 子育て支援医療費及びひとり親家庭等医療費の支給に関すること。
- (6) 区役所の子育て支援及びひとり親家庭等の支援に係る事務の総合調整に関すること。

子育て未来部

幼児・放課後児童課

- (1) [略]
- (2) 子育てのための施設等利用給付に関すること。
- (3) [略]
- (4) 幼稚園（特定教育・保育施設であるものに限る。）の指導及び監督に関すること。
- (5) 放課後児童健全育成事業に関すること。

- (6) 放課後児童健全育成施設の整備に関すること。
- (7) 区役所の放課後児童健全育成に係る事務の総合調整に関すること。

- (8) [略]
 - (9) [略]
 - (10) [略]
- [略]

保育課

- (1)・(2) [略]
- (3) [略]
- (4) [略]

保育施設支援課

- (1) 施設型給付及び地域型保育給付に関すること。
- (2) 民間保育所、地域型保育事業所、幼保連携型認定こども園及び認可外保育施設の助成に関すること。
- (3) 民間保育所、地域型保育事業所、幼保連携型認定こども園及び認可外保育施設の指導及び監督に関すること。
- (4) 区役所の保育に係る事務の総合調整に関する

幼児未来部

幼児政策課

- (1) [略]
- (2) 子育てのための施設等利用給付（他の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (3) [略]
- (4) 認可外保育施設の助成に関すること。
- (5) 施設型給付に属する幼稚園、地域型保育給付に属する事業所等及び認可外保育施設の指導及び監督に関すること。

- (6) [略]
 - (7) [略]
 - (8) [略]
- [略]

保育課

- (1)・(2) [略]
- (3) 施設型給付及び地域型保育給付に関すること。
- (4) 民間保育所及び認定こども園の助成に関すること。
- (5) [略]
- (6) 区役所の保育に係る事務の総合調整に関すること。
- (7) [略]
- (8) 施設型給付に属する認可保育所及び幼保連携型認定こども園の指導及び監督に関すること。

こと。

第8条 環境局の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

環境局

環境共生部

環境総務課

(1)～(4) [略]

(5) 空き地及び空き家等の適正管理の総括に関すること。

(6) 区役所の空き地及び空き家等の適正管理に係る事務の総合調整に関すること。

(7) 外来生物に関すること。

(8) 野生鳥獣の保護及び有害鳥獣の捕獲に関すること。

(9) 区役所の野生鳥獣に係る事務の総合調整に関すること。

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

(15) [略]

(16) [略]

脱炭素社会推進課

(1) 地球温暖化対策に係る施策の企画及び推進に関すること。

(2) 再生可能エネルギーの普及促進に関すること。

(3) 省エネルギーの推進に関すること。

(4) 次世代自動車の普及及び啓発に関すること。

環境対策課

(1)～(20) [略]

(21) 水環境及び生物多様性の保全に関すること。

[略]

第10条 都市局の分掌事務は、おおむね次のとお

第8条 環境局の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

環境局

環境共生部

環境創造政策課

(1)～(4) [略]

(5) 空き家等の適正管理の総括に関すること。

(6) 区役所の空き家等の適正管理に係る事務の総合調整に関すること。

(7) 地球温暖化対策に係る施策の企画及び推進に関すること。

(8) 再生可能エネルギーの普及促進に関すること。

(9) 省エネルギーの推進に関すること。

(10) 次世代自動車の普及及び啓発に関すること。

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

(15) [略]

(16) [略]

(17) [略]

環境対策課

(1)～(20) [略]

(21) 交通環境対策に係る計画の策定及び推進に関すること。

(22) 自然保護に関すること。

(23) 野生鳥獣の保護及び有害鳥獣の捕獲に関すること。

(24) 区役所の野生鳥獣に係る事務の総合調整に関すること。

(25) 空き地の適正管理の総括に関すること。

(26) 区役所の空き地の適正管理に係る事務の総合調整に関すること。

[略]

第10条 都市局の分掌事務は、おおむね次のとお

りとする。

都市局

都市計画部

[略]

自転車まちづくり推進課

(1) [略]

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

[略]

第11条 建設局の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

建設局

[略]

建築部

[略]

住宅政策課

(1)～(6) [略]

(7) 高齢者向け優良賃貸住宅に関すること。

(8)～(13) [略]

[略]

下水道部

下水道総務課

(1) [略]

(2) 北部建設事務所下水道管理課及び南部建設事務所下水道管理課との連絡調整（下水道使用料、下水道事業受益者負担金及び水洗便所改造資金貸付に係るものに限る。）に関すること。

(3)～(6) [略]

[略]

(職員)

第13条 [略]

2～6 [略]

7 保健衛生局に医務監を置く。

8 局、市長公室又は都市戦略本部に理事、副理事、参事、副参事又は総合調整幹を置くことができる。

9 部に副理事、次長、参事、副参事、調整幹又は参与を置くことができる。

りとする。

都市局

都市計画部

[略]

自転車まちづくり推進課

(1) [略]

(2) コミュニティサイクルの導入及び研究に関すること。

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

[略]

第11条 建設局の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

建設局

[略]

建築部

[略]

住宅政策課

(1)～(6) [略]

(7) 特定優良賃貸住宅及び高齢者向け優良賃貸住宅に関すること。

(8)～(13) [略]

[略]

下水道部

下水道総務課

(1) [略]

(2) 建設事務所下水道管理課との連絡調整（下水道使用料、下水道事業受益者負担金及び水洗便所改造資金貸付に係るものに限る。）に関すること。

(3)～(6) [略]

[略]

(職員)

第13条 [略]

2～6 [略]

7 保健福祉局に医務監を置く。

8 局、市長公室又は都市戦略本部に理事、副理事、参事又は副参事を置くことができる。

9 部に副理事、次長、参事、副参事又は参与を置くことができる。

| | |
|---|---|
| <p>10 前項に定める者のほか、都市戦略本部都市経営戦略部、都市戦略本部行財政改革推進部、都市戦略本部デジタル改革推進部、都市戦略本部未来都市推進部又は市民局区政推進部に主幹、<u>専門幹</u>又は主査を置くことができる。</p> <p>11 課に副参事、課長補佐、主幹、<u>専門幹</u>、参与又は主査を置くことができる。</p> <p>12 室に副参事、課長補佐、主幹、<u>専門幹</u>、参与又は主査を置くことができる。</p> <p>13・14 [略]</p> <p>(職務)</p> <p>第14条 局長、公室長、本部長、<u>理事</u>、部長、<u>副理事</u>、次長、参事、課長、室長、<u>副参事</u>、<u>総合調整幹</u>、<u>調整幹</u>及び係長は、上司の命を受け、担任意務を掌理し、その事務を処理するため所属の職員を指揮監督する。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>4 [略]</p> <p>5 [略]</p> <p>6 [略]</p> <p>7 [略]</p> <p>8 [略]</p> <p>9 [略]</p> <p>10 主幹、<u>専門幹</u>及び主査は、上司の命を受け、担任意務に従事し、所属の職員があるときは、その事務を処理するためこれを指揮監督する。</p> <p>11 [略]</p> <p>12 前条第13項に規定する職員は、上司の命を受け、担任意務に従事する。</p> | <p>10 前項に定める者のほか、都市戦略本部都市経営戦略部、都市戦略本部行財政改革推進部、都市戦略本部デジタル改革推進部、都市戦略本部未来都市推進部又は市民局区政推進部に主幹又は主査を置くことができる。</p> <p>11 課に副参事、課長補佐、主幹、参与又は主査を置くことができる。</p> <p>12 室に副参事、室長補佐、主幹、参与又は主査を置くことができる。</p> <p>13・14 [略]</p> <p>(職務)</p> <p>第14条 局長、公室長、本部長、部長、課長、室長及び係長は、上司の命を受け、担任意務を掌理し、その事務を処理するため所属の職員を指揮監督する。</p> <p>2 <u>理事</u>、<u>副理事</u>、次長、<u>参事</u>及び<u>副参事</u>は、<u>上司の命を受け、担任意務を掌理し、その事務を処理するため所属の職員を指揮監督する。</u></p> <p>3 [略]</p> <p>4 [略]</p> <p>5 [略]</p> <p>6 [略]</p> <p>7 [略]</p> <p>8 [略]</p> <p>9 [略]</p> <p>10 [略]</p> <p>11 主幹及び主査は、上司の命を受け、担任意務に従事し、所属の職員があるときは、その事務を処理するためこれを指揮監督する。</p> <p>12 [略]</p> <p>13 前条第14項に規定する職員は、上司の命を受け、担任意務に従事する。</p> |
|---|---|

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

さいたま市規則第39号

さいたま市事業所事務分掌規則の一部を改正する規則

さいたま市事業所事務分掌規則（平成15年さいたま市規則第87号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(内部組織)</p> <p>第3条 事業所の内部組織は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p><u>保健衛生局</u></p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p><u>福祉局</u></p> <p><u>障害福祉部</u></p> <p><u>障害者更生相談センター</u></p> <p><u>身体障害係</u></p> <p><u>知的障害係</u></p> <p><u>高次脳機能障害者支援係</u></p> <p><u>障害者総合支援センター</u></p> <p><u>管理係</u></p> <p><u>就労支援係</u></p> <p><u>発達障害者支援係</u></p> <p>子ども未来局</p> <p>子ども家庭総合センター</p> <p>[略]</p> <p>北部児童相談所</p> | <p>(内部組織)</p> <p>第3条 事業所の内部組織は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p><u>保健福祉局</u></p> <p>[略]</p> <p><u>福祉部</u></p> <p><u>障害者更生相談センター</u></p> <p><u>身体障害係</u></p> <p><u>知的障害係</u></p> <p><u>高次脳機能障害者支援係</u></p> <p><u>障害者総合支援センター</u></p> <p><u>管理係</u></p> <p><u>就労支援係</u></p> <p><u>発達障害者支援係</u></p> <p>[略]</p> <p>子ども未来局</p> <p>子ども家庭総合センター</p> <p>[略]</p> <p>北部児童相談所</p> |

企画調整係

心理相談第1係

心理相談第2係

家庭支援第1係

家庭支援第2係

家庭支援第3係

家庭支援第4係

南部児童相談所

管理係

企画調整係

心理相談第1係

心理相談第2係

家庭支援第1係

家庭支援第2係

家庭支援第3係

家庭支援第4係

里親推進係

児童保護第1係

児童保護第2係

[略]

総合療育センターひまわり学園

[略]

育成課

療育係

通園係

東部療育センター開設準備室

[略]

(分掌事務)

第4条 事業所の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

[略]

保健衛生局

[略]

企画調整係

心理相談係

家庭支援第1係

家庭支援第2係

家庭支援第3係

家庭支援第4係

南部児童相談所

管理係

企画調整係

心理相談係

家庭支援第1係

家庭支援第2係

家庭支援第3係

里親推進係

児童保護第1係

児童保護第2係

[略]

総合療育センターひまわり学園

[略]

育成課

療育係

通園係

[略]

(分掌事務)

第4条 事業所の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

[略]

保健福祉局

[略]

福祉部

障害者更生相談センター

(1) 身体障害者及び知的障害者に関する相談及び指導のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに関すること。

(2) 身体障害者及び知的障害者の医学的、心理学的及び職能的判定に関すること。

(3) 身体障害者の補装具の処方及び適合判定に関すること。

(4) 身体障害者手帳及び療育手帳の交付決定に関

[略]

福祉局

障害福祉部

障害者更生相談センター

- (1) 身体障害者及び知的障害者に関する相談及び指導のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに関すること。
- (2) 身体障害者及び知的障害者の医学的、心理学的及び職能的判定に関すること。
- (3) 身体障害者の補装具の処方及び適合判定に関すること。
- (4) 身体障害者手帳及び療育手帳の交付決定に関すること。
- (5) 高次脳機能障害の相談に関すること。

障害者総合支援センター

- (1) 障害者総合支援センターの管理に関すること。
- (2) 障害者の就労に係る相談及び支援に関すること。
- (3) 市内障害者施設の授産支援に関すること。
- (4) 障害者、家族等の生活支援のための研修に関すること。
- (5) 障害者の社会参加のための研修に関すること。
- (6) 発達障害者、家族等に対する相談及び支援に関すること。
- (7) 発達障害に係る知識の普及及び啓発に関すること。
- (8) 発達障害者支援連絡協議会に関すること。

子ども未来局

[略]

子育て未来部

[略]

総合療育センターひまわり学園

すること。

- (5) 高次脳機能障害の相談に関すること。

障害者総合支援センター

- (1) 障害者総合支援センターの管理に関すること。
- (2) 障害者の就労に係る相談及び支援に関すること。
- (3) 市内障害者施設の授産支援に関すること。
- (4) 障害者、家族等の生活支援のための研修に関すること。
- (5) 障害者の社会参加のための研修に関すること。
- (6) 発達障害者、家族等に対する相談及び支援に関すること。
- (7) 発達障害に係る知識の普及及び啓発に関すること。
- (8) 発達障害者支援連絡協議会に関すること。

[略]

子ども未来局

[略]

幼児未来部

[略]

総合療育センターひまわり学園

[略]

育成課

(1)~(3) [略]

東部療育センター開設準備室

(1) (仮称) 東部療育センターの整備に関するこ
と。

[略]

(職員)

第7条 [略]

2 事業所の課に課長、所に所長、室に室長、園に
園長、係に係長を置く。

3 高等看護学院に事務長を置く。

4 事業所に副理事、次長、参事、副所長、副参事、
課長補佐、所長補佐、室長補佐、館長補佐、場長
補佐、主幹、調整幹、専門幹、参与又は主査を置
くことができる。

5~7 [略]

(職務)

第8条 事業所の長、副理事、次長、参事、課長、
所長、室長、園長、事務長、副所長、副参事、副
館長、副園長、調整幹及び係長は、上司の命を受
け、担当事務を掌理し、その事務を処理するため
所属の職員を指揮監督する。

2 課長補佐、所長補佐、室長補佐、館長補佐及び
場長補佐は、課長、所長、室長、館長及び場長を
補佐するとともに、上司の命を受け、担当事務を
掌理し、その事務を処理するため所属の職員を指
揮監督する。

3 主幹、専門幹及び主査は、上司の命を受け、担
任事務に従事し、所属の職員があるときは、その
事務を処理するためこれを指揮監督する。

4 [略]

5 [略]

別表第1 (第2条関係)

| 所属 | 第1類 事業所 | 第2類 事業所 | 第3類 事業所 |
|--------------|------------|------------|------------|
| [略] | | | |
| <u>保健衛生局</u> | [略] | | |
| <u>保健衛生局</u> | | [略] | |
| <u>保健部</u> | | | |
| <u>保健衛生局</u> | | | [略] |

[略]

育成課

(1)~(3) [略]

[略]

(職員)

第7条 [略]

2 高等看護学院に事務長を置く。

3 事業所の課に課長、園に園長、係に係長を置く。

4 事業所に副理事、次長、副所長、参事、副参事、
課長補佐、所長補佐、館長補佐、場長補佐、主幹、
参与又は主査を置くことができる。

5~7 [略]

(職務)

第8条 事業所の長、副所長、事務長、課長、副館
長、園長、副園長及び係長は、上司の命を受け、
担当事務を掌理し、その事務を処理するため所属
の職員を指揮監督する。

2 副理事、次長、参事及び副参事は、上司の命を
受け、担当事務を掌理し、その事務を処理するた
め所属の職員を指揮監督する。

3 課長補佐、所長補佐、館長補佐及び場長補佐は、
課長、所長、館長及び場長を補佐するとともに、
上司の命を受け、担当事務を掌理し、その事務を
処理するため所属の職員を指揮監督する。

4 主幹及び主査は、上司の命を受け、担当事務に
従事し、所属の職員があるときは、その事務を処
理するためこれを指揮監督する。

5 [略]

6 [略]

別表第1 (第2条関係)

| 所属 | 第1類 事業所 | 第2類 事業所 | 第3類 事業所 |
|--------------|------------|------------|------------|
| [略] | | | |
| <u>保健福祉局</u> | [略] | | |
| <u>保健福祉局</u> | | [略] | |
| <u>保健部</u> | | | |
| <u>保健福祉局</u> | | | [略] |

| | | | |
|-------------------------|--|-----|-----|
| 保健部思い 出の里市営 霊園事務所 | | | |
| 福祉局障害 福祉部 | | [略] | |
| [略] | | | |
| 子ども未来 局子育て未 来部保育課 | | | [略] |
| [略] | | | |

| | | | |
|-------------------------|--|-----|-----|
| 保健部思い 出の里市営 霊園事務所 | | | |
| 保健福祉局 福祉部 | | [略] | |
| [略] | | | |
| 子ども未来 局幼児未来 部保育課 | | | [略] |
| [略] | | | |

別表第3（第7条関係）

| 事業所 | 事業所に置かれる長 |
|---|-----------|
| 東京事務所 北部市税事務所 南部市 税事務所 消費生活総合センター 男 女共同参画推進センター 男女共同参 画相談室 浦和消費生活センター 岩 槻消費生活センター 健康科学研究セ ンター 思い出の里市営霊園事務所 大宮聖苑管理事務所 食肉衛生検査所 こころの健康センター 動物愛護ふ れあいセンター 障害者更生相談セン ター 障害者総合支援センター 子ど も家庭総合センター 総合療育センタ ーひまわり学園 療育センターさくら 草 西部清掃事務所 東部清掃事務所 西部環境センター 東部環境センタ ー クリーンセンター大崎 大宮南部 浄化センター クリーンセンター西堀 計量検査所 農業者トレーニングセン ター 見沼グリーンセンター 北部 都市計画事務所 南部都市計画事務所 車両対策事務所 日進・指扇周辺まち づくり事務所 浦和東部まちづくり 事務所 東浦和まちづくり事務所 浦 和西部まちづくり事務所 与野まちづ くり事務所 岩槻まちづくり事務所 浦和駅周辺まちづくり事務所 大宮駅 東口まちづくり事務所 大宮駅西口ま ちづくり事務所 北部建設事務所 南 部建設事務所 | [略] |
| [略] | |

別表第3（第7条関係）

| 事業所 | 事業所に置かれる長 |
|---|-----------|
| 東京事務所 北部市税事務所 南部市 税事務所 消費生活総合センター 男 女共同参画推進センター 男女共同参 画相談室 浦和消費生活センター 岩 槻消費生活センター 健康科学研究セ ンター 思い出の里市営霊園事務所 大宮聖苑管理事務所 食肉衛生検査所 こころの健康センター 動物愛護ふ れあいセンター 障害者更生相談セン ター 障害者総合支援センター 子ど も家庭総合センター 総合療育センタ ーひまわり学園 北部児童相談所 南 部児童相談所 療育センターさくら草 西部清掃事務所 東部清掃事務所 西部環境センター 東部環境センタ ー クリーンセンター大崎 大宮南部 浄化センター クリーンセンター西堀 計量検査所 農業者トレーニングセン ター 見沼グリーンセンター 北部都 市計画事務所 南部都市計画事務所 車両対策事務所 日進・指扇周辺まち づくり事務所 浦和東部まちづくり事 務所 東浦和まちづくり事務所 浦和 西部まちづくり事務所 与野まちづく り事務所 岩槻まちづくり事務所 浦 和駅周辺まちづくり事務所 大宮駅東 口まちづくり事務所 大宮駅西口ま ちづくり事務所 北部建設事務所 南 部建設事務所 | [略] |
| [略] | |

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

さいたま市規則第40号

さいたま市区役所等事務分掌規則の一部を改正する規則

さいたま市区役所等事務分掌規則（平成15年さいたま市規則第88号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(内部組織)</p> <p>第2条 区役所の内部組織は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>健康福祉部 福祉課 管理係 保護第1係 保護第2係 保護第3係（北区役所、見沼区役所、桜区役所、南区役所及び岩槻区役所に限る。） <u>保護第4係（見沼区役所に限る。）</u></p> <p>[略]</p> <p>第4条 区役所区民生活部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>区民生活部 [略] 区民課 (1)～(13)</p> <p><u>(14)</u> [略] <u>(15)</u> [略] <u>(16)</u> [略] <u>(17)</u> [略] <u>(18)</u> [略] <u>(19)</u> [略] <u>(20)</u> [略] <u>(21)</u> [略] <u>(22)</u> [略] <u>(23)</u> <u>第17号から前号までに掲げるもののほか、</u></p> | <p>(内部組織)</p> <p>第2条 区役所の内部組織は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>健康福祉部 福祉課 管理係 保護第1係 保護第2係 保護第3係（北区役所、見沼区役所、桜区役所、南区役所及び岩槻区役所に限る。）</p> <p>[略]</p> <p>第4条 区役所区民生活部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>区民生活部 [略] 区民課 (1)～(13) <u>(14) 母子健康手帳の交付に関すること。</u> <u>(15)</u> [略] <u>(16)</u> [略] <u>(17)</u> [略] <u>(18)</u> [略] <u>(19)</u> [略] <u>(20)</u> [略] <u>(21)</u> [略] <u>(22)</u> [略] <u>(23)</u> [略] <u>(24)</u> <u>第18号から前号までに掲げるもののほか、</u></p> |

各種届出及び申請書の受付に関すること。

(24) [略]

(25) [略]

(26) [略]

(職員)

第8条 [略]

2 [略]

3 区役所に副理事又は総合調整幹を置くことができる。

4 区役所の部に参事、副参事、調整幹又は参与を置くことができる。

5 区役所のくらし応援室に参事、副参事、主幹、調整幹、専門幹、参与又は主査を置くことができる。

6 区役所の課、室（くらし応援室を除く。）又は保健センターに副参事、課長補佐、室長補佐、所長補佐、主幹、専門幹、参与又は主査を置くことができる。

7 [略]

8 [略]

(職務)

第9条 [略]

2 副理事、部長、室長、参事、課長、所長、副参事、総合調整幹、調整幹及び係長は、上司の命を受け、担当事務を掌理し、その事務を処理するため所属の職員を指揮監督する。

3 [略]

4 主幹、専門幹及び主査は、上司の命を受け、担当事務に従事し、所属の職員があるときは、その事務を処理するためこれを指揮監督する。

5 [略]

6 前条第7項に定める職員は、上司の命を受け、担当事務に従事する。

(支所の取扱業務)

第14条 支所の取り扱う事務は、おおむね次のとおりとする。

(1)～(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

各種届出及び申請書の受付に関すること。

(25) [略]

(26) [略]

(27) [略]

(職員)

第8条 [略]

2 [略]

3 区役所に副理事を置くことができる。

4 区役所の部に参事、副参事又は参与を置くことができる。

5 区役所の室、課又は保健センターに副参事、室長補佐、課長補佐、所長補佐、主幹、参与又は主査を置くことができる。

6 [略]

7 [略]

(職務)

第9条 [略]

2 部長、室長、課長、所長及び係長は、上司の命を受け、担当事務を掌理し、その事務を処理するため所属の職員を指揮監督する。

3 副理事、参事及び副参事は、上司の命を受け、担当事務を掌理し、その事務を処理するため所属の職員を指揮監督する。

4 [略]

5 主幹及び主査は、上司の命を受け、担当事務に従事し、所属の職員があるときは、その事務を処理するためこれを指揮監督する。

6 [略]

7 前条第6項に定める職員は、上司の命を受け、担当事務に従事する。

(支所の取扱業務)

第14条 支所の取り扱う事務は、おおむね次のとおりとする。

(1)～(9) [略]

(10) 妊娠届の受付及び母子健康手帳の交付に関すること。

(11) [略]

(12) [略]

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

(15) [略]

2 前項の規定にかかわらず、大宮区役所区民生活部大宮駅支所が午後7時まで時間を延長して取り扱うこととする事務は、次のとおりとする。

(1)～(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(市民の窓口の取扱事務)

第18条 [略]

2 前項の規定にかかわらず、市民の窓口（桜区役所区民生活部区民課西浦和駅市民の窓口、浦和区役所区民生活部区民課浦和駅市民の窓口、浦和区役所区民生活部区民課北浦和駅市民の窓口及び浦和区役所区民生活部区民課与野駅市民の窓口、南区役所区民生活部区民課南浦和駅市民の窓口並びに緑区役所区民生活部区民課東浦和駅市民の窓口に限る。）が午後7時まで時間を延長して取り扱うこととする事務は、次のとおりとする。

(1)～(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(13) [略]

(14) [略]

(15) [略]

(16) [略]

2 前項の規定にかかわらず、大宮区役所区民生活部大宮駅支所が午後7時まで時間を延長して取り扱うこととする事務は、次のとおりとする。

(1)～(3) [略]

(4) 妊娠届の受付及び母子健康手帳の交付に関すること。

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(市民の窓口の取扱事務)

第18条 [略]

2 前項の規定にかかわらず、市民の窓口（桜区役所区民生活部区民課西浦和駅市民の窓口、浦和区役所区民生活部区民課浦和駅市民の窓口、浦和区役所区民生活部区民課北浦和駅市民の窓口及び浦和区役所区民生活部区民課与野駅市民の窓口、南区役所区民生活部区民課南浦和駅市民の窓口並びに緑区役所区民生活部区民課東浦和駅市民の窓口に限る。）が午後7時まで時間を延長して取り扱うこととする事務は、次のとおりとする。

(1)～(3) [略]

(4) 妊娠届の受付及び母子健康手帳の交付に関すること。

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

さいたま市規則第41号

さいたま市内部統制の推進に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市内部統制の推進に関する規則（令和2年さいたま市規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 課所等 次に掲げるものをいう。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ <u>さいたま市事業所事務分掌規則（平成15年さいたま市規則第87号）第3条に規定する課（北部児童相談所、南部児童相談所及び東部療育センター開設準備室を含む。）並びに同規則別表第1市長公室の項に掲げる東京事務所及び同表第2類事業所の欄に掲げる事業所</u></p> <p>ウ [略]</p> <p>エ <u>さいたま市立病院管理規則（平成13年さいたま市規則第145号）第2条第1号に規定する課及び室並びに同条第4号に規定する患者支援センター</u></p> <p>オ～セ [略]</p> <p>(4) 課所長等 課所等の長（都市経営戦略部、行財政改革推進部、デジタル改革推進部、未来都市推進部及び区政推進部にあつては参事又は副参事の職にある者で当該部の長が指定するもの、大宮盆栽美術館及び岩槻人形博物館並びに生涯学習総合センター及びうらわ美術館にあつては副館長、<u>患者支援センター</u>にあつては副所長、<u>くらし応援室</u>にあつては参事又は副参事の職にある者で当該室の長が指定するもの。以下同じ。）をいう。</p> <p>(5)～(11) [略]</p> | <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 課所等 次に掲げるものをいう。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ <u>さいたま市事業所事務分掌規則（平成15年さいたま市規則第87号）第3条に規定する課（北部児童相談所及び南部児童相談所を含む。）並びに同規則別表第1市長公室の項に掲げる東京事務所及び同表第2類事業所の欄に掲げる事業所</u></p> <p>ウ [略]</p> <p>エ <u>さいたま市立病院管理規則（平成13年さいたま市規則第145号）第2条第1号に規定する課及び室</u></p> <p>オ～セ [略]</p> <p>(4) 課所長等 課所等の長（都市経営戦略部、行財政改革推進部、デジタル改革推進部、未来都市推進部及び区政推進部にあつては参事又は副参事の職にある者で当該部の長が指定するもの、大宮盆栽美術館及び岩槻人形博物館並びに生涯学習総合センター及びうらわ美術館にあつては副館長、<u>くらし応援室</u>にあつては参事又は副参事の職にある者で当該室の長が指定するもの。以下同じ。）をいう。</p> <p>(5)～(11) [略]</p> |

別表（第8条関係）

[略]
保健衛生局保健部保健衛生総務課長
福祉局生活福祉部福祉総務課長
子ども未来局子ども育成部子ども政策課長

環境局環境共生部環境総務課長
[略]

別表（第8条関係）

[略]
保健福祉局保健部健康増進課長

子ども未来局子ども育成部子育て支援政策課長
環境局環境共生部環境創造政策課長
[略]

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

さいたま市規則第42号

さいたま市文書管理規則の一部を改正する規則

さいたま市文書管理規則（平成13年さいたま市規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 課 次に掲げるものをいう。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ <u>事業所事務分掌規則第3条に規定する課（北部児童相談所、南部児童相談所及び東部療育センター開設準備室を含む。）並びに事業所事務分掌規則別表第1市長公室の項に掲げる東京事務所及び同表第2類事業所の欄に掲げる事業所</u></p> <p>ウ [略]</p> <p>エ <u>さいたま市立病院管理規則（平成13年さいたま市規則第145号）第2条第1号に規定する課及び室並びに同条第4号に規定する患者支援センター</u></p> <p>オ～キ [略]</p> <p>(8) 課長 課の長（都市経営戦略部、行財政改革推進部、デジタル改革推進部、未来都市推進部、区政推進部及びくらし応援室にあっては参事又は副参事の職にある者で当該部又は室の長が指定するもの、大宮盆栽美術館及び岩槻人形博物館にあっては副館長、<u>患者支援センターにあっては副所長</u>）をいう。</p> <p>(9)～(18) [略]</p> <p>(保存期間の延長)</p> <p>第43条 保存期間を超えて文書を保存する必要があると主務課長が認めるときは、次の各号に掲げ</p> | <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 課 次に掲げるものをいう。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 事業所事務分掌規則第3条に規定する課（北部児童相談所及び南部児童相談所を含む。）並びに事業所事務分掌規則別表第1市長公室の項に掲げる東京事務所及び同表第2類事業所の欄に掲げる事業所</p> <p>ウ [略]</p> <p>エ <u>さいたま市立病院管理規則（平成13年さいたま市規則第145号）第2条第1号に規定する課及び室</u></p> <p>オ～キ [略]</p> <p>(8) 課長 課の長（都市経営戦略部、行財政改革推進部、デジタル改革推進部、未来都市推進部、区政推進部及びくらし応援室にあっては参事又は副参事の職にある者で当該部又は室の長が指定するもの、大宮盆栽美術館及び岩槻人形博物館にあっては副館長）をいう。</p> <p>(9)～(18) [略]</p> <p>(保存期間の延長)</p> <p>第43条 保存期間を超えて文書を保存する必要があると主務課長が認めるときは、次の各号に掲げ</p> |

る文書の区分に応じ、当該各号に定める期間が経過するまでの間保存期間を延長することができる。この場合において、第40条第1項の規定により文書主管課長等に引き継いだ保存文書の保存期間を延長しようとするときは、当該文書主管課長等と協議しなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 開示請求等があった文書 さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号）に規定する開示請求又は個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）に規定する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求若しくはさいたま市議会の個人情報保護に関する条例（令和4年さいたま市条例第51号）に規定する開示請求等に対する決定の日の翌日から起算して1年間

(5) [略]

2 [略]

る文書の区分に応じ、当該各号に定める期間が経過するまでの間保存期間を延長することができる。この場合において、第40条第1項の規定により文書主管課長等に引き継いだ保存文書の保存期間を延長しようとするときは、当該文書主管課長等と協議しなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 開示請求等があった文書 さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号）に規定する開示請求又はさいたま市個人情報保護条例（平成13年さいたま市条例第18号）に規定する開示請求等に対する決定の日の翌日から起算して1年間

(5) [略]

2 [略]

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

さいたま市規則第43号

さいたま市公印規則の一部を改正する規則

さいたま市公印規則（平成13年さいたま市規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | | | | | | 改正前 | | | | | | | |
|-----------------|-------|----|------------|----|------|-------------------------|---------------|-------|----|------------|----|------|------------------------|
| 別表第1（第5条、第8条関係） | | | | | | 別表第1（第5条、第8条関係） | | | | | | | |
| (1) 庁印 | | | | | | (1) 庁印 | | | | | | | |
| 公印の名称 | ひな形番号 | 書体 | 寸法（ミリメートル） | 個数 | 使用区分 | 保管者 | 公印の名称 | ひな形番号 | 書体 | 寸法（ミリメートル） | 個数 | 使用区分 | 保管者 |
| [略] | | | | | | [略] | | | | | | | |
| 保健衛生局専用さいたま市印 | [略] | | | | | <u>保健衛生局保健部保健衛生総務課長</u> | 保健福祉局専用さいたま市印 | [略] | | | | | <u>保健福祉局保健部健康増進課長</u> |
| 保健所専用さいたま市印 | [略] | | | | | <u>保健衛生局保健所保健所管理課長</u> | 保健所専用さいたま市印 | [略] | | | | | <u>保健福祉局保健所保健総務課長</u> |
| [略] | | | | | | [略] | | | | | | | |
| さいたま市立高等看護学院印 | [略] | | | | | <u>保健衛生局保健部高等看護学院長</u> | さいたま市立高等看護学院印 | [略] | | | | | <u>保健福祉局保健部高等看護学院長</u> |
| さいたま市立高等看護学院印 | [略] | | | | | <u>保健衛生局保健部高等看護学院長</u> | さいたま市立高等看護学院印 | [略] | | | | | <u>保健福祉局保健部高等看護学院長</u> |

| | | |
|------------------|-----|-----------------------|
| さいたま市立高等看護学院印 | [略] | 保健衛生局保健部高等看護学院長 |
| さいたま市保健所印 | [略] | 保健衛生局保健所保健所管理課長 |
| さいたま市健康科学研究センター印 | [略] | 保健衛生局健康科学研究センター保健科学課長 |
| さいたま市立病院印 | [略] | 保健衛生局市立病院病院経営部長 |
| [略] | | |

(2) 職印

ア 市長印

| 公印の名称 | ひな形番号 | 書体 | 寸法 (ミリメートル) | 個数 | 使用区分 | 保管者 |
|---------------|-------|----|-------------|----|------|--------------------|
| [略] | | | | | | |
| 保健部専用さいたま市長印 | [略] | | | | | 保健衛生局保健部保健衛生総務課長 |
| 市立病院専用さいたま市長印 | [略] | | | | | 保健衛生局市立病院病院経営部病院総務 |

| | | |
|------------------|-----|-----------------------|
| さいたま市立高等看護学院印 | [略] | 保健福祉局保健部高等看護学院長 |
| さいたま市保健所印 | [略] | 保健福祉局保健所保健所保健総務課長 |
| さいたま市健康科学研究センター印 | [略] | 保健福祉局健康科学研究センター保健科学課長 |
| さいたま市立病院印 | [略] | 保健福祉局市立病院病院経営部長 |
| [略] | | |

(2) 職印

ア 市長印

| 公印の名称 | ひな形番号 | 書体 | 寸法 (ミリメートル) | 個数 | 使用区分 | 保管者 |
|---------------|-------|-----|-------------|----|-------------------------|--------------------|
| [略] | | | | | | |
| 保健部専用さいたま市長印 | [略] | | | | | 保健福祉局保健部健康増進課長 |
| 福祉部専用さいたま市長印 | 3 | てん書 | 方27 | 1 | 福祉部の主管する事務で市長名をもって発する文書 | 保健福祉局福祉部福祉総務課長 |
| 市立病院専用さいたま市長印 | [略] | | | | | 保健福祉局市立病院病院経営部病院総務 |

| | | | | | |
|---------------------|-----|-----|----------------------------|---|---------------------------|
| | | | | | 課長 |
| 保健所 専用さいたま市長印 | [略] | | | | 保健衛生局保健所保健所管理課長 |
| 健康科学研究センター専用さいたま市長印 | [略] | | | | 保健衛生局健康科学研究センター保健科学課長 |
| 生活福祉部専用さいたま市長印 | 3 | てん書 | 方27 | 1 | 生活福祉部の主管する事務で市長名をもって発する文書 |
| 福祉局生活福祉部福祉総務課長 | | | | | |
| 障害福祉部専用さいたま市長印 | 3 | てん書 | 方27 | 1 | 障害福祉部の主管する事務で市長名をもって発する文書 |
| 福祉局障害福祉部障害政策課長 | | | | | |
| 子ども育成部専用さいたま市長印 | [略] | | | | 子ども未来局子ども育成部子ども政策課長 |
| 子育て未来部専用さいたま市長印 | [略] | | 子育て未来部の主管する事務で市長名をもって発する文書 | | 子ども未来局子育て未来部幼児・放課後児童課長 |
| [略] | | | | | |
| 環境共生部専用さいたま市長印 | [略] | | | | 環境局環境共生部環境総務課長 |

| | | | | | |
|---------------------|-----|---------------------------|--|--|-----------------------|
| | | | | | 課長 |
| 保健所 専用さいたま市長印 | [略] | | | | 保健福祉局保健所保健総務課長 |
| 健康科学研究センター専用さいたま市長印 | [略] | | | | 保健福祉局健康科学研究センター保健科学課長 |
| 子ども育成部専用さいたま市長印 | [略] | | | | 子ども未来局子ども育成部子育て支援政策課長 |
| 幼児未来部専用さいたま市長印 | [略] | 幼児未来部の主管する事務で市長名をもって発する文書 | | | 子ども未来局幼児未来部幼児政策課長 |
| [略] | | | | | |
| 環境共生部専用さいたま市長印 | [略] | | | | 環境局環境共生部環境創造政策課長 |

| | | |
|-----------------------|-----|------------------------|
| | | |
| [略] | | |
| 高等看護学院 専用さいたま市長印 | [略] | 保健衛生局保健部高等看護学院長 |
| ひかり会館専用さいたま市長印 | [略] | 保健衛生局保健部思い出の里市営霊園事務所長 |
| 思い出の里市営霊園事務所専用さいたま市長印 | [略] | 保健衛生局保健部思い出の里市営霊園事務所長 |
| 大宮聖苑管理事務所専用さいたま市長印 | [略] | 保健衛生局保健部大宮聖苑管理事務所長 |
| 食肉衛生検査所専用さいたま市長印 | [略] | 保健衛生局保健部食肉衛生検査所長 |
| こころの健康センター専用さいたま市長印 | [略] | 保健衛生局保健部こころの健康センター所長 |
| 動物愛護ふれあいセンター専用さいたま市長印 | [略] | 保健衛生局保健部動物愛護ふれあいセンター所長 |

| | | |
|-----------------------|-----|------------------------|
| | | 長 |
| [略] | | |
| 高等看護学院 専用さいたま市長印 | [略] | 保健福祉局保健部高等看護学院長 |
| ひかり会館専用さいたま市長印 | [略] | 保健福祉局保健部思い出の里市営霊園事務所長 |
| 思い出の里市営霊園事務所専用さいたま市長印 | [略] | 保健福祉局保健部思い出の里市営霊園事務所長 |
| 大宮聖苑管理事務所専用さいたま市長印 | [略] | 保健福祉局保健部大宮聖苑管理事務所長 |
| 食肉衛生検査所専用さいたま市長印 | [略] | 保健福祉局保健部食肉衛生検査所長 |
| こころの健康センター専用さいたま市長印 | [略] | 保健福祉局保健部こころの健康センター所長 |
| 動物愛護ふれあいセンター専用さいたま市長印 | [略] | 保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター所長 |

| | | | | | | |
|----------------------|-----|---------------------------|--------------------|---|---------------------------------|-----------------------|
| 国保年金課専用さいたま市長印 | [略] | 国保年金課の主管する事務で市長名をもって発する文書 | 福祉局生活福祉部国保年金課長 | | | |
| 高齢福祉課専用さいたま市長印 | [略] | | 福祉局長寿応援部高齢福祉課長 | | | |
| いきいき長寿推進課専用さいたま市長印 | [略] | | 福祉局長寿応援部いきいき長寿推進課長 | | | |
| 介護保険課専用さいたま市長印 | [略] | | 福祉局長寿応援部介護保険課長 | | | |
| 障害者更生相談センター専用さいたま市長印 | 5 | てん書 | 方27 | 1 | 障害者更生相談センターの主管する事務で市長名をもって発する文書 | 福祉局障害福祉部障害者更生相談センター所長 |
| 障害者総合支援センター専用さいたま市長印 | 5 | てん書 | 方27 | 1 | 障害者総合支援センターの主管する事務で市長名をもって発する文書 | 福祉局障害福祉部障害者総合支援センター所長 |

| | | | | | | |
|----------------------|-----|-----------------------------|------------------|---|---------------------------------|-------------------------|
| 国民健康保険課専用さいたま市長印 | [略] | 国民健康保険課の主管する事務で市長名をもって発する文書 | 保健福祉局福祉部国民健康保険課長 | | | |
| 障害者総合支援センター専用さいたま市長印 | 5 | てん書 | 方27 | 1 | 障害者総合支援センターの主管する事務で市長名をもって発する文書 | 保健福祉局長寿応援部障害者総合支援センター所長 |
| 高齢福祉課専用さいたま市長印 | [略] | | | | | 保健福祉局長寿応援部高齢福祉課長 |
| いきいき長寿推進課専用さいたま市長印 | [略] | | | | | 保健福祉局長寿応援部いきいき長寿推進課長 |
| 介護保険課専用さいたま市長印 | [略] | | | | | 保健福祉局長寿応援部介護保険課長 |

| | | | | | |
|-----|--|--|--|--|-----|
| | | | | | る文書 |
| [略] | | | | | |

イ～オ [略]
カ その他の印

| 公印の名称 | ひな形番号 | 書体 | 寸法（ミリメートル） | 個数 | 使用区分 | 保管者 |
|----------------------|-------|----|------------|----|------|------------------------|
| [略] | | | | | | |
| さいたま市立高等看護学院長印 | [略] | | | | | 保健衛生局保健部高等看護学院長 |
| さいたま市思い出の里市営霊園事務所長印 | [略] | | | | | 保健衛生局保健部思い出の里市営霊園事務所長 |
| さいたま市大宮聖苑管理事務所長印 | [略] | | | | | 保健衛生局保健部大宮聖苑管理事務所長 |
| さいたま市食肉衛生検査所長印 | [略] | | | | | 保健衛生局保健部食肉衛生検査所長 |
| さいたま市こころの健康センター所長印 | [略] | | | | | 保健衛生局保健部こころの健康センター所長 |
| さいたま市動物愛護ふれあいセンター所長印 | [略] | | | | | 保健衛生局保健部動物愛護ふれあいセンター所長 |

| | | | | | |
|-----|--|--|--|--|--|
| [略] | | | | | |
|-----|--|--|--|--|--|

イ～オ [略]
カ その他の印

| 公印の名称 | ひな形番号 | 書体 | 寸法（ミリメートル） | 個数 | 使用区分 | 保管者 |
|----------------------|-------|----|------------|----|------|------------------------|
| [略] | | | | | | |
| さいたま市立高等看護学院長印 | [略] | | | | | 保健福祉局保健部高等看護学院長 |
| さいたま市思い出の里市営霊園事務所長印 | [略] | | | | | 保健福祉局保健部思い出の里市営霊園事務所長 |
| さいたま市大宮聖苑管理事務所長印 | [略] | | | | | 保健福祉局保健部大宮聖苑管理事務所長 |
| さいたま市食肉衛生検査所長印 | [略] | | | | | 保健福祉局保健部食肉衛生検査所長 |
| さいたま市こころの健康センター所長印 | [略] | | | | | 保健福祉局保健部こころの健康センター所長 |
| さいたま市動物愛護ふれあいセンター所長印 | [略] | | | | | 保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター所長 |

| | | | | | |
|---------------------|-----|-----|-------|---|---|
| | | | | | 長 |
| さいたま市障害者更生相談センター所長印 | | | | | |
| さいたま市立病院院長印 | [略] | | | | 保健衛生局市立病院病院経営部病院総務課長 |
| さいたま市立病院病院経営部長印 | [略] | | | | 保健衛生局市立病院病院経営部病院総務課長 |
| さいたま市保健所所長印 | [略] | | | | 保健衛生局保健所保健所管理課長 |
| さいたま市健康科学研究センター所長印 | [略] | | | | 保健衛生局健康科学研究センター保健科学課長 |
| さいたま市障害者更生相談センター所長印 | 6 7 | てん書 | 方 2 4 | 1 | 障害者更生相談センター所長名で発する文書 福祉局障害福祉部障害者更生相談センター所長 |

| | | | | | |
|---------------------|-----|-----|-------|---|---|
| | | | | | 長 |
| さいたま市障害者更生相談センター所長印 | 6 7 | てん書 | 方 2 4 | 1 | 障害者更生相談センター所長名で発する文書 保健福祉局福祉部障害者更生相談センター所長 |
| さいたま市障害者総合支援センター所長印 | 7 8 | てん書 | 方 2 4 | 1 | 障害者総合支援センター所長名で発する文書 保健福祉局福祉部障害者総合支援センター所長 |
| さいたま市立病院院長印 | [略] | | | | 保健福祉局市立病院病院経営部病院総務課長 |
| さいたま市立病院病院経営部長印 | [略] | | | | 保健福祉局市立病院病院経営部病院総務課長 |
| さいたま市保健所所長印 | [略] | | | | 保健福祉局保健所保健所管理課長 |
| さいたま市健康科学研究センター所長印 | [略] | | | | 保健福祉局健康科学研究センター保健科学課長 |

| | | | | | | |
|---------------------|----|-----|-----|---|----------------------|-----------------------|
| さいたま市障害者総合支援センター所長印 | 78 | てん書 | 方24 | 1 | 障害者総合支援センター所長名で発する文書 | 福祉局障害福祉部障害者総合支援センター所長 |
|---------------------|----|-----|-----|---|----------------------|-----------------------|

[略]

| | | | | | |
|-------------|-----|-----|-----|---|--------------------------------------|
| さいたま市立保育園長印 | [略] | [略] | [略] | 6 | 子ども 未来局 子育て 未来部 保育課 長 |
| | | | | 0 | |

[略]

キ 職務代理者印

| 公印の名称 | ひな形番号 | 書体 | 寸法（ミリメートル） | 個数 | 使用区分 | 保管者 |
|-------|-------|----|------------|----|------|-----|
|-------|-------|----|------------|----|------|-----|

[略]

| | | | | | | |
|-------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 保健部専用さいたま市長職務代理者印 | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] |
|-------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|

[略]

| | | | | | | |
|--------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 健康科学研究センター専用さいたま市長職務代理者印 | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] |
|--------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|

| | | | | | | |
|---------------------|---|-----|-----|---|-----|-----|
| 生活福祉部専用さいたま市長職務代理者印 | 2 | てん書 | 方27 | 1 | [略] | [略] |
|---------------------|---|-----|-----|---|-----|-----|

| | | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|

[略]

| | | | | | |
|-------------|-----|-----|-----|---|-----------------------------|
| さいたま市立保育園長印 | [略] | [略] | [略] | 6 | 子ども 未来局 幼児未来部 保育課長 |
| | | | | 1 | |

[略]

キ 職務代理者印

| 公印の名称 | ひな形番号 | 書体 | 寸法（ミリメートル） | 個数 | 使用区分 | 保管者 |
|-------|-------|----|------------|----|------|-----|
|-------|-------|----|------------|----|------|-----|

[略]

| | | | | | | |
|-------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 保健部専用さいたま市長職務代理者印 | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] |
|-------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|

| | | | | | | |
|-------------------|---|-----|-----|---|-----|-----|
| 福祉部専用さいたま市長職務代理者印 | 2 | てん書 | 方27 | 1 | [略] | [略] |
|-------------------|---|-----|-----|---|-----|-----|

[略]

| | | | | | | |
|--------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 健康科学研究センター専用さいたま市長職務代理者印 | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] |
|--------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|

| | | | | |
|----------------------|---|-----|-----|---|
| 代理者印 | | | | |
| 障害福祉部専用さいたま市長職務代理者印 | 2 | てん書 | 方27 | 1 |
| [略] | | | | |
| 子育て未来部専用さいたま市長職務代理者印 | | [略] | | |
| [略] | | | | |
| 国保年金課専用さいたま市長職務代理者印 | | [略] | | |
| [略] | | | | |
| 介護保険課専用さいたま市長職務代理者印 | | [略] | | |
| 障害者更生相談センター専用さい | 4 | てん書 | 方27 | 1 |

| | | | | |
|---------------------------|---|-----|-----|---|
| [略] | | | | |
| 幼児未来部専用さいたま市長職務代理者印 | | [略] | | |
| [略] | | | | |
| 国民健康保険課専用さいたま市長職務代理者印 | | [略] | | |
| 障害者総合支援センター専用さいたま市長職務代理者印 | 4 | てん書 | 方27 | 1 |
| [略] | | | | |
| 介護保険課専用さいたま市長職務代理者印 | | [略] | | |

| | | | | |
|---------------------------|---|-----|-----|---|
| たま市長職務代理者印 | | | | |
| 障害者総合支援センター専用さいたま市長職務代理者印 | 4 | てん書 | 方27 | 1 |
| [略] | | | | |
| [略] | | | | |

ク 出納員印

| 公印の名称 | ひな形番号 | 書体 | 寸法（ミリメートル） | 個数 | 使用区分 | 保管者 |
|--------------------|-------|----|------------|----------------------|------|-----------------|
| さいたま市出納員印 | [略] | | | <u>3</u> <u>3</u> | [略] | |
| [略] | | | | | | |
| 病院事業さいたま市立病院企業出納員印 | [略] | | | | | 保健衛生局市立病院病院経営部長 |

ケ 出納員領収印

| 公印の名称 | ひな形番号 | 書体 | 寸法（ミリメートル） | 個数 | 使用区分 | 保管者 |
|--------------------|-------|----|------------|----------------------------------|------|-----------------|
| さいたま市出納員領収印 | [略] | | | <u>1</u> <u>3</u> <u>8</u> | [略] | |
| [略] | | | | | | |
| 病院事業さいたま市立病院企業出納員領 | [略] | | | | | 保健衛生局市立病院病院経営部長 |

| | | | | |
|-----|--|--|--|--|
| | | | | |
| [略] | | | | |
| [略] | | | | |

ク 出納員印

| 公印の名称 | ひな形番号 | 書体 | 寸法（ミリメートル） | 個数 | 使用区分 | 保管者 |
|--------------------|-------|----|------------|----------------------|------|-----------------|
| さいたま市出納員印 | [略] | | | <u>3</u> <u>4</u> | [略] | |
| [略] | | | | | | |
| 病院事業さいたま市立病院企業出納員印 | [略] | | | | | 保健福祉局市立病院病院経営部長 |

ケ 出納員領収印

| 公印の名称 | ひな形番号 | 書体 | 寸法（ミリメートル） | 個数 | 使用区分 | 保管者 |
|--------------------|-------|----|------------|----------------------------------|------|-----------------|
| さいたま市出納員領収印 | [略] | | | <u>1</u> <u>4</u> <u>2</u> | [略] | |
| [略] | | | | | | |
| 病院事業さいたま市立病院企業出納員領 | [略] | | | | | 保健福祉局市立病院病院経営部長 |

| 収印 | | | | | | |
|----------------------|-------|----|------------|----|------|--------------------|
| コ 現金取扱員領収印 | | | | | | |
| 公印の名称 | ひな形番号 | 書体 | 寸法（ミリメートル） | 個数 | 使用区分 | 保管者 |
| さいたま市現金取扱員領収印 | [略] | | [略] | 2 | [略] | |
| | | | | 1 | | |
| | | | | 7 | | |
| [略] | | | | | | |
| 病院事業さいたま市立病院現金取扱員領収印 | | | | | | 保健衛生局市立病院病院経営部医事課長 |

別表第2（第5条関係）

(1) 庁印

| | | | |
|-----|-----|--------|-----|
| [略] | [略] | 3 | [略] |
| | | さいたま市印 | |
| | | 保健衛生局 | |

[略]

(2) [略]

| 収印 | | | | | | |
|----------------------|-------|----|------------|----|------|--------------------|
| コ 現金取扱員領収印 | | | | | | |
| 公印の名称 | ひな形番号 | 書体 | 寸法（ミリメートル） | 個数 | 使用区分 | 保管者 |
| さいたま市現金取扱員領収印 | [略] | | [略] | 2 | [略] | |
| | | | | 1 | | |
| | | | | 9 | | |
| [略] | | | | | | |
| 病院事業さいたま市立病院現金取扱員領収印 | | | | | | 保健福祉局市立病院病院経営部医事課長 |

別表第2（第5条関係）

(1) 庁印

| | | | |
|-----|-----|--------|-----|
| [略] | [略] | 3 | [略] |
| | | さいたま市印 | |
| | | 保健福祉局 | |

[略]

(2) [略]

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

さいたま市規則第44号

さいたま市個人情報の保護に関する法律施行細則

さいたま市個人情報保護条例施行規則（平成13年さいたま市規則第19号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）及びさいたま市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年さいたま市条例第42号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（開始の届出等の公示）

第2条 条例第3条第6項の規定による公示は、さいたま市公告式条例（平成13年さいたま市条例第3号）に規定する掲示場（以下「掲示場」という。）に掲示して行うものとする。

（個人情報保護管理者）

第3条 条例第4条の個人情報保護管理者は、別表第1左欄に掲げる機関の区分に応じ、同表右欄に掲げる職にある者とする。

（保有個人情報の写しの交付に要する費用）

第4条 条例第6条第2項に規定する保有個人情報の写しの交付に要する費用は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 写しの作成に要する費用 別表第2左欄に掲げる保有個人情報の種類に応じ、同表右欄に定める額
- (2) 写しの送付に要する費用 郵便料金相当額

（保有個人情報の写しの送付に要する費用の納付方法）

第5条 前条第2号に規定する保有個人情報の写しの送付に要する費用の納付方法は、郵便切手による納付その他市長が認める方法とする。

（保有個人情報開示請求書）

第6条 条例第7条の開示請求書は、保有個人情報開示請求書（様式第1号）とする。

(保有個人情報開示決定通知書等)

第7条 法第82条第1項の書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定をした場合 保有個人情報開示決定通知書（様式第2号）
- (2) 開示請求に係る保有個人情報の一部を開示する旨の決定をした場合 保有個人情報一部開示決定通知書（様式第3号）

2 法第82条第2項の書面は、保有個人情報不開示決定通知書（様式第4号）とする。

(保有個人情報開示決定等期間延長通知書)

第8条 法第83条第2項の書面は、保有個人情報開示決定等期間延長通知書（様式第5号）とする。

(保有個人情報開示決定等の期限の特例適用通知書)

第9条 法第84条の書面は、保有個人情報開示決定等の期限の特例適用通知書（様式第6号）とする。

(保有個人情報開示請求事案移送通知書)

第10条 法第85条第1項の書面は、保有個人情報開示請求事案移送通知書（様式第7号）とする。

(保有個人情報開示決定等に係る意見照会書等)

第11条 法第86条第1項の規定による通知は、保有個人情報開示決定等に係る意見照会書（様式第8号）とする。

2 法第86条第2項の書面は、保有個人情報開示決定等に係る意見書提出機会付与通知書（様式第9号）とする。

3 法第86条第1項及び第2項の意見書の提出は、保有個人情報開示決定等に係る意見書（様式第10号）により行うものとする。

4 法第86条第3項の書面は、保有個人情報開示決定第三者宛て通知書（様式第11号）とする。

(保有個人情報の開示の実施等)

第12条 法第87条第1項の保有個人情報の開示を受ける者は、当該保有個人情報

を丁重に取り扱い、破損、汚損、加筆等の行為をしてはならない。

- 2 実施機関は、前項の規定に違反する者に対し、当該保有個人情報の開示を中止させ、又は禁止することができる。
- 3 保有個人情報の写しの交付部数は、開示請求があった保有個人情報1件につき1部とする。
- 4 次の各号に掲げる文書、図画、写真及びフィルムの写しの交付の方法は、それぞれ当該各号に定めるものを交付することとする。
 - (1) 文書、図画及び写真 当該文書、図画又は写真を複写機により用紙に複写したもの
 - (2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙に印刷したもの
 - (3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙に印画したもの
 - (4) スライド 当該スライドを印画紙に印画したもの
 - (5) 映画フィルム 当該映画フィルムをビデオカセットテープに複写したもの
- 5 法第87条第1項の行政機関等が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。ただし、当該各号に定める方法により難いときは、実施機関が適当と認める方法により行うことができる。
 - (1) 録音テープ又は録音ディスク 次に掲げる方法であって、実施機関が現に保有している専用機器により行うことができるもの
 - ア 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取
 - イ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音時間120分の録音カセットテープ又は録音時間80分の録音ディスクに複写したものの交付
 - (2) ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法であって、実施機関が現に保有している専用機器により行うことができるもの
 - ア 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴
 - イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクを録画時間120分のビデオカセットテープに複写したものの交付
 - (3) 前2号に掲げるもの以外の電磁的記録 次に掲げる方法であって、実施機関がその保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得るこ

とができるように組み合わせられたものをいう。)により行うことができるもの

ア 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧

イ 当該電磁的記録を用紙に出力したものの写しの交付

ウ 当該電磁的記録を専用機器で再生したものの視聴

エ 当該電磁的記録を幅90ミリメートルのフレキシブルディスクカートリッジに複製したものの交付

オ 当該電磁的記録を直径120ミリメートルで記憶容量700メガバイト又は4.7ギガバイトの光ディスクに複製したものの交付

(保有個人情報開示の実施方法等申出書)

第13条 法第87条第3項の規定による申出は、保有個人情報開示の実施方法等申出書(様式第12号)により行うものとする。

(保有個人情報訂正請求書)

第14条 条例第11条の訂正請求書は、保有個人情報訂正請求書(様式第13号)とする。

(保有個人情報訂正決定通知書等)

第15条 法第93条第1項の書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 訂正請求に係る保有個人情報の全部を訂正する旨の決定をした場合 保有個人情報訂正決定通知書(様式第14号)

(2) 訂正請求に係る保有個人情報の一部を訂正する旨の決定をした場合 保有個人情報一部訂正決定通知書(様式第15号)

2 法第93条第2項の書面は、保有個人情報不訂正決定通知書(様式第16号)とする。

(保有個人情報訂正決定等期間延長通知書)

第16条 法第94条第2項の書面は、保有個人情報訂正決定等期間延長通知書(様式第17号)とする。

(保有個人情報訂正決定等の期限の特例適用通知書)

第17条 法第95条の書面は、保有個人情報訂正決定等の期限の特例適用通知書(様式第18号)とする。

(保有個人情報訂正請求事案移送通知書)

第18条 法第96条第1項の書面は、保有個人情報訂正請求事案移送通知書（様式第19号）とする。

(保有個人情報利用停止請求書)

第19条 条例第12条の利用訂正請求書は、保有個人情報利用停止請求書（様式第20号）とする。

(保有個人情報利用停止決定通知書等)

第20条 法第101条第1項の書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 利用停止請求に係る保有個人情報の全部を利用停止する旨の決定をした場合
保有個人情報利用停止決定通知書（様式第21号）
- (2) 利用停止請求に係る保有個人情報の一部を利用停止する旨の決定をした場合
保有個人情報一部利用停止決定通知書（様式第22号）

2 法第101条第2項の書面は、保有個人情報不利用停止決定通知書（様式第23号）とする。

(保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書)

第21条 法第102条第2項の書面は、保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書（様式第24号）とする。

(保有個人情報利用停止決定等の期限の特例適用通知書)

第22条 法第103条の書面は、保有個人情報利用停止決定等の期限の特例適用通知書（様式第25号）とする。

(保有個人情報開示等審査諮問通知書)

第23条 法第105条第2項の規定による通知は、保有個人情報開示等審査諮問通知書（様式第26号）により行うものとする。

(実施状況の公表)

第24条 条例第15条の規定による実施状況の公表は、次に掲げる事項を掲示場に掲示して行うものとする。

- (1) 保有個人情報の開示等の請求（法第76条第1項に規定する開示請求、法第90条第1項に規定する訂正請求及び法第98条第1項に規定する利用停止請求を

いう。次号において同じ。) の状況

(2) 保有個人情報の開示等の請求に対する決定状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、必要な事項

(その他)

第25条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

| | |
|-----------------|---|
| <p>市長</p> | <p>(1) さいたま市事務分掌規則（平成15年さいたま市規則第86号）第1条に規定する課及び室（市長公室を除き、アーカイブズセンターを含む。）の長並びに同条に規定する都市経営戦略部、行財政改革推進部、デジタル改革推進部、未来都市推進部及び区政推進部の参事又は副参事の職にある者で当該部の長が指定するもの</p> <p>(2) さいたま市事業所事務分掌規則（平成15年さいたま市規則第87号）第3条に規定する課（北部児童相談所、南部児童相談所及び東部療育センター開設準備室を含む。）の長並びに同規則別表第1市長公室の項に掲げる東京事務所の副所長及び同表第2類事業所の欄に掲げる事業所の長（大宮盆栽美術館及び岩槻人形博物館にあっては、副館長）</p> <p>(3) さいたま市保健所組織規則（平成14年さいたま市規則第56号）第2条に規定する課及び室の長</p> <p>(4) さいたま市立病院管理規則（平成13年さいたま市規則第145号）第2条第1号に規定する課及び室の長並びに同条第4号に規定する患者支援センターの副所長</p> <p>(5) さいたま市区役所等事務分掌規則（平成15年さいたま市規則第88号）第2条に規定するくらし応援室の参事又は副参事の職にある者で当該室の長が指定するもの並びに同条に規定する課、室（くらし応援室を除く。）及び保健センターの長並びに同規則第13条に規定する支所の長</p> <p>(6) さいたま市消防局の組織に関する規則（平成15年さいたま市規則第138号）第2条に規定する課及び室並びにさいたま市消防署の組織に関する規程（平成13年さいたま市消防本部告示第1号）第2条第1項に規定する課及び同告示第10条第1項に規定する出張所の長</p> <p>(7) さいたま市会計管理者補助組織設置規則（平成19年さいたま市規則第29号）第2条に規定する課の長</p> |
| <p>教育委員会</p> | <p>(1) さいたま市教育委員会事務局組織規則（平成15年さいたま市教育委員会規則第1号）第2条に規定する課及び室の長並びに同規則第4条第2項に規定する生涯学習総合センターの副館長、同条第3項に規定する第2類の施設又は機関の長（うらわ美術館にあっては、副館長）並びに同条第5項に規定する高等学校及び中等教育学校の校長</p> <p>(2) さいたま市図書館条例施行規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第28号）第5条第1項に規定する課の長</p> |
| <p>市選挙管理委員会</p> | <p>さいたま市市選挙管理委員会規程（平成15年さいたま市市選挙管理委員会告示第27号）第18条第2項に規定する課の長</p> |

| | |
|-------------|--|
| 区選挙管理委員会 | さいたま市区選挙管理委員会規程（平成15年さいたま市選挙管理委員会告示第58号）第21条第2項に規定する課の長 |
| 人事委員会 | さいたま市人事委員会事務局の組織等に関する規則（平成14年さいたま市人事委員会規則第2号）第2条に規定する課の長 |
| 監査委員 | さいたま市監査事務局規程（平成13年さいたま市監査委員告示第1号）第2条に規定する課の長 |
| 農業委員会 | さいたま市農業委員会事務局規程（平成15年さいたま市農業委員会訓令第1号）第2条第2項に規定する課の長 |
| 固定資産評価審査委員会 | 上席の書記 |
| 水道事業管理者 | さいたま市水道局事務分掌規程（平成15年さいたま市水道部企業管理規程第5号）第2条に規定する課及び所の長 |

別表第2（第4条関係）

| 保有個人情報 の種類 | 写しの作成の方法 | | 写しの作成に要する 費用 |
|--------------------------------------|---|-----------|-----------------|
| 文書、図画 及び写真 | 複写機による写しの作成（日本 産業規格A列3番以下の大き さの用紙に複写する場合） | 白黒 | 1枚につき10円 |
| | | カラー | 1枚につき20円 |
| | 複写機による写しの作成（日本産業規格A 列3番を超える大きさの用紙に複写する場 合） | | 実費相当額 |
| マイクロフ ィルム | 用紙への印刷による写しの作成 | 白黒 | 1枚につき10円 |
| 写真フィル ム | 印画紙への印画による写しの作成 | | 実費相当額 |
| スライド | 印画紙への印画による写しの作成 | | 実費相当額 |
| 映画フィル ム | ビデオカセットテープへの複写による写し の作成 | | 実費相当額 |
| 電磁的記録 | 録音カセットテープへの複写による写しの 作成 | | 1巻につき120円 |
| | 録音ディスクへの複写による写しの作成 | | 1枚につき150円 |
| | ビデオカセットテープへの複写による写し の作成 | | 1巻につき200円 |
| | 用紙への出力による写しの作成 （日本産業規格A列3番以下の 大きさの用紙に出力する場合） | 白黒 | 1枚につき10円 |
| | | カラー | 1枚につき20円 |
| | 用紙への出力による写しの作成（日本産業 規格A列3番を超える大きさの用紙に出力 する場合） | | 実費相当額 |
| | フレキシブルディスクカートリッジへの複 写による写しの作成 | | 1枚につき50円 |
| | 光ディスク（容量700メガバイトのもの ）への複写による写しの作成 | | 1枚につき60円 |
| 光ディスク（容量4.7ギガバイトのもの ）への複写による写しの作成 | | 1枚につき100円 | |

備考

- 1 1枚の用紙の両面に複写、印刷又は出力した場合の写しの作成に要する費用は、2枚として計算する。
- 2 この表により難しい場合の費用の額は、当該保有個人情報の写しの作成に要する費用の実費に相当する額とする。

保有個人情報開示請求書

年 月 日

（実施機関名）

| | | |
|-----|----------------|--|
| 請求者 | 郵便番号 住所又は居所 | |
| | 氏名 | |
| | 電話番号 | |

個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示の請求をします。

| | | |
|------------------------------|-----------|---------------------------------------|
| 開示請求に係る 保有個人情報の 名称又は内容 | | |
| 代理人による 請求の場合 | 本人の氏名 | |
| | 本人の住所又は居所 | |
| | 本人との関係 | 1 未成年者又は成年被後見人の法定代理人 2 本人の委任による代理人 |
| 開示の方法等 (本欄の記載は任意です。) | 方法 | 1 閲覧 2 視聴 3 写しの交付（郵送希望 有・無） |
| | 希望日 | 年 月 日 から 年 月 日 までの期間 |
| 備考 | | |

(注)

[処理欄] この欄には記入しないでください。

| |
|--|
| |
|--|

保有個人情報開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関名） 印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、個人情報の保護に関する法律第82条第1項の規定により、次のとおり開示することと決定したので通知します。

| | | | |
|------------------------------|-------------------------------------|------|--|
| 開示請求に係る 保有個人情報の 名称又は内容 | | | |
| 実施機関が特定 した保有個人情報 の名称 | | | |
| 開示する 保有個人情報の 利用目的 | | | |
| 開示の方法 | 1 閲覧 2 視聴 3 写しの交付（郵送 有・無） | | |
| 開示の日時 | 年 月 日（ ） 午前 時 分 午後 | | |
| 開示の場所 | | | |
| 担当課 | 電話番号 | 受付番号 | |
| 備考 | | | |

(注)

保有個人情報一部開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関名） 印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、個人情報の保護に関する法律第82条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の一部を開示することと決定したので通知します。

この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に対処して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として（ が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

| | | | |
|------------------------------|--|------|--|
| 開示請求に係る 保有個人情報の 名称又は内容 | | | |
| 実施機関が特定 した保有個人情報 の 名 称 | | | |
| 開示する保有個人 情報の利用目的 | | | |
| 開 示 の 方 法 | 1 閲覧 2 視聴 3 写しの交付（郵送 有・無） | | |
| 開 示 の 日 時 | 年 月 日（ ） 午前 時 分 午後 | | |
| 開 示 の 場 所 | | | |
| 開示しない部分 及び理由 | （開示しない部分） （開示しない理由）個人情報の保護に関する法律第 条第 号に該当 | | |
| 担 当 課 | 電話番号 | 受付番号 | |
| 備 考 | | | |

（注）

保有個人情報不開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関名） 印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、個人情報の保護に関する法律第82条第2項の規定により、次のとおり開示しないことと決定したので通知します。

この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に対処して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として（ が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

| | | | |
|------------------------------|-------------------------|------|--|
| 開示請求に係る 保有個人情報の 名称又は内容 | | | |
| 実施機関が特定 した保有個人情報の 名称 | | | |
| 開示しない理由 | 個人情報の保護に関する法律第 条第 号 に該当 | | |
| 担 当 課 | 電話番号 | 受付番号 | |
| 備 考 | | | |

保有個人情報開示決定等期間延長通知書

第 号

年 月 日

様

（実施機関名）



年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、個人情報の保護に関する法律第83条第2項の規定により、次のとおり決定する期間を延長したので通知します。

| | | | |
|------------------------------|---------|---------|--|
| 開示請求に係る 保有個人情報の 名称又は内容 | | | |
| 延長前の 決定期間 | 年 月 日から | 年 月 日まで | |
| 延長後の 決定期間 | 年 月 日から | 年 月 日まで | |
| 延長の理由 | | | |
| 担当課 | 電話番号 | 受付番号 | |
| 備考 | | | |

保有個人情報開示決定等の期限の特例適用通知書

第 号

年 月 日

様

（実施機関名） 印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、個人情報の保護に関する法律第84条の規定により開示決定等の期限を次のとおりとしたので通知します。

| | | | |
|--------------------------------------|---------|---------|--|
| 開示請求に係る 保有個人情報の 名称又は内容 | | | |
| 延長前の 決定期間 | 年 月 日から | 年 月 日まで | |
| 保有個人情報のうち相当の部分 について開示決定 等をする期間 | 年 月 日から | 年 月 日まで | |
| 残りの保有個人情報 について開示決定 等をする期限 | 年 月 日まで | | |
| 決定期限を延長 する理由 | | | |
| 担 当 課 | 電話番号 | 受付番号 | |
| 備 考 | | | |

保有個人情報開示請求事案移送通知書

第 年 月 日 号

様

（実施機関名） 印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求については、個人情報の保護に関する法律第85条第1項の規定により、次のとおり事案を移送したので通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、次の移送先の行政機関等において行われます。


| | | | |
|------------------------------|-------|-------------|------|
| 開示請求に係る 保有個人情報の 名称又は内容 | | | |
| 請求書を受け付けた 実施機関 | 実施機関 | | |
| | 担当課 | 所在地 電話番号 | |
| 移送先の 行政機関等 | 行政機関等 | | |
| | 担当部署 | 所在地 電話番号 | |
| 移送日 | 年 月 日 | | |
| 移送した理由 | | | |
| 備考 | | | 受付番号 |

（注）

保有個人情報開示決定等に係る意見照会書

第 号
年 月 日

様

（実施機関名） 

あなたに関する情報が記録されている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定により次のとおり開示請求がありました。

つきましては、当該保有個人情報を開示するかどうかの決定を行うに当たり、あなたの御意見をお聴きしたいので、同法第86条第1項の規定により通知します。

御意見があるときは、「保有個人情報開示決定等に係る意見書」により御回答ください。なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

| | | | |
|-------------------------|---------|------|--|
| 保有個人情報の名称 | | | |
| 開示請求の年月日 | 年 月 日 | | |
| 保有個人情報に記録されているあなたの情報の内容 | | | |
| 意見照会をする理由 | | | |
| 提出期限 | 年 月 日まで | | |
| 意見書の提出先（担当課） | 電話番号 | 受付番号 | |
| 備考 | | | |

保有個人情報開示決定等に係る意見書提出機会付与通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関名） 印

あなたに関する情報が記録されている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定により開示請求があり、次のとおり当該情報を開示しようとしています。

つきましては、同法第86条第2項の規定により、あなたに意見書を提出する機会を付与しますので、「保有個人情報開示決定等に係る意見書」により御回答ください。なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

| | | | |
|--------------------------------|--------|-------|-------|
| 保有個人情報の名称 | | | |
| 開示請求の年月日 | 年 | 月 | 日 |
| 保有個人情報に記録されているあなたの情報の内容 | | | |
| 法第86条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由 | 適用区分 | 1 第1号 | 2 第2号 |
| | （適用理由） | | |
| 提出期限 | 年 | 月 | 日まで |
| 意見書の提出先 （担当課） | 電話番号 | | 受付番号 |
| | | | |
| 備考 | | | |

保有個人情報開示決定等に係る意見書

年 月 日

（実施機関名）

| | | |
|-----|------------------|--|
| 回答者 | 郵便番号 | |
| | 住所（所在地） | |
| | 氏名 （名称・代表者氏名） | |
| | 電話番号 | |
| | 法人等の連絡先 | |

年 月 日付けで通知を受けた保有個人情報の開示についての意見は、次のとおりです。

| | | | |
|-----------------------|--|------|--|
| 保有個人情報の名称 | | | |
| 保有個人情報に記録されている私の情報の内容 | | | |
| 意見 | 1 開示されても支障がない。 2 開示されると支障がある。 (1) 支障がある部分 (2) 支障がある理由 | | |
| 担当課 | 電話番号 | 受付番号 | |

（注）

保有個人情報開示決定第三者宛て通知書

第 年 月 日 号

様

（実施機関名） 印

あなたに関する情報が記録されている保有個人情報について、次のとおり決定したので、個人情報の保護に関する法律第86条第3項の規定により通知します。

この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に対処して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として（ が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。なお、6箇月以内であっても、判決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

| | | | |
|---------------|------|--------|---|
| 保有個人情報の名称 | | | |
| 開示するあなたの情報の内容 | | | |
| 決定の内容 | 1 開示 | 2 一部開示 | |
| 開示する理由 | | | |
| 開示決定をした日 | 年 | 月 | 日 |
| 開示を実施する日 | 年 | 月 | 日 |
| 担当課 | 電話番号 | 受付番号 | |
| 備考 | | | |

保有個人情報開示の実施方法等申出書

年 月 日

（実施機関名）

| | | |
|-------------|----------------|--|
| 申 出 者 | 郵便番号 住所又は居所 | |
| | 氏 名 | |
| | 電話番号 | |

個人情報の保護に関する法律第87条第3項の規定により、次のとおり申出をします。

| | | | |
|------------------------|-----|--|------------------|
| 保有個人情報の 名 称 | | | |
| 希 望 す る 開 示 の 方 法 等 | 方 法 | 1 閲覧 | 1 全部 2 一部 () |
| | | 2 視聴 | 1 全部 2 一部 () |
| | | 3 写しの交付 (郵送希望 有・無) | 1 全部 2 一部 () |
| | 希望日 | 年 月 日 | |
| | 場 所 | 1 受付した区役所情報公開コーナーと同じ 2 () 区役所情報公開コーナー 3 その他 () | |
| 備 考 | | | |

(注)

〔処理欄〕 この欄には記入しないでください。

| |
|--|
| |
|--|

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

（実施機関名）

| | | |
|-----|----------------|--|
| 請求者 | 郵便番号 住所又は居所 | |
| | 氏名 | |
| | 電話番号 | |

個人情報の保護に関する法律第91条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正の請求をします。

| | | |
|-----------------------|--|---------------------------------------|
| 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日 | 年 月 日 | |
| 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報 | 開示決定通知書の文書番号： 日付： 年 月 日 (開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称又は内容) | |
| 訂正請求の趣旨及び理由 | 趣旨 | |
| | 理由 | |
| 代理人による請求の場合 | 本人の氏名 | |
| | 本人の住所又は居所 | |
| | 本人との関係 | 1 未成年者又は成年被後見人の法定代理人 2 本人の委任による代理人 |
| 備考 | | |

(注)

〔処理欄〕 この欄には記入しないでください。

| |
|--|
| |
|--|

保有個人情報訂正決定通知書

第 年 月 日
号

様

（実施機関名） 印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正については、個人情報の保護に関する法律第93条第1項の規定により、次のとおり訂正する決定をしたので通知します。

| | | | |
|------------------------------|------|------|--|
| 訂正請求に係る 保有個人情報の 名称又は内容 | | | |
| 訂正請求の趣旨 | | | |
| 訂正をした 内容 | | | |
| 担 当 課 | 電話番号 | 受付番号 | |
| 備 考 | | | |

保有個人情報一部訂正決定通知書

第 年 月 日 号

様

（実施機関名） 印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正については、個人情報の保護に関する法律第93条第1項の規定により、次のとおり一部を訂正する決定をしたので通知します。

この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として（ が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

| | | | |
|------------------------------|------|------|--|
| 訂正請求に係る 保有個人情報の 名称又は内容 | | | |
| 訂正請求の趣旨 | | | |
| 訂正をした 内 容 | | | |
| 訂正をしない 部分及び理由 | | | |
| 担 当 課 | 電話番号 | 受付番号 | |
| 備 考 | | | |

保有個人情報不訂正決定通知書

第 年 月 日 号

様

(実施機関名) 印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正については、個人情報の保護に関する法律第93条第2項の規定により、次のとおり訂正しないことと決定したので通知します。

この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に

に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として（ が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

| | | | |
|------------------------------|------|------|--|
| 訂正請求に係る 保有個人情報の 名称又は内容 | | | |
| 訂正請求の趣旨 | | | |
| 訂正をしない 理由 | | | |
| 担 当 課 | 電話番号 | 受付番号 | |
| 備 考 | | | |

保有個人情報訂正決定等期間延長通知書

第 年 月 日 号

様

（実施機関名） 印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正については、個人情報の保護に関する法律第94条第2項の規定により、次のとおり決定する期間を延長したので通知します。

| | | | |
|------------------------------|---------|---------|--|
| 訂正請求に係る 保有個人情報の 名称又は内容 | | | |
| 延長前の 決定期間 | 年 月 日から | 年 月 日まで | |
| 延長後の 決定期間 | 年 月 日から | 年 月 日まで | |
| 延長の理由 | | | |
| 担当課 | 電話番号 | 受付番号 | |
| 備考 | | | |

保有個人情報訂正決定等の期限の特例適用通知書

第 年 月 日 号

様

（実施機関名） 印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正については、訂正決定等に特に長期間を要するため、個人情報の保護に関する法律第95条の規定により、訂正決定等の期限を次のとおりとしたので通知します。

| | | | |
|------------------------------|---------|---------|--|
| 訂正請求に係る 保有個人情報の 名称又は内容 | | | |
| 延長前の 決定期間 | 年 月 日から | 年 月 日まで | |
| 延長後の 決定期間 | 年 月 日から | 年 月 日まで | |
| 期限の特例を 適用する理由 | | | |
| 担当課 | 電話番号 | 受付番号 | |
| 備考 | | | |

保有個人情報訂正請求事案移送通知書

第 年 月 日 号

様

（実施機関名） 印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正請求については、個人情報の保護に関する法律第96条第1項の規定により、次のとおり事案を移送したので通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、次の移送先の行政機関等において行われます。

| | | | |
|------------------------------|-------|-------------|--|
| 訂正請求に係る 保有個人情報の 名称又は内容 | | | |
| 請求書を受け付けた 実施機関 | 実施機関 | | |
| | 担当課 | 所在地 電話番号 | |
| 移送先の 行政機関等 | 行政機関等 | | |
| | 担当部署 | 所在地 電話番号 | |
| 移送日 | 年 月 日 | | |
| 移送した理由 | | | |
| 備考 | | 受付番号 | |

（注）

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

（実施機関名）

| | | |
|-----|----------------|--|
| 請求者 | 郵便番号 住所又は居所 | |
| | 氏名 | |
| | 電話番号 | |

個人情報の保護に関する法律第99条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止の請求をします。

| | | |
|-------------------------|--|---------------------------------------|
| 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日 | 年 月 日 | |
| 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報 | 開示決定通知書の文書番号： 日付： 年 月 日 (開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称又は内容) | |
| 利用停止請求の趣旨及び理由 | 趣旨 | 1 利用の停止 2 消去 3 提供の停止 |
| | 理由 | |
| 代理人による請求の場合 | 本人の氏名 | |
| | 本人の住所又は居所 | |
| | 本人との関係 | 1 未成年者又は成年被後見人の法定代理人 2 本人の委任による代理人 |
| 備考 | | |

(注)

〔処理欄〕 この欄には記入しないでください。

| |
|--|
| |
|--|

保有個人情報利用停止決定通知書

第 年 月 日 号

様

（実施機関名） 印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の利用停止については、個人情報の保護に関する法律第101条第1項の規定により、次のとおり利用停止する決定をしたので通知します。

| | | | |
|--------------------------------|------|------|--|
| 利用停止請求に係る 保有個人情報の 名称又は内容 | | | |
| 利用停止請求の趣旨 | | | |
| 利用停止を した内容 | | | |
| 担当課 | 電話番号 | 受付番号 | |
| 備考 | | | |

保有個人情報一部利用停止決定通知書

第 年 月 日 号

様

（実施機関名） 印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の利用停止については、個人情報の保護に関する法律第101条第1項の規定により、次のとおり一部を利用停止する決定をしたので通知します。

この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に対処して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として（ が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

| | | | |
|--------------------------------|------|------|--|
| 利用停止請求に係る 保有個人情報の 名称又は内容 | | | |
| 利用停止請求の趣旨 | | | |
| 利用停止を した内容 | | | |
| 利用停止をしない 部分及び理由 | | | |
| 担 当 課 | 電話番号 | 受付番号 | |
| 備 考 | | | |

保有個人情報不利用停止決定通知書

第 年 月 日 号

様

(実施機関名) 印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の利用停止については、個人情報の保護に関する法律第101条第2項の規定により、次のとおり利用停止しないことと決定したので通知します。

この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に

に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として（ が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

| | | | |
|--------------------------------|------|------|--|
| 利用停止請求に係る 保有個人情報の 名称又は内容 | | | |
| 利用停止請求の趣旨 | | | |
| 利用停止を しない理由 | | | |
| 担 当 課 | | 受付番号 | |
| | 電話番号 | | |
| 備 考 | | | |

保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書

第 年 月 日 号

様

（実施機関名） 印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の利用停止については、個人情報の保護に関する法律第102条第2項の規定により、次のとおり決定する期間を延長したので通知します。

| | | | |
|--------------------------------|---------|---------|--|
| 利用停止請求に係る 保有個人情報の 名称又は内容 | | | |
| 延長前の 決定期間 | 年 月 日から | 年 月 日まで | |
| 延長後の 決定期間 | 年 月 日から | 年 月 日まで | |
| 延長の理由 | | | |
| 担当課 | 電話番号 | 受付番号 | |
| 備考 | | | |

保有個人情報利用停止決定等の期限の特例適用通知書

第 年 月 日 号

様

（実施機関名） 印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の利用停止については、利用停止決定等に特に長期間を要するため、個人情報の保護に関する法律第103条の規定により、利用停止決定等の期限を次のとおりとしたので通知します。

| | | | |
|--------------------------------|---------|---------|--|
| 利用停止請求に係る 保有個人情報の 名称又は内容 | | | |
| 延長前の 決定期間 | 年 月 日から | 年 月 日まで | |
| 延長後の 決定期間 | 年 月 日から | 年 月 日まで | |
| 期限の特例を 適用する理由 | | | |
| 担当課 | 電話番号 | 受付番号 | |
| 備考 | | | |

保有個人情報開示等審査諮問通知書

第 年 月 日 号

様

(審査庁名) 印

開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に対する審査請求について、次のとおりさいたま市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しましたので、個人情報の保護に関する法律第105条第2項の規定により通知します。

| | | | |
|----------------------|------|------|---|
| 審査請求に係る 保有個人情報の名称 | | | |
| 審査請求の内容 | | | |
| 審査請求日 | 年 | 月 | 日 |
| 諮問をした日 | 年 | 月 | 日 |
| 担 当 課 | 電話番号 | 受付番号 | |
| 備 考 | | | |

さいたま市規則第45号

さいたま市市長の管理する公共施設に係るさいたま市公共施設予約システムの
利用に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市市長の管理する公共施設に係るさいたま市公共施設予約システムの利用
に関する規則（平成26年さいたま市規則第152号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、
改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当
該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|-----|---------------|-------|--|--------------|--|---------------|--|-----|--|--|--|-----|--|--|-----|-----|--|-------|--|--------------|--|---------------|--|-----|--|--|--|--|--|--|-----|--|-----|--|-------|--|--|--|--|--|-----|--|--|--|-----|--|--|-----|-----|--|-------|--|--|--|--|--|-----|--|--|--|--|--|--|-----|
| <p>様式第8号（別表第3関係）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">利用許可書兼領収書（一般）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: right;">さいたま市長 </p> <p style="text-align: center;"><u>登録番号</u></p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; text-align: center;">[略]</td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%; text-align: center;">合計使用料</td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> <tr style="border: 2px solid black;"> <td style="text-align: center;">消費税10% 対象</td> <td></td> <td style="text-align: center;">10%対象 消費税額</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>様式第9号（別表第3関係）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">利用変更許可書兼領収書（一般）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: right;">さいたま市長 </p> <p style="text-align: center;"><u>登録番号</u></p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; text-align: center;">[略]</td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%; text-align: center;">今回納入額</td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> <tr style="border: 2px solid black;"> <td style="text-align: center;">消費税10% 対象</td> <td></td> <td style="text-align: center;">10%対象 消費税額</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> | [略] | | 合計使用料 | | 消費税10% 対象 | | 10%対象 消費税額 | | [略] | | | | [略] | | | [略] | [略] | | 今回納入額 | | 消費税10% 対象 | | 10%対象 消費税額 | | [略] | | | | | | | [略] | <p>様式第8号（別表第3関係）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">利用許可書兼領収書（一般）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: right;">さいたま市長 </p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; text-align: center;">[略]</td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%; text-align: center;">合計使用料</td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>様式第9号（別表第3関係）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">利用変更許可書兼領収書（一般）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: right;">さいたま市長 </p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; text-align: center;">[略]</td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%; text-align: center;">今回納入額</td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> | [略] | | 合計使用料 | | | | | | [略] | | | | [略] | | | [略] | [略] | | 今回納入額 | | | | | | [略] | | | | | | | [略] |
| [略] | | 合計使用料 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 消費税10% 対象 | | 10%対象 消費税額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | | | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | | 今回納入額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 消費税10% 対象 | | 10%対象 消費税額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | | 合計使用料 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | | | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | | 今回納入額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

様式第12号（別表第3関係）

[略]

利用許可書兼領収書（文化）

[略]

さいたま市長 印

登録番号

[略]

| | | | |
|--------------|--|---------------|--|
| [略] | | | |
| 納入期限 | | 合計使用料 | |
| 消費税10% 対象 | | 10%対象 消費税額 | |
| [略] | | | |
| [略] | | | |

様式第13号（別表第3関係）

[略]

利用変更許可書兼領収書（文化）

[略]

さいたま市長 印

登録番号

[略]

| | | | |
|--------------|--|---------------|--|
| [略] | | | |
| | | 今回納入額 | |
| 消費税10% 対象 | | 10%対象 消費税額 | |
| [略] | | | |
| [略] | | | |

様式第12号（別表第3関係）

[略]

利用許可書兼領収書（文化）

[略]

さいたま市長 印

[略]

| | | | |
|------|--|-------|--|
| [略] | | | |
| 納入期限 | | 合計使用料 | |
| [略] | | | |
| [略] | | | |

様式第13号（別表第3関係）

[略]

利用変更許可書兼領収書（文化）

[略]

さいたま市長 印

[略]

| | | | |
|-----|--|-------|--|
| [略] | | | |
| | | 今回納入額 | |
| [略] | | | |
| [略] | | | |

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

さいたま市規則第46号

さいたま市職員表彰規則の一部を改正する規則

さいたま市職員表彰規則（平成14年さいたま市規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">(表彰の基準)</p> <p>第2条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める職員（第5号にあっては、臨時又は非常勤の職員及びさいたま市教職員定数条例（平成29年さいたま市条例第16号）第2条に規定する教職員（実習助手及びさいたま市職員の給与に関する条例（平成13年さいたま市条例第42号）第3条第1項第2号イに規定する医療職給料表(2)の適用を受けた職員を除く。）を除く。）を表彰する。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p style="text-align: center;">(表彰の内申)</p> <p>第8条 さいたま市事務分掌条例（平成14年さいたま市条例第74号）第1条に規定する局等の長、さいたま市区の設置等に関する条例（平成14年さいたま市条例第66号）第3条に規定する区の事務所の長、消防局長、出納室長、<u>水道局長、副教育長、市選挙管理委員会事務局の事務局長、市人事委員会事務局の事務局長、市監査事務局の事務局長、市農業委員会事務局の事務局長及び市議会議会局の局長は、その所属の職員が第2条各号のいずれかに該当すると認めるときは、市長に内申するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(団体による表彰)</p> <p>第14条 局、部、課、<u>係又は事業所（これらに準</u></p> | <p style="text-align: center;">(表彰の基準)</p> <p>第2条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める職員（第5号にあっては、臨時又は非常勤の職員、<u>地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員</u>及びさいたま市教職員定数条例（平成29年さいたま市条例第16号）第2条に規定する教職員（実習助手及びさいたま市職員の給与に関する条例（平成13年さいたま市条例第42号）第3条第1項第2号イに規定する医療職給料表(2)の適用を受けた職員を除く。）を除く。）を表彰する。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p style="text-align: center;">(表彰の内申)</p> <p>第8条 さいたま市事務分掌条例（平成14年さいたま市条例第74号）第1条に規定する局等の長、さいたま市区の設置等に関する条例（平成14年さいたま市条例第66号）第3条に規定する区の事務所の長、消防局長、出納室長、<u>さいたま市教育委員会事務局組織規則（平成15年さいたま市教育委員会規則第1号）第2条に規定する部の長、生涯学習総合センター館長、中央図書館長、市選挙管理委員会事務局の事務局長、市人事委員会事務局の事務局長、市監査事務局の事務局長、市農業委員会事務局の事務局長、水道事業管理者及び市議会議会局の局長は、その所属の職員が第2条各号のいずれかに該当すると認めるときは、市長に内申するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(団体による表彰)</p> <p>第14条 局、部、課又は事業所（これらに<u>準ずる</u></p> |

じるものを含む。)に所属する職員が、その協力により全体として第2条第1号から第4号までのいずれかに該当し、又は継続的に事務の改善、能率化等に努め、他の模範とするに値すると認めるときは、市長は、職員の表彰の例により、これを職員の団体として表彰することができる。

ものを含む。)に所属する職員が、その協力により全体として第2条第1号から第4号までのいずれかに該当し、他の模範とするに値すると認めるときは、市長は、職員の表彰の例により、これを職員の団体として表彰することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
(暫定再任用職員に関する経過措置)
- 2 令和14年3月31日までの間、この規則による改正後のさいたま市職員表彰規則第2条の規定の適用については、「臨時又は非常勤の職員」とあるのは、「臨時又は非常勤の職員、さいたま市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年さいたま市条例第35号）附則第9項に規定する暫定再任用職員（同条例附則第25項に規定する暫定再任用短時間勤務職員を除く。）」とする。

さいたま市規則第47号

さいたま市職員互助会条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市職員互助会条例施行規則（平成13年さいたま市規則第31号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|----|-------|-----|--|-----------------|-----|---|---|----|-------|-----|--|-----------------|-----|
| <p>(退会金)</p> <p>第25条 [略]</p> <p>2 前項の会員期間には、<u>地方公務員法第22条の4第1項</u>の規定により採用された職員としての会員の期間を含まないものとする。</p> <p>(永年勤続給付)</p> <p>第26条 [略]</p> <p>2 前項に規定する勤続期間には、<u>地方公務員法第22条の4第1項</u>の規定により採用された職員としての会員の期間を含まないものとする。</p> <p>別表第1（第7条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">都市戦略本部都市経営戦略部長 総務局人事部長 財政局財政部長 市民局市民生活部長 <u>保健衛生局保健部長</u> 環境局環境共生部長 経済局商工観光部長 都市局都市計画部長 建設局土木部長 市立病院病院経営部長 区民生活部長（各区の区民生活部長の職にある者のうち、これらの者の互選により定められた者1人） 消防局総務部長 出納室長 水道局業務部長 教育委員会事務局管理部長</td> </tr> </table> <p>別表第2（第7条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">組織</td> <td style="text-align: center;">評議員の数</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">保健衛生局（市立病院を除く。）</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> | 都市戦略本部都市経営戦略部長 総務局人事部長 財政局財政部長 市民局市民生活部長 <u>保健衛生局保健部長</u> 環境局環境共生部長 経済局商工観光部長 都市局都市計画部長 建設局土木部長 市立病院病院経営部長 区民生活部長（各区の区民生活部長の職にある者のうち、これらの者の互選により定められた者1人） 消防局総務部長 出納室長 水道局業務部長 教育委員会事務局管理部長 | 組織 | 評議員の数 | [略] | | 保健衛生局（市立病院を除く。） | [略] | <p>(退会金)</p> <p>第25条 [略]</p> <p>2 前項の会員期間には、<u>地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項</u>の規定により採用された職員としての会員の期間を含まないものとする。</p> <p>(永年勤続給付)</p> <p>第26条 [略]</p> <p>2 前項に規定する勤続期間には、<u>地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項</u>の規定により採用された職員としての会員の期間を含まないものとする。</p> <p>別表第1（第7条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">都市戦略本部都市経営戦略部長 総務局人事部長 財政局財政部長 市民局市民生活部長 <u>保健福祉局保健部長</u> 環境局環境共生部長 経済局商工観光部長 都市局都市計画部長 建設局土木部長 市立病院病院経営部長 区民生活部長（各区の区民生活部長の職にある者のうち、これらの者の互選により定められた者1人） 消防局総務部長 出納室長 水道局業務部長 教育委員会事務局管理部長</td> </tr> </table> <p>別表第2（第7条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">組織</td> <td style="text-align: center;">評議員の数</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">保健福祉局（市立病院を除く。）</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> | 都市戦略本部都市経営戦略部長 総務局人事部長 財政局財政部長 市民局市民生活部長 <u>保健福祉局保健部長</u> 環境局環境共生部長 経済局商工観光部長 都市局都市計画部長 建設局土木部長 市立病院病院経営部長 区民生活部長（各区の区民生活部長の職にある者のうち、これらの者の互選により定められた者1人） 消防局総務部長 出納室長 水道局業務部長 教育委員会事務局管理部長 | 組織 | 評議員の数 | [略] | | 保健福祉局（市立病院を除く。） | [略] |
| 都市戦略本部都市経営戦略部長 総務局人事部長 財政局財政部長 市民局市民生活部長 <u>保健衛生局保健部長</u> 環境局環境共生部長 経済局商工観光部長 都市局都市計画部長 建設局土木部長 市立病院病院経営部長 区民生活部長（各区の区民生活部長の職にある者のうち、これらの者の互選により定められた者1人） 消防局総務部長 出納室長 水道局業務部長 教育委員会事務局管理部長 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 組織 | 評議員の数 | | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | | | | | | | | | | | | | | | |
| 保健衛生局（市立病院を除く。） | [略] | | | | | | | | | | | | | | |
| 都市戦略本部都市経営戦略部長 総務局人事部長 財政局財政部長 市民局市民生活部長 <u>保健福祉局保健部長</u> 環境局環境共生部長 経済局商工観光部長 都市局都市計画部長 建設局土木部長 市立病院病院経営部長 区民生活部長（各区の区民生活部長の職にある者のうち、これらの者の互選により定められた者1人） 消防局総務部長 出納室長 水道局業務部長 教育委員会事務局管理部長 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 組織 | 評議員の数 | | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | | | | | | | | | | | | | | | |
| 保健福祉局（市立病院を除く。） | [略] | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | |
|---|--------------|--|-----------|-----|-----|--|---|----------|--|-----------|-----|-----|--|
| <table border="1"> <tr> <td>) 福祉局 子ども未来局</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保健衛生局市立病院</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </table> |) 福祉局 子ども未来局 | | 保健衛生局市立病院 | [略] | [略] | | <table border="1"> <tr> <td>) 子ども未来局</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保健福祉局市立病院</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </table> |) 子ども未来局 | | 保健福祉局市立病院 | [略] | [略] | |
|) 福祉局 子ども未来局 | | | | | | | | | | | | | |
| 保健衛生局市立病院 | [略] | | | | | | | | | | | | |
| [略] | | | | | | | | | | | | | |
|) 子ども未来局 | | | | | | | | | | | | | |
| 保健福祉局市立病院 | [略] | | | | | | | | | | | | |
| [略] | | | | | | | | | | | | | |

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(暫定再任用職員に関する経過措置)

2 暫定再任用職員（さいたま市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年さいたま市条例第35号）附則第6項、第7項、第11項又は第12項の規定により採用された職員をいう。）としての会員の期間は、この規則による改正後のさいたま市職員互助会条例施行規則第25条第1項の会員期間及び第26条第1項に規定する勤続期間に含まないものとする。

さいたま市規則第48号

さいたま市技能職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市技能職員の給与に関する規則（平成13年さいたま市規則第40号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、さいたま市技能職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成13年さいたま市条例第43号。以下「条例」という。）第23条第1項及び第25条の規定に基づき、技能職員で、常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）<u>第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの</u>（以下「職員」という。）並びに技能職員で会計年度任用職員（法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。以下同じ。）であるものの給与に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">(給料)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 職員を昇格させた場合における<u>当該職員</u>の号給は、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第3に定める昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給とする。</p> | <p style="text-align: center;">(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、さいたま市技能職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成13年さいたま市条例第43号。以下「条例」という。）第23条第1項及び第25条の規定に基づき、技能職員で、常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）<u>第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの</u>（以下「職員」という。）並びに技能職員で会計年度任用職員（法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。以下同じ。）であるものの給与に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">(給料)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 職員を昇格させた場合における<u>その者</u>の号給は、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第3に定める昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給とする。<u>ただし、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の給料月額については、その者の受ける号給に応じた額に、さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成13年さいたま市条例第29号）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する</u></p> |

5 [略]

6 法第22条の4第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額、技能職給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額、さいたま市技能職員の勤務時間等に関する規則（平成13年さいたま市規則第30号）第3条の規定によりその例によることとされるさいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成13年さいたま市条例第29号）第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

7 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成30年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の給料月額は、第1項から第5項まで及び次項の規定にかかわらず、これらの規定を適用した場合に得られる給料月額に相当する額、さいたま市技能職員の勤務時間等に関する規則第3条の規定によりその例によることとされるさいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該育児短時間勤務職員等の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。

8 [略]

附 則

1～5 [略]

（60歳に達した日後における最初の4月1日以後の職員の給料月額の特例）

6 当分の間、条例附則第2項の職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日以後、給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の級並びに第2条第3項から第5項まで及び第8項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額（当該額を当該職員の給料月額とし、かつ、当該職員についてさいたま市技能職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成31年さいたま市規則第12号）附則第2項、第3項又は第4項の規定が適用されるとしたならば、それらの規定により給料が支給されることとなる場合は、当該給料に相当する額を加えた額）に10

勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。

5 [略]

6 法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、技能職給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とし、育児短時間勤務職員等の給料月額についてはその額に算出率を乗じて得た額とする。

7 再任用職員で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものの給料月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

8 [略]

附 則

1～5 [略]

0分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。ただし、育児短時間勤務職員等については、当該額に算出率を乗じて得た額とする。

7 前項に定めるもののほか、同項の規定による給料月額その他同項の規定の施行に関し必要な事項は、別に市長が定める。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第2条関係)

技 能 職 給 料 表

| 職員の区分 | 職務の 級 号給 | 1 級 | 2 級 | 3 級 |
|--------------------------------|----------------|---------|---------|---------|
| | | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 |
| 定年前再任 用短時間勤 務職員以外 の職員 | | 円 | 円 | 円 |
| | 1 | 141,600 | 227,200 | 261,100 |
| | 2 | 142,700 | 228,900 | 263,100 |
| | 3 | 143,800 | 230,600 | 265,100 |
| | 4 | 144,900 | 232,300 | 267,100 |
| | 5 | 146,000 | 234,000 | 269,100 |
| | 6 | 147,300 | 235,700 | 271,100 |
| | 7 | 148,500 | 237,300 | 273,000 |
| | 8 | 149,800 | 238,900 | 274,900 |
| | 9 | 151,000 | 240,500 | 276,800 |
| | 10 | 152,600 | 242,200 | 278,700 |
| | 11 | 154,200 | 243,800 | 280,500 |
| | 12 | 155,800 | 245,500 | 282,300 |
| | 13 | 157,400 | 247,100 | 284,100 |
| | 14 | 159,100 | 248,700 | 286,000 |
| | 15 | 160,800 | 250,300 | 287,800 |
| | 16 | 162,500 | 251,900 | 289,700 |
| | 17 | 164,100 | 253,500 | 291,500 |
| | 18 | 165,800 | 255,100 | 293,400 |
| | 19 | 167,500 | 256,700 | 295,300 |
| | 20 | 169,200 | 258,300 | 297,200 |
| | 21 | 170,800 | 259,800 | 299,100 |
| | 22 | 172,600 | 261,400 | 301,000 |
| | 23 | 174,300 | 263,000 | 302,800 |
| | 24 | 176,000 | 264,600 | 304,700 |
| | 25 | 177,700 | 266,100 | 306,500 |
| | 26 | 179,400 | 267,800 | 308,400 |
| | 27 | 181,100 | 269,400 | 310,300 |
| | 28 | 182,800 | 271,000 | 312,200 |
| | 29 | 184,400 | 272,600 | 314,000 |
| | 30 | 186,200 | 274,200 | 315,900 |
| | 31 | 187,900 | 275,800 | 317,700 |
| | 32 | 189,700 | 277,400 | 319,600 |
| | 33 | 191,400 | 278,900 | 321,400 |
| | 34 | 193,200 | 280,500 | 323,200 |
| | 35 | 194,900 | 282,100 | 325,000 |
| | 36 | 196,700 | 283,700 | 326,800 |
| | 37 | 198,400 | 285,200 | 328,500 |
| 38 | 200,200 | 286,800 | 330,300 | |

| | | | |
|----|---------|---------|---------|
| 39 | 201,900 | 288,400 | 332,100 |
| 40 | 203,600 | 290,000 | 333,900 |
| 41 | 205,300 | 291,500 | 335,700 |
| 42 | 207,100 | 293,000 | 337,200 |
| 43 | 208,900 | 294,400 | 338,700 |
| 44 | 210,700 | 295,800 | 340,200 |
| 45 | 212,500 | 297,200 | 341,600 |
| 46 | 214,400 | 298,700 | 343,100 |
| 47 | 216,200 | 300,100 | 344,600 |
| 48 | 218,100 | 301,500 | 346,100 |
| 49 | 219,900 | 302,900 | 347,600 |
| 50 | 221,700 | 304,300 | 348,900 |
| 51 | 223,500 | 305,600 | 350,200 |
| 52 | 225,300 | 307,000 | 351,500 |
| 53 | 227,100 | 308,300 | 352,800 |
| 54 | 229,000 | 309,600 | 354,000 |
| 55 | 230,800 | 310,900 | 355,100 |
| 56 | 232,700 | 312,200 | 356,300 |
| 57 | 234,500 | 313,500 | 357,400 |
| 58 | 236,300 | 314,800 | 358,400 |
| 59 | 238,100 | 316,100 | 359,300 |
| 60 | 239,900 | 317,400 | 360,300 |
| 61 | 241,400 | 318,700 | 361,100 |
| 62 | 243,100 | 319,700 | 362,000 |
| 63 | 244,800 | 320,600 | 362,800 |
| 64 | 246,500 | 321,600 | 363,600 |
| 65 | 248,100 | 322,500 | 364,400 |
| 66 | 249,800 | 323,400 | 365,200 |
| 67 | 251,400 | 324,200 | 366,100 |
| 68 | 253,100 | 325,000 | 367,000 |
| 69 | 254,700 | 325,800 | 367,700 |
| 70 | 256,300 | 326,600 | 368,500 |
| 71 | 257,800 | 327,400 | 369,300 |
| 72 | 259,300 | 328,200 | 370,100 |
| 73 | 260,800 | 328,900 | 370,800 |
| 74 | 261,900 | 329,700 | 371,600 |
| 75 | 262,900 | 330,400 | 372,300 |
| 76 | 264,000 | 331,200 | 373,100 |
| 77 | 265,000 | 331,900 | 373,700 |
| 78 | 265,900 | 332,700 | 374,300 |
| 79 | 266,800 | 333,400 | 374,900 |
| 80 | 267,700 | 334,200 | 375,500 |
| 81 | 268,600 | 334,900 | 376,000 |
| 82 | 269,400 | 335,500 | 376,600 |

| | | | | |
|---------------|-----|---------|---------|---------|
| | 83 | 270,100 | 336,000 | 377,100 |
| | 84 | 270,900 | 336,500 | 377,700 |
| | 85 | 271,600 | 337,000 | 378,100 |
| | 86 | 272,000 | 337,500 | 378,600 |
| | 87 | 272,400 | 338,000 | 379,100 |
| | 88 | 272,800 | 338,500 | 379,600 |
| | 89 | 273,100 | 338,900 | 380,000 |
| | 90 | | 339,400 | 380,500 |
| | 91 | | 339,900 | 381,000 |
| | 92 | | 340,400 | 381,500 |
| | 93 | | 340,900 | 381,800 |
| | 94 | | 341,400 | 382,300 |
| | 95 | | 341,800 | 382,700 |
| | 96 | | 342,300 | 383,100 |
| | 97 | | 342,700 | 383,400 |
| | 98 | | 343,200 | 383,800 |
| | 99 | | 343,600 | 384,100 |
| | 100 | | 344,000 | 384,400 |
| | 101 | | 344,400 | 384,700 |
| 定年前再任用短時間勤務職員 | | 基準給料月額 | 基準給料月額 | 基準給料月額 |
| | | 円 | 円 | 円 |
| | | 207,600 | 234,800 | 256,600 |

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
(勤務延長している職員に関する経過措置)
- 2 この規則による改正後のさいたま市技能職員の給与に関する規則（以下「改正後の給与規則」という。）附則第6項及び第7項の規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。
(暫定再任用職員に関する経過措置)
- 3 暫定再任用職員（さいたま市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年さいたま市条例第35号。以下「令和4年改正条例」という。）附則第9項に規定する暫定再任用職員をいう。以下同じ。）であって常時勤務を要するもの（以下この項及び次項において「暫定再任用常時勤務職員」という。）の給料月額は、当該暫定再任用常時勤務職員が改正後の給与規則第2条第6項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される改正後の給与規則別表第1に定める技能職給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用常時勤務職員の属する職務の級に応じた額とする。
- 4 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用常時勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、さいたま市技能職員の勤務時間等に関する規則（平成13年さいたま市規則第30号）第3条の規定によりその例によることとされるさいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成13年さいたま市条例第29号）第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用常時勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 5 暫定再任用短時間勤務職員（令和4年改正条例附則第25項に規定する暫定再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される改正後の給

与規則別表第1に定める技能職給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用短時間職員の属する職務の級に応じた額に、さいたま市技能職員の勤務時間等に関する規則（平成13年さいたま市規則第30号）第3条の規定によりその例によることとされるさいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成13年さいたま市条例第29号）第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

- 6 附則第3項から前項までに定めるもののほか、暫定再任用職員の給与の支給方法及び支給条件については、さいたま市職員の給与に関する条例（平成13年さいたま市条例第42号）の適用を受ける暫定再任用職員の例による。

さいたま市規則第49号

さいたま市技能職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

さいたま市技能職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成31年さいたま市規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| 附 則 1 [略] (給料の切替えに伴う経過措置) 2 平成31年4月1日（以下「切替日」という。）の前日から引き続きさいたま市技能職員の給与に関する規則（以下「給与規則」という。）別表第1の給料表の適用を受ける職員（ <u>給与規則附則第6項の規定の適用を受ける職員を除く。</u> ）で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（市長が別に定める職員を除く。）には、 <u>令和7年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。</u> 3～5 [略] 6 <u>令和7年3月31日までに、60歳に達した職員であって、60歳に達した日以後における最初の3月31日において第2項から第4項までの規定の適用を受ける職員が同日後に退職する場合には、当該職員の退職手当の基本額の算定に当たっては、その算定の基礎となる特定減額前給料月額（給与規則第3条の規定によりその例によることとされるさいたま市職員退職手当条例第6条の2に規定する特定減額前給料月額をいう。）に、同日に第2項から第4項までの規定により受けていた給料を含むものとする。</u> | 附 則 1 [略] (給料の切替えに伴う経過措置) 2 平成31年4月1日（以下「切替日」という。）の前日から引き続きさいたま市技能職員の給与に関する規則（以下「給与規則」という。）別表第1の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（市長が別に定める職員を除く。）には、 <u>当分の間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。</u> 3～5 [略] |

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

さいたま市規則第50号

さいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和元年さいたま市規則第55号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(期末手当)</p> <p>第18条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、基準日前1月以内に退職し、又は死亡した会計年度任用職員のうち、次に掲げるものには、期末手当を支給しない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) その退職後基準日までの間において市費支弁の常勤職員（法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの、さいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年さいたま市条例第35号）第8条に規定する任期付短時間勤務職員及びさいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成29年さいたま市条例第17号）第3条第4項に規定する任期付短時間勤務教職員を含む。第8項において同じ。）</p> <p>5・6 [略]</p> <p>7 第5項の在職期間は、条例の適用を受ける職員として在職した期間（週当たりの勤務時間が15時間30分に満たない職員として在職した期間及び他の条例の規定に基づき市費から支弁される期末手当の算定基礎となる期間を除く。第21条第1項において同じ。）とし、その算定に当たっては、次に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> | <p>(期末手当)</p> <p>第18条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、基準日前1月以内に退職し、又は死亡した会計年度任用職員のうち、次に掲げるものには、期末手当を支給しない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) その退職後基準日までの間において市費支弁の常勤職員（法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの、さいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年さいたま市条例第35号）第8条に規定する任期付短時間勤務職員及びさいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成29年さいたま市条例第17号）第3条第4項に規定する任期付短時間勤務教職員を含む。第8項において同じ。）<u>又は条例の適用を受けない市費支弁の会計年度任用職員となった者</u></p> <p>5・6 [略]</p> <p>7 第5項の在職期間は、条例の適用を受ける職員として在職した期間（週当たりの勤務時間が15時間30分に満たない職員として在職した期間及び他の条例の規定に基づき市費から支弁される期末手当の算定基礎となる期間を除く。<u>第10項及び第21条第1項</u>において同じ。）とし、その算定に当たっては、次に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> |

8 第1項の規定により期末手当の支給を受ける会計年度任用職員が、基準日以前6月以内の期間において、次に掲げる職員を退職していたものである場合は、その期間内において次に掲げる職員（当該退職の日が基準日前1月以内にある者を除く。）として在職した期間は、第5項の在職期間に算入する。

(1) 市費支弁の常勤職員

(2) [略]

9 [略]

10 基準日に占める会計年度任用の職又は基準日前1月以内に退職し、若しくは死亡した会計年度任用職員の占める会計年度任用の職が複数となる会計年度任用職員には、第1項から前項までの規定を職ごとに適用し、期末手当を支給する。

11 前項の場合において、当該支給を受ける会計年度任用職員が、基準日以前6月以内の期間において条例の適用を受ける職員を退職していたものであるときにおける第7項の規定の適用については「条例の適用を受ける職員として在職した期間」とあるのは、「基準日以前6月以内の期間において条例の適用を受ける職員を退職した者の当該職員として在職していた期間（基準日前1月以内に退職し、又は死亡した会計年度任用職員の占める会計年度任用の職に係る期末手当の算定基礎となる期間を除く。）を市長の定める方法により算入した条例の適用を受ける職員として在職した期間」と、基準日以前6月以内の期間において第8項各号に掲げる職員を退職していたものであるときにおける第8項の規定の適用については「第5項の在職期間に算入する。」とあるのは「市長の定める方法により第5項の在職期間に算入する。」とする。

8 基準日以前6月以内の期間において、次に掲げる職員を退職した者が条例の適用を受ける職員となった場合は、その期間内において次に掲げる職員として在職した期間は、第5項の在職期間に算入する。

(1) 市費支弁の常勤職員（当該常勤職員としての退職日が基準日前1月以内にある者を除く。）

(2) [略]

9 [略]

10 基準日以前6月以内の期間において、条例の適用を受ける会計年度任用の職を複数兼ねる場合は、第3項から前項までの規定を職ごとに適用し、期末手当を支給する。この場合において、第7項に規定する条例の適用を受ける職員として在職した期間には条例の適用を受ける他の会計年度任用の職に係る期末手当の算定基礎となる期間（当該支給の対象となる会計年度任用職員として在職した期間を除く。）を含まないものとし、第8項の規定により、基準日以前6月以内の期間において同項各号に掲げる者として在職した期間を第5項の在職期間に算入するときは、当該在職した期間のうち、条例の適用を受ける他の会計年度任用の職に係る期末手当の算定基礎となる期間については、同項の在職期間に算入しないものとする。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

さいたま市規則第51号

さいたま市会計規則の一部を改正する規則

さいたま市会計規則（平成13年さいたま市規則第61号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">（出納員等の設置）</p> <p>第6条 [略] 2～5 [略] 6 <u>出納員等が置かれたときは、出納員等は、直ちにその職、氏名及び担任区分を記載した書類（以下「出納職員調書」という。）を会計管理者等に提出しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">（現金取扱員等の設置）</p> <p>第7条 [略] 2～4 [略] 5 <u>現金取扱員等が置かれたときは、所属の出納員等は、直に出納職員調書を会計管理者等に提出しなければならない。</u> 6 [略]</p> <p style="text-align: center;">（会計管理者等及び出納員等の事務の一部委任）</p> <p>第9条 [略] 2 [略] 3 <u>出納員は、現金取扱員に別表第3右欄に掲げる事務を委任する。</u> 4 <u>区出納員は、区現金取扱員に別表第4右欄に掲げる事務を委任する。</u> 5 <u>会計管理者等は、特に必要があると認めるときは、前4項の規定にかかわらず、別に出納員等又は現金取扱員等に事務を委任することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">（出納員等及び現金取扱員等の収納金払込）</p> <p>第27条 <u>出納員等及び現金取扱員等は、その取り扱った収納金を納付書によって即日又は翌日これを指定金融機関等に払い込まなければならない。ただし、当該収納金につき、次の各号のいずれか</u></p> | <p style="text-align: center;">（出納員等の設置）</p> <p>第6条 [略] 2～5 [略] 6 <u>市長は、出納員等を任命したときは、直ちにその職、氏名及び担任区分を会計管理者等に通知しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">（現金取扱員等の設置）</p> <p>第7条 [略] 2～4 [略] 5 <u>市長は、現金取扱員等を任命したときは、直ちにその職、氏名及び担任区分を会計管理者等及び所属の出納員等に通知しなければならない。</u> 6 [略]</p> <p style="text-align: center;">（会計管理者等の事務の一部委任）</p> <p>第9条 [略] 2 [略] 3 <u>会計管理者等は、特に必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、別に出納員等に事務を委任することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">（出納員等及び現金取扱員等の収納金払込）</p> <p>第27条 <u>出納員等及び現金取扱員等は、その取り扱った収納金を納付書によって即日又は翌日これを指定金融機関等に払い込まなければならない。ただし、収納金額が少額のもの又は交通不便の地</u></p> |

のいずれかに該当するときは、証券により納付されたものを除き、収納した日から7日を経過した日までに払い込むことができる。

(1) 収納金額が少額の、又は交通不便の地で取り扱う収納金で会計管理者が定めるものであって、毎日払い込むことが業務上困難であるとき。

(2) 即日又は翌日に払込みができないことにつきやむを得ない理由があるものとして会計管理者が認めるとき。

2 前項の規定にかかわらず公衆電話使用料に係る収納金については、納付のあった日から起算して1月を経過した日までに取りまとめて収納し、その翌日までに払い込むことができる。

3 [略]

(領収書に代わる書類)

第51条 第69条第1項の規定により口座振替の方法で支払をしたときは、指定金融機関又は指定代理金融機関が作成した当該口座振替の明細が確認できる書類をもって債権者の領収書に代えるものとする。

2 [略]

(会計管理者の作成する表)

第108条 会計管理者は、毎月末現在による次の諸表のうち必要なものを調製し、翌月までに市長に報告しなければならない。

(1)・(2) [略]

別表第1 (第6条関係)

| 設置箇所 | 出納員となる者 | 委任事務 |
|-------------------------|---------|------|
| 出納室出納課 | [略] | |
| 総務局総務部 総務課 | [略] | [略] |
| [略] | | |
| [略] | [略] | |
| 財政局北部市 税事務所法人 課税課 | | |
| [略] | | |
| [略] | | |
| 保健衛生局保 健部保健衛生 総務課 | [略] | |

で取り扱う収納金で、毎日払い込むことが不適当と認める場合は、証券により納付されたものを除き7日以内分を取りまとめて払い込むことができる。

2 前項の規定にかかわらず公衆電話使用料に係る収納金については、1箇月以内分を取りまとめて収納し、払い込むことができる。

3 [略]

(領収書に代わる書類)

第51条 第69条第1項の規定により口座振替の方法で支払をしたときは、支出命令書に指定金融機関又は指定代理金融機関の領収印をもって債権者の領収書に代えるものとする。ただし、会計管理者等が認めるときは、別の方法によることができる。

2 [略]

(会計管理者の作成する表)

第108条 会計管理者は、毎月末現在による次の諸表のうち必要なものを調製し、翌月までに市長に提出しなければならない。

(1)・(2) [略]

別表第1 (第6条関係)

| 設置箇所 | 出納員となる者 | 委任事務 |
|-------------------------|-------------------------|------|
| 出納室出納課 | [略] | |
| 都市戦略本部 未来都市推進 部 | 参事又は副参事の職にある者で部長が指定するもの | |
| 総務局総務部 総務課 | [略] | [略] |
| [略] | | |
| [略] | [略] | |
| 財政局北部市 税事務所法人 課税課 | | |
| [略] | | |
| [略] | | |
| 保健福祉局保 健部健康増進 課 | [略] | |

| | |
|----------------------|----------|
| 保健衛生局保健部高等看護学院 | [略] |
| 保健衛生局保健部思い出の里市営霊園事務所 | [略] |
| 保健衛生局保健部大宮聖苑管理事務所 | |
| 保健衛生局保健部食肉衛生検査所 | |
| 保健衛生局保健部動物愛護ふれあいセンター | |
| 保健衛生局保健所保健管理課 | 課長の職にある者 |
| 保健衛生局健康科学研究センター保健科学課 | |
| 福祉局生活福祉部福祉総務課 | |
| 福祉局生活福祉部国保年金課 | |
| 福祉局長寿応援部高齢福祉課 | |
| 福祉局長寿応援部介護保険課 | |
| 福祉局障害福祉部障害福祉課 | |
| 福祉局障害福祉部障害者総合支援センター | 所長の職にある者 |
| 子ども未来局子ども育成部子ども政策課 | 課長の職にある者 |
| 子ども未来局子ども育成部子育て支援課 | |

| | |
|----------------------|----------|
| 保健福祉局保健部高等看護学院 | [略] |
| 保健福祉局保健部思い出の里市営霊園事務所 | [略] |
| 保健福祉局保健部大宮聖苑管理事務所 | |
| 保健福祉局保健部食肉衛生検査所 | |
| 保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター | |
| 保健福祉局福祉部福祉総務課 | 課長の職にある者 |
| 保健福祉局福祉部障害支援課 | |
| 保健福祉局福祉部国民健康保険課 | |
| 保健福祉局福祉部年金医療課 | |
| 保健福祉局福祉部障害者総合支援センター | 所長の職にある者 |
| 保健福祉局長寿応援部高齢福祉課 | 課長の職にある者 |
| 保健福祉局長寿応援部介護保険課 | |
| 保健福祉局保健所保健総務課 | 課長の職にある者 |
| 保健福祉局保健所疾病予防対策課 | |
| 保健福祉局保健所食品衛生課 | |

| | |
|-------------------------|--|
| 子ども未来局 子育て未来部 保育課 | |
| [略] | |

| | |
|----------------------------------|--------------|
| 保健福祉局健 康科学研究セ ンター保健科 学課 | |
| 子ども未来局 子ども育成部 子育て支援政 策課 | |
| 子ども未来局 子ども育成部 青少年育成課 | |
| 子ども未来局 幼児未来部保 育課 | 課長の職にある 者 |
| [略] | |

別表第3（第7条、第9条関係）

| 設置箇所 | 現金取扱員とな る者 | 委任事務 |
|---|-----------------------------|------|
| 総務局総務部 行政透明推進 課 | 所属職員のうち 出納員から委任 を受けた者 | [略] |
| 財政局税務部 収納対策課 | | |
| [略] | | |
| [略] | [略] | |
| 保健衛生局保 健所保健衛生 総務課 | | |
| 保健衛生局保 健部思い出の 里市営霊園事 務所 | | |
| 保健衛生局保 健部思い出の 里市営霊園事 務所ひかり会 館 | | |
| 保健衛生局保 健部大宮聖苑 管理事務所 | | |
| 福祉局生活福 祉部福祉総務 課 | | |

別表第3（第7条関係）

| 設置箇所 | 現金取扱員とな る者 | 委任事務 |
|---|-----------------------------|------|
| 都市戦略本部 未来都市推進 部 | 所属職員のうち 出納員から委任 を受けた者 | [略] |
| 総務局総務部 行政透明推進 課 | | |
| 財政局税務部 収納対策課 | | |
| [略] | | |
| [略] | [略] | |
| 保健福祉局保 健部健康増進 課 | | |
| 保健福祉局保 健部思い出の 里市営霊園事 務所 | | |
| 保健福祉局保 健部思い出の 里市営霊園事 務所ひかり会 館 | | |
| 保健福祉局保 健部大宮聖苑 管理事務所 | | |
| 保健福祉局福 祉部福祉総務 課 | | |
| 保健福祉局福 祉部障害支援 | | |

| | |
|-------------------------|-----|
| 福祉局生活福祉部国保年金課 | |
| 福祉局長寿応援部高齢福祉課 | |
| 福祉局長寿応援部介護保険課 | |
| 福祉局障害福祉部障害支援課 | |
| 子ども未来局子ども育成部子ども政策課 | |
| 子ども未来局子ども育成部子育て支援課 | |
| 子ども未来局子育て未来部保育課に置かれる保育園 | [略] |
| [略] | |

別表第4（第7条、第9条関係）

| |
|-----|
| [略] |
|-----|

別表第6（第36条関係）

| 科目 | 口座番号 |
|--|------|
| 市県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、固定資産税（償却資産）、軽自動車税、法人市民税、市県民税（特別徴収）、事業所税、市たばこ税、国民健康保険税、保育料、後期高齢者医療保険料、市営霊園管理料（墓地管理料）、介護保険料、放課後児童クラブ指導料 | [略] |

| | |
|------------------------|-----|
| 課 | |
| 保健福祉局福祉部国民健康保険課 | |
| 保健福祉局福祉部年金医療課 | |
| 保健福祉局長寿応援部高齢福祉課 | |
| 保健福祉局長寿応援部介護保険課 | |
| 子ども未来局子ども育成部子育て支援政策課 | |
| 子ども未来局幼児未来部保育課に置かれる保育園 | [略] |
| [略] | |

別表第4（第7条関係）

| |
|-----|
| [略] |
|-----|

別表第6（第36条関係）

| 科目 | 口座番号 |
|--|------|
| 市県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、固定資産税（償却資産）、軽自動車税、法人市民税、市県民税（特別徴収）、事業所税、市たばこ税、国民健康保険税 | [略] |

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

さいたま市規則第52号

さいたま市物品会計規則の一部を改正する規則

さいたま市物品会計規則（平成15年さいたま市規則第99号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| (物品購入等の特例) 第9条 [略] 2 前条第1項の規定にかかわらず、 <u>保健衛生局保健所</u> 及び健康科学研究センター、子ども未来局総合療育センターひまわり学園並びに子ども家庭総合センター北部児童相談所及び南部児童相談所並びに区役所健康福祉部保健センターで購入する医療用物品であって、当該物品の購入価格が30万円以上のもの（前項第1号及び第4号に該当するものを除く。）にあっては、所長において直接これを購入することができる。 | (物品購入等の特例) 第9条 [略] 2 前条第1項の規定にかかわらず、 <u>保健福祉局保健所</u> 及び健康科学研究センター、子ども未来局総合療育センターひまわり学園並びに子ども家庭総合センター北部児童相談所及び南部児童相談所並びに区役所健康福祉部保健センターで購入する医療用物品であって、当該物品の購入価格が30万円以上のもの（前項第1号及び第4号に該当するものを除く。）にあっては、所長において直接これを購入することができる。 |

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

さいたま市規則第53号

さいたま市公金取扱金融機関に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市公金取扱金融機関に関する規則（平成13年さいたま市規則第63号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">(証券の受領拒絶)</p> <p>第9条 出納取扱店等は、次の各号のいずれかに該当する証券については、その受領を拒絶しなければならない。</p> <p>(1) 振出しの日から起算し、10日(その末日がさいたま市の休日(さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する市の休日(第14条第3項において単に「休日」という。))に当たる場合であってもこれを延長しない。)を経過している小切手</p> <p>(2) [略]</p> <p style="text-align: center;">(収納金等の送付)</p> <p>第14条 出納取扱店及び派出所は、収納した公金及び収納取扱店から送付を受けた公金並びにこれらに係る納入済通知書を毎日取りまとめ、公金収納報告書を添えて、出納取扱店にあっては即日又は翌日、派出所にあっては即日会計管理者に送付し、公金収納報告書受領書を受けなければならない。ただし、納入済通知書の送付に代えて納入済通知情報(納入済通知書に記載すべき事項に係る電磁的記録をいう。以下同じ。)を電気通信回線を通じて送信するときの取扱いは、別に定めるところによる。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 出納取扱店及び派出所は、市県民税(特別徴収)の納入済通知書の送付に代えて納入済通知情報を記録した電磁的記録媒体を送付するときは、前2項の規定にかかわらず、市県民税(特別徴収)の収納に係る公金及び当該電磁的記録媒体に公金収納報告書を添えて、当該納入の日から起算して</p> | <p style="text-align: center;">(証券の受領拒絶)</p> <p>第9条 出納取扱店等は、次の各号のいずれかに該当する証券については、その受領を拒絶しなければならない。</p> <p>(1) 振出しの日から起算し、10日を経過している小切手</p> <p>(2) [略]</p> <p style="text-align: center;">(収納金等の送付)</p> <p>第14条 出納取扱店及び派出所は、収納した公金及び収納取扱店から送付を受けた公金並びにこれらに係る納入済通知書を毎日取りまとめ、公金収納報告書を添えて、出納取扱店にあっては即日又は翌日、派出所にあっては即日会計管理者に送付し、公金収納報告書受領書を受けなければならない。ただし、納入済通知書の送付に代えて納入済通知情報を電気通信回線を通じて送信するときは、<u>当該収納に係る公金を会計管理者の定めるところにより、当該納入の日から起算して10日以内に、指定金融機関の当該会計の預金口座に振り替えなければならない。</u></p> <p>2 [略]</p> |

6日以内（その期間に含まれる休日を除く。）に会計管理者に送付し、公金収納報告書受領書を受けなければならない。

（口座振替の方法による支払手続）

第22条 出納取扱店は、派出所において、会計規則第69条の規定により会計管理者等から小切手を添えて、口座振替等依頼書（電磁的記録を含む。）の交付を受けたときは、会計管理者等に小切手受領書を提出し、直ちに口座振替の方法による支払手続をとらなければならない。

2 [略]

（収納金等の送付）

第40条 収納取扱店は、収納した公金及びこれに係る納入済通知書を毎日取りまとめ、即日又は翌日収納取りまとめ店に送付しなければならない。ただし、納入済通知書の送付に代えて納入済通知情報を電気通信回線を通じて送信するときの取扱いは、別に定めるところによる。

（口座振替の方法による支払手続）

第22条 出納取扱店は、派出所において、会計規則第69条の規定により会計管理者等から小切手を添えて、口座振替等依頼書（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。）の交付を受けたときは、会計管理者等に小切手受領書を提出し、直ちに口座振替の方法による支払手続をとらなければならない。

2 [略]

（収納金等の送付）

第40条 収納取扱店は、収納した公金及びこれに係る納入済通知書を毎日取りまとめ、即日又は翌日収納取りまとめ店に送付しなければならない。ただし、納入済通知書の送付に代えて納入済通知情報を電気通信回線を通じて送信するときは、当該収納に係る公金を会計管理者の定めるところにより、当該納入の日から起算して10日以内に、収納取りまとめ店に送付しなければならない。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

さいたま市規則第54号

さいたま市市税条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市市税条例施行規則（平成13年さいたま市規則第64号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---------------------------|----|-----|--|------|---------------------------|------|----------------------|-----|--|---|------|----|-----|--|------|---------------------------|-----|--|
| <p>(指定支出金の指定)</p> <p>第12条の2 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 指定支出金の指定に係る特定公益信託の受託者（次条において「指定支出金受領受託者」という。）は、毎信託事務年度終了後4月以内に、この規則で定める報告書に当該信託事務年度の事業報告書及び収支決算書並びに翌信託事務年度の事業計画書及び収支予算書を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>別表第1（第4条関係）</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 固定資産税及び都市計画税</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">様式番号</th> <th style="text-align: center;">名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">73の5</td> <td>固定資産税特定熱損失防止改修等住宅に係る減額申告書</td> </tr> <tr style="border: 2px solid black;"> <td style="text-align: center;">73の6</td> <td>固定資産税特定マンションに係る減額申告書</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>4～8 [略]</p> | 様式番号 | 名称 | [略] | | 73の5 | 固定資産税特定熱損失防止改修等住宅に係る減額申告書 | 73の6 | 固定資産税特定マンションに係る減額申告書 | [略] | | <p>(指定支出金の指定)</p> <p>第12条の2 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 指定支出金の指定に係る特定公益信託の受託者（次条において「指定支出金受領受託者」という。）は、毎信託事務年度修了後4月以内に、この規則で定める報告書に当該信託事務年度の事業報告書及び収支決算書並びに翌信託事務年度の事業計画書及び収支予算書を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>別表第1（第4条関係）</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 固定資産税及び都市計画税</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">様式番号</th> <th style="text-align: center;">名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">73の5</td> <td>固定資産税特定熱損失防止改修等住宅に係る減額申告書</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>4～8 [略]</p> | 様式番号 | 名称 | [略] | | 73の5 | 固定資産税特定熱損失防止改修等住宅に係る減額申告書 | [略] | |
| 様式番号 | 名称 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 73の5 | 固定資産税特定熱損失防止改修等住宅に係る減額申告書 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 73の6 | 固定資産税特定マンションに係る減額申告書 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 様式番号 | 名称 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 73の5 | 固定資産税特定熱損失防止改修等住宅に係る減額申告書 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

様式第73号の5の次に次の様式を加える。

様式第73号の6（別表第1関係）



固定資産税特定マンションに係る減額申告書

年 月 日

(宛先)さいたま市長

申告者

住 所

(所在地)

氏 名

(名称及び代表者氏名)

個人番号又は

法人番号

電話番号

さいたま市市税条例附則第19条第12項の規定により、次のとおり申告します。

| | | | |
|------------|---------|-------|----------------|
| 納 税 義 務 者 | 住所（所在地） | | |
| | 氏名（名 称） | | |
| 所 在 地 | さいたま市 | | |
| 家 屋 番 号 | | 家屋の種類 | |
| 床 面 積 | | | m ² |
| 建 築 年 月 日 | | | 年 月 日 |
| 登 記 年 月 日 | | | 年 月 日 |
| 工事が完了した年月日 | | | 年 月 日 |

工事が完了した日から3月以内に申告書を提出できなかった理由

| |
|--|
| |
|--|

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>様式第74号（別表第1関係） 固定資産税耐震基準適合家屋に係る減額申告書 [略] さいたま市市税条例附則第19条第13項の規定により、次のとおり申告します。</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>(注)</p> | <p>様式第74号（別表第1関係） 固定資産税耐震基準適合家屋に係る減額申告書 [略] さいたま市市税条例附則第19条第12項の規定により、次のとおり申告します。</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>(注)</p> |
| <p>様式第75号（別表第1関係） 固定資産税改修実演芸術公演施設に係る減額申告書 [略] さいたま市市税条例附則第19条第14項の規定により、次のとおり申告します。</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>(注)</p> | <p>様式第75号（別表第1関係） 固定資産税改修実演芸術公演施設に係る減額申告書 [略] さいたま市市税条例附則第19条第13項の規定により、次のとおり申告します。</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>(注)</p> |

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のさいたま市税条例施行規則様式第74号及び様式第75号の規定により作成されている様式については、当分の間、使用することができる。

さいたま市規則第55号

さいたま市財産規則の一部を改正する規則

さいたま市財産規則（平成13年さいたま市規則第68号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">(財産管理主任)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 財産管理主任は、上司の命を受け、当該局の所管に属する公有財産を管理する課が取り扱う次に掲げる事務について必要な調整を行うものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 公有財産の貸付け等の状況についての報告書の作成及び報告に関すること。</p> <p>(5)・(6) [略]</p> <p style="text-align: center;">(使用料の減免)</p> <p>第26条 使用料条例第4条に規定する市長が特に必要と認めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>第21条第1号</u>の規定により設置する厚生施設における販売価格等について、利用者の負担を軽減する措置を講じているとき。</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p style="text-align: center;">(増減及び現在高総計算書)</p> <p>第51条</p> <p>財政局長は、<u>毎年3月31日現在における公有財産台帳</u>に基づき、公有財産増減及び現在高総計</p> | <p style="text-align: center;">(財産管理主任)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 財産管理主任は、上司の命を受け、当該局の所管に属する公有財産を管理する課が取り扱う次に掲げる事務について必要な調整を行うものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 公有財産の<u>増減、現在高及び貸付け等</u>の状況についての報告書の作成及び報告に関すること。</p> <p>(5)・(6) [略]</p> <p style="text-align: center;">(使用料の減免)</p> <p>第26条 使用料条例第4条に規定する市長が特に必要と認めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>第21条第1項第1号</u>の規定により設置する厚生施設における販売価格等について、利用者の負担を軽減する措置を講じているとき。</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p style="text-align: center;">(増減及び現在高報告書等)</p> <p>第51条 <u>局長は、その所管に属する公有財産について、毎年3月31日現在においてその増減及び現在高につき、公有財産増減及び現在高報告書（様式第17号）を作成し、6月10日までに財政局長に報告しなければならない。</u></p> <p><u>2</u> 財政局長は、前項の報告書に基づき、公有財産増減及び現在高総計算書を作成し、これを会計管</p> |

算書を作成し、これを会計管理者に送付しなければならない。

(貸付け等状況報告書)

第52条 局長は、その所管に属する公有財産について、毎年3月31日現在において公有財産の貸付け（貸付け以外の方法により使用させている場合を含む。）及び行政財産の目的外使用の状況につき、公有財産の貸付け等状況報告書（様式第18号）を作成し、財政局長に報告しなければならない。

(増減及び現在額報告書等)

第55条 局長は、その所管に属する債権について、毎年3月31日現在においてその増減及び現在額につき、債権増減及び現在額報告書（様式第20号）を作成し、財政局長に報告しなければならない。

2 [略]

(増減及び現在高報告書等)

第58条 局長は、その所管に属する基金について、毎年3月31日現在においてその増減及び現在高につき、基金増減及び現在高報告書（様式第22号）を作成し、財政局長に報告しなければならない。

2 [略]

理者に送付しなければならない。

(貸付け等状況報告書)

第52条 局長は、その所管に属する公有財産について、毎年3月31日現在において公有財産の貸付け（貸付け以外の方法により使用させている場合を含む。）及び行政財産の目的外使用の状況につき、公有財産の貸付け等状況報告書（様式第18号）を作成し、6月10日までに財政局長に報告しなければならない。

(増減及び現在額報告書等)

第55条 局長は、その所管に属する債権について、毎年3月31日現在においてその増減及び現在額につき、債権増減及び現在額報告書（様式第20号）を作成し、6月10日までに財政局長に報告しなければならない。

2 [略]

(増減及び現在高報告書等)

第58条 局長は、その所管に属する基金について、毎年3月31日現在においてその増減及び現在高につき、基金増減及び現在高報告書（様式第22号）を作成し、6月10日までに財政局長に報告しなければならない。

2 [略]

様式第17号を次のように改める。

様式第17号 削除

様式第18号を次のように改める。

様式第18号（第52条関係）

年度 公有財産の貸付け等状況報告書

年 月 日

財 政 局 長 様

局 長

(1) 行政財産の目的外使用の状況

| 会計区分 | 区分 | 所属 | 名称 | 所在地 | 許可の事由 | 相手方 | 数量 | 使用料 | 減免の割合 |
|------|----|----|----|-----|-------|-----|----|-----|-------|
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |

備考

- 1 区分欄には、土地、建物又はその他の別を記入すること。
- 2 許可の事由欄には、第21条各号のうち該当するものの番号を記入すること。
- 3 使用料欄には、当該年度の使用に係る額を記入すること。

(2) 公有財産の貸付けの状況

| 会計区分 | 分類 | 区分 | 所属 | 名称 | 所在地 | 契約種別 | 相手方 | 数量 | 貸付料 | 減額の割合 |
|------|----|----|----|----|-----|------|-----|----|-----|-------|
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |

備考

- 1 分類欄には、行政財産又は普通財産の別を記入すること。
- 2 区分欄には、土地、建物又はその他の別を記入すること。
- 3 契約種別欄には、公募又は随意契約の別を記入すること。
- 4 貸付料欄には、当該年度の貸付けに係る額を記入すること。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

さいたま市規則第56号

さいたま市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市国民健康保険条例施行規則（平成13年さいたま市規則第129号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|-----|------------------|------|------------------|-----|------|--|--|------|--|--|-----|-----|--|--|-----|--|--|--|-----------------------|-----|------------------|-----|--|-----|--|--|-----|--|--|--|-----|--|--|--|--|-----|--|--|--|------------------|-----|----|------|--|--|--|------|--|--|--|-----|-----|--|--|--|-----|--|--|--|--|-----------------------|-----|------------------|-----|-----|--|-----|--|--|--|-----|--|--|--|--|-----|--|--|--|--|
| <p style="text-align: center;">(条例附則第13項の規則で定める日)</p> <p>第34条の4 条例附則第13項の規則で定める日は、<u>令和5年5月7日（同日以前に新型コロナウイルスに感染し、又は発熱等の症状があり新型コロナウイルスの感染が疑われたことにより労務に服することができなくなった者であつて、当該労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日が令和5年5月7日後になるものにあつては、当該経過した日）</u>とする。</p> <p>様式第8号（第9条関係）</p> <p>国民健康保険 被保険者証（被保険者資格証明書）・高齢受給者証 再交付申請書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td></tr> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">被 保 険 者</td> <td style="width: 60%; text-align: center;">[略]</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">生年月日</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">個人番号</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr><td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td></tr> </table> <p>様式第13号（第15条関係）</p> <p style="text-align: center;">限度額適用</p> <p>国民健康保険 標準負担額減額 認定申請書 限度額適用・標準負担額減額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="4" style="text-align: center;">[略]</td></tr> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">認 定 対 象 者</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">[略]</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">生 年 月 日</td> <td style="width: 55%; text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr><td colspan="4" style="text-align: center;">[略]</td></tr> <tr><td colspan="4" style="text-align: center;">[略]</td></tr> </table> | [略] | | | 被 保 険 者 | [略] | 生年月日 | | | 個人番号 | | | [略] | [略] | | | [略] | | | | 認 定 対 象 者 | [略] | 生 年 月 日 | [略] | | [略] | | | [略] | | | | [略] | | | | <p style="text-align: center;">(条例附則第13項の規則で定める日)</p> <p>第34条の4 条例附則第13項の規則で定める日は、<u>令和5年3月31日</u>とする。</p> <p>様式第8号（第9条関係）</p> <p>国民健康保険 被保険者証（被保険者資格証明書）・高齢受給者証 再交付申請書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="4" style="text-align: center;">[略]</td></tr> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">被 保 険 者</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">[略]</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">性別</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">生年月日</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">個人番号</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr><td colspan="4" style="text-align: center;">[略]</td></tr> </table> <p>様式第13号（第15条関係）</p> <p style="text-align: center;">限度額適用</p> <p>国民健康保険 標準負担額減額 認定申請書 限度額適用・標準負担額減額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="5" style="text-align: center;">[略]</td></tr> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">認 定 対 象 者</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">[略]</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">生 年 月 日</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">[略]</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">男・女</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="4" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr><td colspan="5" style="text-align: center;">[略]</td></tr> <tr><td colspan="5" style="text-align: center;">[略]</td></tr> </table> | [略] | | | | 被 保 険 者 | [略] | 性別 | 生年月日 | | | | 個人番号 | | | | [略] | [略] | | | | [略] | | | | | 認 定 対 象 者 | [略] | 生 年 月 日 | [略] | 男・女 | | [略] | | | | [略] | | | | | [略] | | | | |
| [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 被 保 険 者 | [略] | 生年月日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 個人番号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 認 定 対 象 者 | [略] | 生 年 月 日 | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 被 保 険 者 | [略] | 性別 | 生年月日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 個人番号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 認 定 対 象 者 | [略] | 生 年 月 日 | [略] | 男・女 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

[略]

様式第15号 (第17条関係)

国民健康保険食事療養標準負担額減額差額支給申請書

| | | | |
|-------|-----|------|-----|
| [略] | | | |
| 減額対象者 | [略] | 生年月日 | [略] |
| [略] | | | |
| [略] | | | |

様式第15号の2 (第17条の2関係)

国民健康保険限度額適用・標準負担額差額支給申請書

| | | | |
|------------------|-----|------|-----|
| [略] | | | |
| 世帯主 | [略] | | |
| | [略] | 生年月日 | [略] |
| 限度額適用・標準負担額減額対象者 | [略] | 生年月日 | [略] |
| | [略] | | |
| [略] | | | |
| [略] | | | |

様式第29号 (第28条関係)

国民健康保険移送費支給申請書

| | | | |
|------------|-----|------|-----|
| [略] | | | |
| 移送を受けた被保険者 | [略] | 生年月日 | [略] |
| [略] | | | |
| [略] | | | |
| [略] | | | |
| [略] | | | |

様式第30号 (第29条関係)

移送を必要とする意見書

| | | | |
|------------|-----|------|-----|
| [略] | | | |
| 移送を受けた被保険者 | [略] | 生年月日 | [略] |
| [略] | | | |

[略]

様式第15号 (第17条関係)

国民健康保険食事療養標準負担額減額差額支給申請書

| | | | | |
|-------|-----|------|-----|----|
| [略] | | | | |
| 減額対象者 | [略] | 生年月日 | [略] | 性別 |
| [略] | | | | |
| [略] | | | | |

様式第15号の2 (第17条の2関係)

国民健康保険限度額適用・標準負担額差額支給申請書

| | | | | |
|------------------|-----|------|-----|----|
| [略] | | | | |
| 世帯主 | [略] | | | |
| | [略] | 生年月日 | [略] | 性別 |
| 限度額適用・標準負担額減額対象者 | [略] | 生年月日 | [略] | 性別 |
| | [略] | | | |
| [略] | | | | |
| [略] | | | | |

様式第29号 (第28条関係)

国民健康保険移送費支給申請書

| | | | | | |
|------------|-----|------|-----|----|--|
| [略] | | | | | |
| 移送を受けた被保険者 | [略] | 生年月日 | [略] | 性別 | |
| [略] | | | | | |
| [略] | | | | | |
| [略] | | | | | |
| [略] | | | | | |

様式第30号 (第29条関係)

移送を必要とする意見書

| | | | | | |
|------------|-----|------|-----|----|-----|
| [略] | | | | | |
| 移送を受けた被保険者 | [略] | 生年月日 | [略] | 性別 | 男・女 |
| [略] | | | | | |

様式第33号（第31条の2関係）

出産育児一時金支給申請書

| | | |
|-----|--------------|--|
| [略] | フリガナ 出生児名 | |
| [略] | | |
| [略] | | |

様式第36号（第33条関係）

葬祭費支給申請書

| | | | |
|-----------|-----|----------|-----|
| [略] | | | |
| 死亡者 氏名 | [略] | 生年 月日 | [略] |
| [略] | | | |
| [略] | | | |

様式第39号（第35条関係）

（表）

国民健康保険高額療養費支給申請書（ 年 月 診療分）

[略]

（裏）

(1) 国民健康保険以外の制度（難病医療費助成制度や子育て支援医療費助成制度等）にて、一部負担金が助成されている方は、助成を受けた療養について、以下に記入してください。（助成を受けていない方は記入不要です。）

[略]

| |
|-----|
| [略] |
|-----|

[略]

| |
|-----|
| [略] |
|-----|

(2) 今回申請の診療月以前の12箇月間に高額療養費の支給を3回以上受けた場合、その診療年月をご記入ください。

（ 年 月 ・ 年 月 ・ 年 月 ）

様式第42号（第37条関係）

国民健康保険 高額療養費（外来年間合算）支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書

[略]

| | | | |
|----------|-----|-----|--|
| [略] | | [略] | |
| [略] | | [略] | |
| 生年 月日 | [略] | [略] | |
| [略] | | [略] | |
| [略] | | [略] | |

様式第33号（第31条の2関係）

出産育児一時金支給申請書

| | | | |
|-----|--------------|--|----|
| [略] | フリガナ 出生児名 | | 性別 |
| [略] | | | |
| [略] | | | |

様式第36号（第33条関係）

葬祭費支給申請書

| | | | | |
|-----------|-----|----|----------|-----|
| [略] | | | | |
| 死亡者 氏名 | [略] | 性別 | 生年 月日 | [略] |
| [略] | | | | |
| [略] | | | | |

様式第39号（第35条関係）

（表）

国民健康保険高額療養費支給申請書（ 年 月 診療分）

[略]

（裏）

表面記載の療養について、下記事項をご記入ください。

[略]

| |
|-----|
| [略] |
|-----|

[略]

| |
|-----|
| [略] |
|-----|

今回申請の診療月以前の12箇月間に高額療養費の支給を3回以上受けた場合、その診療年月をご記入ください。

（ 年 月 ・ 年 月 ・ 年 月 ）

様式第42号（第37条関係）

国民健康保険 高額療養費（外来年間合算）支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書

[略]

| | | | |
|----------|-----|-----|-----|
| [略] | | [略] | |
| [略] | | [略] | |
| 生年 月日 | [略] | 性別 | [略] |
| [略] | | [略] | |
| [略] | | [略] | |

| | | |
|----------|-----|-----|
| 生年 月日 | [略] | |
| [略] | | |
| [略] | | [略] |
| 生年 月日 | [略] | |
| [略] | | |
| [略] | | |
| [略] | | |

| | | | | |
|----------|-----|--------|--|--|
| 生年 月日 | [略] | 性 別 | | |
| [略] | | | | |
| [略] | | [略] | | |
| 生年 月日 | [略] | 性 別 | | |
| [略] | | | | |
| [略] | | | | |
| [略] | | | | |

様式第44号（第39条関係）
高額介護合算療養費等支給申請書兼自己負担額証明
書交付申請書

[略]

| | | | |
|-----|----------|-----|-----|
| [略] | 生年 月日 | [略] | [略] |
| [略] | | | |
| [略] | | | |

[略]

様式第44号（第39条関係）
高額介護合算療養費等支給申請書兼自己負担額証明
書交付申請書

[略]

| | | | | | |
|-----|----------|-----|--------|--|-----|
| [略] | 生年 月日 | [略] | 性 別 | | [略] |
| [略] | | | | | |
| [略] | | | | | |

[略]

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のさいたま市国民健康保険条例施行規則の規定により作成されている様式については、当分の間、使用することができる。

さいたま市規則第57号

さいたま市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市国民健康保険税条例施行規則（平成14年さいたま市規則第54号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| 附 則 | 附 則 |
| 1～3 [略] | 1～3 [略] |
| （東日本大震災に係る国民健康保険税の減免の特例） | （東日本大震災に係る国民健康保険税の減免の特例） |
| 4 市長は、条例第24条第1項第1号の規定により東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第1項に規定する東日本大震災が生じた日に特定被災区域（同条第3項に規定する特定被災区域をいう。）に住所を有していた納税義務者（ <u>原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第3項の規定による避難のための立退き若しくは屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象となった区域若しくは同法第20条第2項の規定により原子力災害対策本部長が市町村長若しくは都道府県知事に対して行った住民の避難に関する指示の対象となった区域であるため避難を行った世帯又は特定避難勧奨地点に居住しているため避難を行った世帯に属する納税義務者に限る。</u> ）に係る国民健康保険税を減免するときは、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表中欄に掲げる国民健康保険税について、同表右欄に定める割合によるものとする。この場合において、計算した額に100円未満の端数があるときは、これを切り上げた額を減額する額とする。 | 4 市長は、条例第24条第1項第1号の規定により東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第1項に規定する東日本大震災（ <u>以下この項において「大震災」という。</u> ）が生じた日に特定被災区域（ <u>東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第2条第3項に規定する特定被災区域をいう。以下この項において同じ。</u> ）に住所を有していた納税義務者に係る国民健康保険税で平成23年3月11日から平成25年3月31日（次の表第1項第3号に掲げる世帯（平成25年度以前に指定を解除された緊急時避難準備区域及び特定避難勧奨地点（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第17条第12項の規定により設置された原子力災害現地対策本部長が、事故発生後1年間の積算線量が20ミリシーベルトを超えると推定されるところとして特定した地点をいう。以下同じ。）に居住しているため避難を行った世帯、平成26年度に指定を解除された避難指示解除準備区域及び特定避難勧奨地点に居住しているため避難を行った世帯、平成27年度に指定を解除された避難指示解除準備区域に居住しているため避難を行った世帯、平成28年度及び平成29年4月1日に指定を解除された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に居住しているため避難を行った世帯並びに平成31年4月10日及び令和2年3月に指定を |

解除された居住制限区域、避難指示解除準備区域及び帰還困難区域に居住しているため避難を行った世帯で、当該世帯に属する国民健康保険の被保険者に係る前年の国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の3第2項に規定する基準所得額を合算した額（以下「前年基準所得合算額」という。）が600万円を超えるものを除く。）に係るものにあつては、令和5年3月31日）までの間に納期限が到来するものを減免するときは、同表に定めるところにより減免するものとする。この場合において、同表の規定により計算した額に100円未満の端数があるときは、これを切り上げた額を減額する額とする。

| 納税義務者の区分 | 減免の対象となる国民健康保険税 | 減免の割合 |
|--|---|--|
| 1 次項及び第3項に掲げる者以外の者 2 平成25年度以前に指定を解除された緊急時避難準備区域及び特定避難勧奨地点（原子力災害対策特別措置法第17条第12項の規定により設置された原子力災害現地対策本部長が、事故発生後1年間の積算線量が20ミリシーベルトを超えると推定されるとして特定した地点をいう。以下同じ。）に居住しているため避難を行った世帯、平成26年度に指定を解除された避難指示解除準備区域及び特定避難勧奨地点に居住しているため避難を行った世帯、平成27年度に指定を解除された避難指示解除準備区域に居住しているため避難を行った世帯、 | 避難指示区域等の指定を解除された日が属する年の翌年（平成26年までに解除された区域にあつては平成27年）の4月1日から起算して9年を経過する日）までの間に納期限が到来するもの | 所得割額及び均等割額の合計額の100分の100（避難指示区域等の指定を解除された日が属する年の翌年（平成26年までに解除された区域にあつては平成27年）の4月1日から起算して8年を経過した日以後に納期限が到来するものにあつては、100分の50） |

| 対象世帯 | 減免の割合又は額 |
|---|---|
| 1 次の各号のいずれかに該当する世帯 (1) 大震災による被害を受けたことにより、主として生計を維持する者が死亡し、行方不明となり、又は重篤な傷病を負った世帯 (2) 大震災による被害を受けたことにより、主として生計を維持する者以外の被保険者が行方不明となった世帯 (3) 原子力災害対策特別 | 所得割額及び均等割額（平成24年度分の国民健康保険税にあつては、4月から9月までの月割をもって算定した所得割額及び均等割額。第4号及び第5号において同じ。）の合計額の100分の100 当該世帯に係る国民健康保険税の課税額（平成24年度分の国民健康保険税にあつては、4月から9月までの月割をもって算定した課税額。以下この号及び第2項において同じ。）と行方不明となった者が被保険者でないとした場合の当該世帯に係る国民健康保険税の課税額との差額 所得割額及び均 |

平成28年度及び平成29年4月1日に指定を解除された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に居住しているため避難を行った世帯、平成31年4月10日及び令和2年3月に指定を解除された居住制限区域、避難指示解除準備区域及び帰還困難区域に居住しているため避難を行った世帯並びに令和4年度に指定を解除された特定復興再生拠点区域に居住しているため避難を行った世帯に属する者であって、当該世帯に属する国民健康保険の被保険者に係る前年の国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の3第2項に規定する基準所得額を合算した額（以下「前年基準所得合算額」という。）が600万円以下のもの

3 令和4年度に指定を解除された特定復興再生拠点区域に居住しているため避難を行った世帯に属する者であって、当該世帯に属する国民健康保険の被保険者に係る前年基準所得合算額が600万円を超えるもの

令和6年3月31日までに納期限が到来するものうち、令和5年4月分から9月分までに相当する月割算定額

所得割額及び均等割額の合計額の100分の100

措置法第15条第3項の規定による避難のための立退き若しくは屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象となった区域若しくは同法第20条第2項の規定により原子力災害対策本部長が市町村長若しくは都道府県知事に対して行った住民の避難に関する指示の対象となった区域であるため避難を行った世帯又は特定避難勧奨地点に居住しているため避難を行った世帯

(4) 大震災により主として生計を維持する者の居住する住宅に全壊の損害を受けた世帯（長期避難世帯（被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）第2条第2号ハに該当する世帯をいう。）の主として生計を維持する者の居住する住宅は、全壊の損害を受けたものとみなす。）

(5) 大震災により主として生計を維持する者の居住する住宅に半壊又は大規模半壊の損害を受けた世帯

2 大震災による被害を受けたことにより、主として生計を維持する者の事業収入等（所得税法（昭和40年法律第33号）第26条第2項に規定する不動産所得に係る総収入金額、同法第27条第2項に規定する事業所得に係る総収入金額、同法第28条第2項に規定する給与等の収入金額又は同法第32条第2項に規定する山林所得に係る総収入金額をいう。以下こ

等割額の合計額の100分の100

所得割額及び均等割額の合計額の100分の100

所得割額及び均等割額の合計額の100分の50

の項において同じ。)の減少が見込まれ、当該減少が見込まれる額(保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより埋められるべき金額があるときは、これを控除した額)が主として生計を維持する者の前年の事業収入等の額の10分の3以上であり、かつ、前年の世帯主、その世帯に属する国民健康保険の被保険者及び条例第21条第1項第1号に規定する特定同一世帯所属者(以下「世帯主等」という。)につき算定した地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに国民健康保険法施行令第27条の2第1項に規定する他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「世帯主等の総所得金額等」という。)から当該減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得を控除した額が400万円以下である世帯であつて、次の各号のいずれかに該当するもの

- (1) 前年の世帯主等の総所得金額等が300万円以下である世帯又は主として生計を維持する者が事業を廃止し、若しくは失業した世帯

当該世帯に係る国民健康保険税の課税額に減少が見込まれる主として生計を維持する者の事業収入等に係る前年の所得の合計額を乗じ、前年の世帯主等の総所得金額等(条例第9条の2の適用を受ける世帯の給与所得について

は、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。)で除して得た金額(以下「対象保険税額」という。)の100分の100

(2) 前年の世帯主等の総所得金額等が300万円を超え400万円以下である世帯 対象保険税額の100分の80

(3) 前年の世帯主等の総所得金額等が400万円を超え550万円以下である世帯 対象保険税額の100分の60

(4) 前年の世帯主等の総所得金額等が550万円を超え750万円以下である世帯 対象保険税額の100分の40

(5) 前年の世帯主等の総所得金額等が750万円を超え1000万円以下である世帯 対象保険税額の100分の20

- (2) 前年の世帯主等の総所得金額等が300万円を超え400万円以下である世帯
- (3) 前年の世帯主等の総所得金額等が400万円を超え550万円以下である世帯
- (4) 前年の世帯主等の総所得金額等が550万円を超え750万円以下である世帯
- (5) 前年の世帯主等の総所得金額等が750万円を超え1000万円以下である世帯

5 [略]

5 [略]

様式第12号(第3条関係)

| | | |
|--|------|-----|
| <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 特定同一世帯所属者異動連絡票 </div> [略] | | |
| 世帯主 | [略] | |
| | 生年月日 | [略] |
| 特定同一世帯所属者 | [略] | |
| | 生年月日 | [略] |
| | [略] | |
| [略] | | |

様式第12号(第3条関係)

| | | | |
|--|------|-----|-----|
| <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 特定同一世帯所属者異動連絡票 </div> [略] | | | |
| 世帯主 | [略] | | |
| | 生年月日 | [略] | 男・女 |
| 特定同一世帯所属者 | [略] | | |
| | 生年月日 | [略] | 男・女 |
| | [略] | | |
| [略] | | | |

様式第13号(第3条関係)

| | | |
|--|------|-----|
| <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 旧被扶養者異動連絡票 </div> [略] | | |
| 旧被扶養者 | [略] | |
| | 生年月日 | [略] |
| [略] | | |

様式第13号(第3条関係)

| | | | |
|--|------|-----|-----|
| <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 旧被扶養者異動連絡票 </div> [略] | | | |
| 旧被扶養者 | [略] | | |
| | 生年月日 | [略] | 男・女 |
| [略] | | | |

[略]

[略]

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

さいたま市規則第58号

さいたま市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市介護保険条例施行規則（平成13年さいたま市規則第131号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| (庶務) 第4条 認定審査会の庶務は、 <u>福祉局</u> において処理する。 | (庶務) 第4条 認定審査会の庶務は、 <u>保健福祉局</u> において処理する。 |

様式第34号（その1）(6)（表）及び様式第34号（その1）(6)（裏）を次のように改める。

様式第34号(その1)(6)(第31条関係)(表)

| <p style="text-align: center;">介護保険料 領収証書</p> | <p style="text-align: center;">のりしろ</p> | <p style="text-align: center;">のりしろ</p> | <p style="text-align: center;">のりしろ</p> | <p style="text-align: center;">のりしろ</p> |
|--|---|---|---|---|
| <p>支払済み領収証書は、 こちらに糊付けして大 切に保管してください。 (口座振替、ペイジー、 スマートフォン決済及 び特別徴収による納付 分を除く)</p> | | | | |

様式第34号(その1)(6)(第31条関係)(裏)

| | | | | | | | | |
|---|-------------|--|-------------|--|-------------|--|-------------|--|
| <div data-bbox="331 384 609 491" data-label="Section-Header"><p>介護保険料 領収証書</p></div> <div data-bbox="331 555 609 874" data-label="Text"><p>支払済み領収証書は、 こちらに糊付けして大 切に保管してください。 (口座振替、ペイジー、 スマートフォン決済及 び特別徴収による納付 分を除く)</p></div> | <p>のりしろ</p> | | <p>のりしろ</p> | | <p>のりしろ</p> | | <p>のりしろ</p> | |
| | | | | | | | | |

様式第34号(その1)(7)を様式第34号(その1)(7)(表)とし、様式第34号(その1)(7)(表)を次のように改める。

様式第34号 (その1) (7) (第31条関係) (表)

さいたま市 納付書兼領収済通知書

公

| | | | | | | |
|--------|------------|------|--------|------|-------|------|
| 加入者名 | さいたま市会計管理者 | | 口座記号番号 | | 金額 | 円 |
| 収納機関番号 | | 納付番号 | | 確認番号 | | 納付区分 |
| 科目 | 介護保険料 | | 調定年度 | | 通知書番号 | |
| 納期限 | | 賦課年度 | | 期別 | | |

| | | | | | | |
|-----|--|---|-----|--|---|-------|
| 延滞金 | | 円 | 合計額 | | 円 | 領収日付印 |
| 納付者 | | | | | | |

CVS
収納用

取りまとめ店

(さいたま市控/ CVS
本部等控)

さいたま市

公

原符兼払込金受領証

| | |
|---------|------------|
| 口座記号番号 | |
| 加入者名 | さいたま市会計管理者 |
| 納付者氏名 | |
| 科目 | 介護保険料 |
| 調定年度 | 賦課年度 |
| 通知書番号 | 期別 |
| 納付書番号 | |
| 納付額 | 円 |
| 延滞金 | 円 |
| 合計額 | 円 |
| 納期限 | |
| お問い合わせ先 | |

領収日付印

(金融機関控/ CVS店舗等控)

さいたま市

領収証書

| | |
|---------|------------|
| 口座記号番号 | |
| 加入者名 | さいたま市会計管理者 |
| 納付者氏名 | |
| 科目 | 介護保険料 |
| 調定年度 | 賦課年度 |
| 通知書番号 | 期別 |
| 納付書番号 | |
| 納付額 | 円 |
| 延滞金 | 円 |
| 合計額 | 円 |
| 納期限 | |
| お問い合わせ先 | |

領収日付印

(納付者等控)

様式第34号（その1）(7)（表）の次に次の1様式を加える。

様式第34号（その1）(7)（第31条関係）（裏）

介護保険料の納付場所

- 1 さいたま市指定金融機関
- 2 さいたま市指定代理金融機関
- 3 さいたま市収納代理金融機関

様式第34号(その3)(3)(表)を様式第34号(その3)(3)とし、様式第34号(その3)(3)を次のように改める。

様式第34号 (その3) (3) (第31条関係)

期別保険料額
普通徴収

| 納 期 | 変 更 前 | 決定(変更)後 | 増 | 減 |
|-------|-------|---------|---|---|
| 第 1 期 | 円 | 円 | | 円 |
| 第 2 期 | 円 | 円 | | 円 |
| 第 3 期 | 円 | 円 | | 円 |
| 第 4 期 | 円 | 円 | | 円 |
| 第 5 期 | 円 | 円 | | 円 |
| 第 6 期 | 円 | 円 | | 円 |
| 第 7 期 | 円 | 円 | | 円 |
| 第 8 期 | 円 | 円 | | 円 |
| 現年度随時 | 円 | 円 | | 円 |
| 過年度随時 | 円 | 円 | | 円 |
| 合 計 | 円 | 円 | | 円 |

特別徴収

| 納 期 | 変 更 前 | 決定(変更)後 | 増 | 減 |
|------|-------|---------|---|---|
| 4 月 | 円 | 円 | | 円 |
| 6 月 | 円 | 円 | | 円 |
| 8 月 | 円 | 円 | | 円 |
| 10 月 | 円 | 円 | | 円 |
| 12 月 | 円 | 円 | | 円 |
| 2 月 | 円 | 円 | | 円 |
| 合 計 | 円 | 円 | | 円 |

年度
さいたま市介護保険料領収書
現年度随時

**介護保険料
領収証書**

支払済み領収証書は、
こちらに糊付けして大
切に保管してください。
(口座振替、ペイジー、
スマートフォン決済及
び特別徴収による納付
分を除く)

のりしろ

様式第34号(その3)(3)(裏)を削り、様式第34号(その3)(4)を様式第34号(その3)(4)(表)とし、様式第34号(その3)(4)(表)を次のように改める。

様式第34号 (その3) (4) (第31条関係) (表)

さいたま市 納付書兼領収済通知書

公

| | | | | | | | |
|--------|------------|------|--|--------|--|------|---|
| 加入者名 | さいたま市会計管理者 | | | 口座記号番号 | | 金額 | 円 |
| 収納機関番号 | | 納付番号 | | 確認番号 | | 納付区分 | |
| 科目 | 介護保険料 | 調定年度 | | 通知書番号 | | | |
| 納期限 | | 課税年度 | | 期別 | | | |

| | | | | | | |
|-----|--|---|-----|--|---|-------|
| 延滞金 | | 円 | 合計額 | | 円 | 領収日付印 |
| 納付者 | | | | | | |

CVS
収納用

取りまとめ店

(さいたま市控/ CVS
本部等控)

さいたま市

公

原符兼払込金受領証

| | |
|---------|------------|
| 口座記号番号 | |
| 加入者名 | さいたま市会計管理者 |
| 納付者氏名 | |
| 科目 | 介護保険料 |
| 調定年度 | 賦課年度 |
| 通知書番号 | 期別 |
| 納付書番号 | |
| 納付額 | 円 |
| 延滞金 | 円 |
| 合計額 | 円 |
| 納期限 | |
| お問い合わせ先 | |

領収日付印

(金融機関控/ CVS店舗等控)

さいたま市

領収証書

| | |
|---------|------------|
| 口座記号番号 | |
| 加入者名 | さいたま市会計管理者 |
| 納付者氏名 | |
| 科目 | 介護保険料 |
| 調定年度 | 賦課年度 |
| 通知書番号 | 期別 |
| 納付書番号 | |
| 納付額 | 円 |
| 延滞金 | 円 |
| 合計額 | 円 |
| 納期限 | |
| お問い合わせ先 | |

領収日付印

(納付者控)

様式第34号（その3）(4)（表）の次に次の1様式を加える。

様式第34号(その3)(4)(第31条関係)(裏)

介護保険料の納付場所

- 1 さいたま市指定金融機関
- 2 さいたま市指定代理金融機関
- 3 さいたま市収納代理金融機関

様式第34号（その4）(3)（表）を次のように改める。

様式第34号(その4)(3)(第31条関係)(表)

期別保険料額
普通徴収

| 納 期 | 変 更 前 | 決定(変更)後 | 増 | 減 |
|-------|-------|---------|---|---|
| 第1期 | 円 | 円 | 円 | |
| 第2期 | 円 | 円 | 円 | |
| 第3期 | 円 | 円 | 円 | |
| 第4期 | 円 | 円 | 円 | |
| 第5期 | 円 | 円 | 円 | |
| 第6期 | 円 | 円 | 円 | |
| 第7期 | 円 | 円 | 円 | |
| 第8期 | 円 | 円 | 円 | |
| 現年度随時 | 円 | 円 | 円 | |
| 過年度随時 | 円 | 円 | 円 | |
| 合 計 | 円 | 円 | 円 | |

特別徴収

| 納 期 | 変 更 前 | 決定(変更)後 | 増 | 減 |
|-----|-------|---------|---|---|
| 4月 | 円 | 円 | 円 | |
| 6月 | 円 | 円 | 円 | |
| 8月 | 円 | 円 | 円 | |
| 10月 | 円 | 円 | 円 | |
| 12月 | 円 | 円 | 円 | |
| 2月 | 円 | 円 | 円 | |
| 合 計 | 円 | 円 | 円 | |

年度
さいたま市介護保険料領収書
過年度随時

**介護保険料
領収証書**

支払済み領収証書は、
こちらに糊付けして大
切に保管してください。
(口座振替、ペイジー、
スマートフォン決済及
び特別徴収による納付
分を除く)

のりしろ

様式第34号(その4)(4)を様式第34号(その4)(4)(表)とし、様式第34号(その4)(4)(表)を次のように改める。

様式第34号 (その4) (4) (第31条関係) (表)

さいたま市 納付書兼領収済通知書

公

| | | | | | | |
|------|------------|------|-------|--------|----|---|
| 加入者名 | さいたま市会計管理者 | | | 口座記号番号 | 金額 | 円 |
| | 収納機関番号 | 納付番号 | 確認番号 | | | |
| 科目 | 介護保険料 | 調定年度 | 通知書番号 | | | |
| 納期限 | 課税年度 | 期別 | | | | |

| | | | | | | |
|-----|--|---|-----|--|---|-------|
| 延滞金 | | 円 | 合計額 | | 円 | 領収日付印 |
| 納付者 | | | | | | |

CVS
収納用

取りまとめ店

(さいたま市控/ CVS
本部等控)

さいたま市

公

原符兼払込金受領証

| | | | |
|---------|------------|--|--|
| 口座記号番号 | | | |
| 加入者名 | さいたま市会計管理者 | | |
| 納付者氏名 | | | |
| 科目 | 介護保険料 | | |
| 調定年度 | 賦課年度 | | |
| 通知書番号 | 期別 | | |
| 納付書番号 | | | |
| 納付額 | 円 | | |
| 延滞金 | 円 | | |
| 合計額 | 円 | | |
| 納期限 | | | |
| お問い合わせ先 | | | |

領収日付印

(金融機関控/ CVS店舗等控)

さいたま市

領収証書

| | | | |
|---------|------------|--|--|
| 口座記号番号 | | | |
| 加入者名 | さいたま市会計管理者 | | |
| 納付者氏名 | | | |
| 科目 | 介護保険料 | | |
| 調定年度 | 賦課年度 | | |
| 通知書番号 | 期別 | | |
| 納付書番号 | | | |
| 納付額 | 円 | | |
| 延滞金 | 円 | | |
| 合計額 | 円 | | |
| 納期限 | | | |
| お問い合わせ先 | | | |

領収日付印

(納付者控)

様式第34号（その4）(4)（表）の次に次の1様式を加える。

様式第34号（その4）(4)（第31条関係）（裏）

介護保険料の納付場所

- 1 さいたま市指定金融機関
- 2 さいたま市指定代理金融機関
- 3 さいたま市収納代理金融機関

様式第34号の2（その1）(6)（表）及び様式第34号の2（その1）(6)（裏）を次のように改める。

様式第34号の2 (その1) (6) (第31条関係) (表)

| <p style="text-align: center;">介護保険料 領収証書</p> | <p style="text-align: center;">のりしろ</p> | <p style="text-align: center;">のりしろ</p> | <p style="text-align: center;">のりしろ</p> | <p style="text-align: center;">のりしろ</p> |
|--|---|---|---|---|
| <p>支払済み領収証書は、 こちらに糊付けして大 切に保管してください。 (口座振替、ペイジー、 スマートフォン決済及 び特別徴収による納付 分を除く)</p> | | | | |

様式第34号の2 (その1) (6) (第31条関係) (裏)

| | | | | |
|---|------|------|------|------|
| <p style="text-align: center;">介護保険料 領収証書</p> <p>支払済み領収証書は、 こちらに糊付けして大 切に保管してください。 (口座振替、ペイジー、 スマートフォン決済及 び特別徴収による納付 分を除く)</p> | のりしろ | のりしろ | のりしろ | のりしろ |
| | | | | |

様式第34号の2（その1）(7)を様式第34号の2（その1）(7)（表）とし、様式第34号の2（その1）(7)（表）を次のように改める。

様式第34号の2 (その1) (7) (第31条関係) (表)

さいたま市 納付書兼領収済通知書

公

| | | | | | | | |
|------|------------|------|-------|--------|----|------|--|
| 加入者名 | さいたま市会計管理者 | | | 口座記号番号 | 金額 | 円 | |
| | 収納機関番号 | 納付番号 | 確認番号 | | | 納付区分 | |
| 科目 | 介護保険料 | 調定年度 | 通知書番号 | | | | |
| 納期限 | 課税年度 | | 期別 | | | | |

| | | | | | | |
|-----|--|---|-----|--|---|-------|
| 延滞金 | | 円 | 合計額 | | 円 | 領収日付印 |
| 納付者 | | | | | | |

CVS
収納用

取りまとめ店

(さいたま市控/ CVS
本部等控)

さいたま市

公

原符兼払込金受領証

| | | | |
|---------|------------|--|--|
| 口座記号番号 | | | |
| 加入者名 | さいたま市会計管理者 | | |
| 納付者氏名 | | | |
| 科目 | 介護保険料 | | |
| 調定年度 | 課税年度 | | |
| 通知書番号 | 期別 | | |
| 納付書番号 | | | |
| 納付額 | 円 | | |
| 延滞金 | 円 | | |
| 合計額 | 円 | | |
| 納期限 | | | |
| お問い合わせ先 | | | |

領収日付印

(金融機関控/ CVS店舗等控)

さいたま市

領収証書

| | | | |
|---------|------------|--|--|
| 口座記号番号 | | | |
| 加入者名 | さいたま市会計管理者 | | |
| 納付者氏名 | | | |
| 科目 | 介護保険料 | | |
| 調定年度 | 課税年度 | | |
| 通知書番号 | 期別 | | |
| 納付書番号 | | | |
| 納付額 | 円 | | |
| 延滞金 | 円 | | |
| 合計額 | 円 | | |
| 納期限 | | | |
| お問い合わせ先 | | | |

領収日付印

(納付者控)

様式第34号の2（その1）(7)（表）の次に次の1様式を加える。

様式第34号の2（その1）(7)（第31条関係）（裏）

介護保険料の納付場所

- 1 さいたま市指定金融機関
- 2 さいたま市指定代理金融機関
- 3 さいたま市収納代理金融機関

様式第39号(2)を次のように改める。

様式第39号(2) (第31条関係)

| 今年度の未納額 | | | |
|---------------------------------------|---|-------|---|
| 第1期 | 円 | 第7期 | 円 |
| 第2期 | 円 | 第8期 | 円 |
| 第3期 | 円 | 現年度随時 | 円 |
| 第4期 | 円 | 過年度随時 | 円 |
| 第5期 | 円 | / | |
| 第6期 | 円 | 合計未納額 | 円 |
| 未納の保険料が複数ある方は、以前にお送りした納付書により納付してください。 | | | |

この督促状の事務処理は 月 日現在で
処理されています。既に納付された場合は、
行き違いですので御容赦ください。

年度
さいたま市介護保険料領収書
督促

**介護保険料
領収証書**

支払済み領収証書は、
こちらに糊付けして大
切に保管してください。
(口座振替、ペイジー、
スマートフォン決済及
び特別徴収による納付
分を除く)

のりしろ

様式第39号(3)を様式第39号(3)（表）とし、様式第39号(3)（表）を次のように改める。

さいたま市 納付書兼領収済通知書



| | | | | | | | |
|--------|------------|------|--------|-------|----|------|---|
| 加入者名 | さいたま市会計管理者 | | 口座記号番号 | | 金額 | | 円 |
| 収納機関番号 | | 納付番号 | | 確認番号 | | 納付区分 | |
| 科目 | 介護保険料 | 調定年度 | | 通知書番号 | | | |
| 納期限 | | 課税年度 | | 期別 | | | |

| | | | | | | |
|------------|--------|---|-----|--|---|------------------|
| 延滞金 | | 円 | 合計額 | | 円 | 領収日付印 |
| 納付者 | | | | | | 領収日付印 |
| CVS 収納用 | | | | | | |
| | 取りまとめ店 | | | | | (さいたま市控/CVS本部等控) |

さいたま市



原符兼払込金受領証

| | | | |
|---------|------------|------|--|
| 口座記号番号 | | | |
| 加入者名 | さいたま市会計管理者 | | |
| 納付者氏名 | | | |
| 科目 | 介護保険料 | | |
| 調定年度 | | 課税年度 | |
| 通知書番号 | | 期別 | |
| 納付書番号 | | | |
| 納付額 | 円 | | |
| 延滞金 | 円 | | |
| 合計額 | 円 | | |
| 納期限 | | | |
| お問い合わせ先 | | | |

| |
|-----------------|
| 領収日付印 |
| (金融機関控/CVS店舗等控) |

さいたま市

領収証書

| | | | |
|---------|------------|------|--|
| 口座記号番号 | | | |
| 加入者名 | さいたま市会計管理者 | | |
| 納付者氏名 | | | |
| 科目 | 介護保険料 | | |
| 調定年度 | | 課税年度 | |
| 通知書番号 | | 期別 | |
| 納付書番号 | | | |
| 納付額 | 円 | | |
| 延滞金 | 円 | | |
| 合計額 | 円 | | |
| 納期限 | | | |
| お問い合わせ先 | | | |

| |
|--------|
| 領収日付印 |
| (納付者控) |

様式第39号(3) (表) の次に次の1様式を加える。

介護保険料の納付場所

- 1 さいたま市指定金融機関
- 2 さいたま市指定代理金融機関
- 3 さいたま市収納代理金融機関

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

さいたま市規則第59号

さいたま市医療保護入院等のための移送に関する審査会規則の一部を改正する規則

さいたま市医療保護入院等のための移送に関する審査会規則（平成26年さいたま市規則第53号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| (庶務) 第6条 審査会の庶務は、 <u>保健衛生局</u> において処理する。 | (庶務) 第6条 審査会の庶務は、 <u>保健福祉局</u> において処理する。 |

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

さいたま市規則第60号

さいたま市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

さいたま市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（平成15年さいたま市規則第74号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">（入院措置）</p> <p>第7条 市長は、法第29条第1項又は第29条の2第1項の規定により入院措置をとるときは、当該精神障害者に対しては入院決定通知書（様式第8号）及び措置入院決定のお知らせ（様式第9号）を、<u>法第5条第2項の家族等であつて法第28条第1項の規定による通知を受けたもの又は同条第2項の規定による立合いを行ったものに対しては入院措置のお知らせ（様式第9号の2）及び当該精神障害者に交付した措置入院決定のお知らせの写しを交付するとともに、</u>法第29条第1項に規定する精神科病院又は指定病院の管理者（以下「精神科病院等の管理者」という。）に入院措置のお知らせ（医療機関向け）（様式第9号の3）を交付するものとする。</p> <p style="text-align: center;">（医療保護入院者の入院届等）</p> <p>第16条 法第33条第7項の規定による届出は、同条第1項又は第2項の規定による措置に係るものにあつては医療保護入院者の入院届（様式第17号）により、<u>同条第3項後段の規定による措置に係るものにあつては特定医師による医療保護入院者（法第33条第1項・第3項又は第33条第2項・第3項）の入院届及び記録（様式第19号）により行うものとし、</u>同条第7項に規定する同意は同意書（様式第21号）のとおりとする。</p> | <p style="text-align: center;">（入院措置）</p> <p>第7条 市長は、法第29条第1項又は第29条の2第1項の規定により入院措置をとるときは、当該精神障害者に対し、<u>入院決定通知書（様式第8号）及び措置入院決定のお知らせ（様式第9号）を交付するとともに、当該精神障害者の保護の任に当たっている者及び法第29条第1項に規定する精神科病院又は指定病院の管理者（以下「精神科病院等の管理者」という。）に入院決定通知書の写しを交付するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">（医療保護入院者の入院届等）</p> <p>第16条 法第33条第7項の規定による届出は、同条第1項又は第3項の規定による措置に係るものにあつては医療保護入院者の入院届（様式第17号）により、<u>同条第4項後段の規定による措置に係るものにあつては特定医師による医療保護入院者（法第33条第1項・第4項又は第33条第3項・第4項）の入院届及び記録（様式第19号）により行うものとし、</u>同条第7項に規定する同意は同意書（様式第21号）のとおりとする。</p> |

様式第9号を次のとおり改める。

様

さいたま市長

措置入院決定のお知らせ

【入院理由について】

あなたは、精神保健指定医の診察の結果、以下の状態にあります。

- ① 幻覚妄想状態 ② 精神運動興奮状態 ③ 昏迷状態 ④ 統合失調症等残遺状態
⑤ 抑うつ状態 ⑥ 躁状態 ⑦ せん妄状態 ⑧ もうろう状態 ⑨ 認知症状態
⑩ その他（ ）

このことから、ご自身を傷つけたり、又は他人に害を及ぼすおそれがあり、精神保健及び精神障害者
第29条第1項
福祉に関する法律 の規定による入院措置（措置入院・緊急措置入院）が必要で
第29条の2第1項
であると認めたので通知します。

【入院中の生活について】

- あなたの入院中、手紙やはがきなどを受け取ったり、出したりすることは制限なく行うことができます。ただし、封書に異物が同封されていると判断される場合、病院の職員と一緒に、あなたに開封してもらい、その異物は病院であずかることがあります。
- あなたの入院中、以下の人との電話・面会については制限なく行うことができます。
 - 人権に係る行政機関の職員
 - あなたの代理人の弁護士や、あなた又はあなたの家族の希望によりあなたの代理人になろうとする弁護士
上記以外の人との電話・面会については、あなたの病状に応じて医師の指示で一時的に制限することがあります。
- あなたの入院中、治療上どうしても必要な場合は行動制限を受けることがあります。
- もしも入院中の治療内容や生活について、あなたに不明な点、納得のいかない点がありましたら、遠慮なく病院の職員にお話してください。

【入院や入院生活にご納得のいかない場合】

- あなたの入院や入院生活に納得のいかない場合には、あなた又はあなたのご家族等は、退院や病院の処遇の改善を指示するよう、さいたま市長に請求することができます。この点について、詳しくお知りになりたいときは、病院の職員にお尋ねになるか又は下記にお問い合わせ下さい。

問合せ先

課所名

電話番号

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に埼玉県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、さいたま市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます（なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます（なお、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その審査請求に対する判決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第9号の次に次の2様式を加える。

様式第9号の2（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

さいたま市長
(公 印 省 略)

入院措置のお知らせ

様に下記のとおり、入院措置をとりましたので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条第3項の規定により通知します。

1 入院年月日 年 月 日

2 入院形態

- ①精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条第1項の規定による措置入院
- ②精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条の2第1項の規定による緊急措置入院

（ 午前 時 分から
午後

3 入院病院 名称

所在地

4 本人への告知内容・措置理由

別紙の本人宛て措置入院決定のお知らせ（写し）のとおり

様式第9号の3（第7条関係）

第 号
年 月 日

病院管理者様

さいたま市長
(公 印 省 略)

入院措置のお知らせ（医療機関向け）

様に下記のとおり、入院措置をとりましたので通知します。

記

1 措置入院者 氏名

住所

2 入院年月日 年 月 日

3 入院形態

- ①精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条第1項の規定による措置入院
- ②精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条の2第1項の規定による緊急措置入院

（ 午前 時 分から
午後

4 公費負担番号等

公費負担番号
(さいたま市)

受給者番号

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>様式第19号（第16条関係） 特定医師による医療保護入院者（<u>法第33条第1項・第3項又は第33条第2項・第3項</u>）の入院届及び記録 [略]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">[略]</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">[略]</div> | <p>様式第19号（第16条関係） 特定医師による医療保護入院者（<u>法第33条第1項・第4項又は第33条第3項・第4項</u>）の入院届及び記録 [略]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">[略]</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">[略]</div> |
| <p>様式第21号（第16条関係） 同意書 [略]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">[略]</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">[略]</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">[略]</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">[略]</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> <p>①本人と訴訟をした者、本人と訴訟をした者の配偶者又は直系血族、②家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人、補助人、<u>③患者に対する虐待等（配偶者暴力、児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待）を行っている者、④精神の機能の障害により精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条第1項の規定による同意又は不同意の意思表示を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者、⑤未成年者</u></p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">[略]</div> | <p>様式第21号（第16条関係） 同意書 [略]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">[略]</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">[略]</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">[略]</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">[略]</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> <p>①本人と訴訟をした者、本人と訴訟をした者の配偶者又は直系血族、②家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人、補助人、<u>③精神の機能の障害により精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条第1項の規定による同意又は不同意の意思表示を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者、④未成年者</u></p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">[略]</div> |

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後のさいたま市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施

行細則第7条の規定は、この規則の施行の日以後にとられる精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第29条第1項又は第29条の2第1項の規定による入院措置について適用し、同日前にとられた同法第29条第1項又は第29条の2第1項の規定による入院措置については、なお従前の例による。

さいたま市規則第61号

さいたま市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則（平成17年さいたま市規則第116号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| (庶務) 第10条 審査会の庶務は、 <u>保健衛生局</u> において処理する。 | (庶務) 第10条 審査会の庶務は、 <u>保健福祉局</u> において処理する。 |

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

さいたま市規則第62号

さいたま市動物の愛護及び管理に関する法律施行細則の一部を改正する規則

さいたま市動物の愛護及び管理に関する法律施行細則（平成18年さいたま市規則第40号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | | | 改正前 | | |
|---|-------|-------------------|--|-------|--------------------|
| (許可の基準の特例) 第4条 省令第17条第1号ロただし書及びひただし書の規定による市長が認める場合は、次に掲げるものとする。 (1) 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館又は同法第31条第1項の規定により博物館に相当する施設として文部科学大臣若しくは埼玉県教育委員会の指定を受けた施設において特定動物を飼養又は保管する場合 (2) [略] | | | (許可の基準の特例) 第4条 省令第17条第1号ロただし書及びひただし書の規定による市長が認める場合は、次に掲げるものとする。 (1) 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館又は同法第29条の規定により博物館に相当する施設として文部科学大臣若しくは埼玉県教育委員会の指定を受けた施設において特定動物を飼養又は保管する場合 (2) [略] | | |
| 別表（第5条関係） | | | 別表（第5条関係） | | |
| 特定動物の種類 | 鉄棒の直径 | 鉄棒の間隔 | 特定動物の種類 | 鉄棒の直径 | 鉄棒の間隔 |
| 1 令別表の1の(1)に掲げる動物（ヒヒ属、マンドリル属、ゲラダヒヒ属及びひと科の動物を除く） | [略] | <u>3センチメートル以下</u> | 1 令別表の1の(1)に掲げる動物（ヒヒ属、マンドリル属、ゲラダヒヒ属及びひと科の動物を除く） | [略] | <u>30センチメートル以下</u> |
| 2～8 [略] | | | 2～8 [略] | | |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第4条の改正は、令和5年4月1日から施行する。

さいたま市規則第63号

さいたま市大宮区役所駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市大宮区役所駐車場条例施行規則（平成30年さいたま市規則第96号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| 別表（第3条関係） [略] <u>福祉局障害福祉部障害者更生相談センター</u> [略] | 別表（第3条関係） [略] <u>保健福祉局福祉部障害者更生相談センター</u> [略] |

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

さいたま市規則第64号

さいたま市消防局の組織に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市消防局の組織に関する規則（平成15年さいたま市規則第138号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(内部組織)</p> <p>第2条 消防局の内部組織は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>予防部</p> <p>[略]</p> <p>査察指導課</p> <p>査察係</p> <p>消防設備係</p> <p>危険物係</p> <p><u>保安係</u></p> <p>[略]</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第3条 前条に規定する内部組織（係を除く。）の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>総務部</p> <p>[略]</p> <p>消防職員課</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>(3) 職員の人材育成に関すること。</u></p> <p><u>(4)</u> [略]</p> <p><u>(5)</u> [略]</p> <p><u>(6)</u> [略]</p> <p><u>(7)</u> [略]</p> <p><u>(8)</u> [略]</p> <p><u>(9)</u> [略]</p> <p><u>(10)</u> [略]</p> <p><u>(11)</u> [略]</p> <p><u>(12)</u> [略]</p> | <p>(内部組織)</p> <p>第2条 消防局の内部組織は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>予防部</p> <p>[略]</p> <p>査察指導課</p> <p>査察係</p> <p>消防設備係</p> <p>危険物係</p> <p><u>火薬・高圧ガス保安係</u></p> <p>[略]</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第3条 前条に規定する内部組織（係を除く。）の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>総務部</p> <p>[略]</p> <p>消防職員課</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>(3)</u> [略]</p> <p><u>(4)</u> [略]</p> <p><u>(5)</u> [略]</p> <p><u>(6)</u> [略]</p> <p><u>(7)</u> [略]</p> <p><u>(8)</u> [略]</p> <p><u>(9)</u> [略]</p> <p><u>(10)</u> [略]</p> <p><u>(11)</u> [略]</p> |

(13) [略]
[略]
警防部
警防課
(1)～(11) [略]

(12) [略]
(13) [略]
(14) [略]
[略]

(理事等)

第9条 局に理事、副理事、参事又は総合調整幹、部に副理事、次長、参事、副参事、調整幹又は参与、課に副参事、課長補佐、主幹、専門幹、参与、主査、主任、主事、技師又は保健師、室に室長補佐、主幹、専門幹、参与、主査、主任又は主事を置くことができる。

2 理事等の階級は、次の表のとおりとする。

| 職務名 | 階級 |
|---|-----|
| [略] | |
| 課長補佐、室長補佐、主幹、 <u>総合調整幹</u> 、 <u>調整幹</u> 、 <u>専門幹</u> 及び参与 | [略] |
| [略] | |

3 前項の規定にかかわらず、定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項の規定により採用された職員をいう。）及び暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。）である主査の階級は、消防士長とする。

4 [略]

5 理事、副理事、次長、参事、副参事、総合調整幹及び調整幹は、上司の命を受け、担当事務を掌理し、その事務を処理するため所属の職員を指揮監督する。

6 [略]

7 主幹、専門幹及び主査は、上司の命を受け、担当事務に従事し、所属の職員があるときは、その事務を処理するためこれを指揮監督する。

8・9 [略]

(12) [略]
[略]
警防部
警防課
(1)～(11) [略]

(12) 消防救助技術大会に関すること。

(13) [略]
(14) [略]
(15) [略]
[略]

(理事等)

第9条 局に理事、副理事又は参事、部に副理事、次長、参事、副参事又は参与、課に副参事、課長補佐、主幹、参与、主査、主任、主事、技師又は保健師、室に室長補佐、主幹、参与、主査、主任又は主事を置くことができる。

2 理事等の階級は、次の表のとおりとする。

| 職務名 | 階級 |
|------------------|-----|
| [略] | |
| 課長補佐、室長補佐、主幹及び参与 | [略] |
| [略] | |

3 前項の規定にかかわらず、再任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。）である主査の階級は、消防士長とする。

4 [略]

5 理事、副理事、次長、参事及び副参事は、上司の命を受け、担当事務を掌理し、その事務を処理するため所属の職員を指揮監督する。

6 [略]

7 主幹及び主査は、上司の命を受け、担当事務に従事し、所属の職員があるときは、その事務を処理するためこれを指揮監督する。

8・9 [略]

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

さいたま市規則第65号

さいたま市消防職員の階級等に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市消防職員の階級等に関する規則（平成13年さいたま市規則第239号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | | 改正前 | |
|-----------|--|-----------|---|
| 別表（第4条関係） | | 別表（第4条関係） | |
| 身分 | 職務名 | 身分 | 職務名 |
| 消防吏員 | 局長 理事 部長 副理事 次長 署長 参事 副署長 課長 室長 出張所長 副参事 課長補佐 室長補佐 所長補佐 主幹 <u>総合調整幹</u> <u>調整幹</u> 専門幹 参与 係長 主査 主任 主事 | 消防吏員 | 局長 理事 部長 副理事 次長 署長 参事 副署長 課長 室長 出張所長 副参事 課長補佐 室長補佐 所長補佐 主幹 参与 係長 主査 主任 主事 |
| 消防事務職員 | 理事 部長 副理事 次長 参事 課長 室長 副参事 課長補佐 室長補佐 主幹 <u>総合調整幹</u> <u>調整幹</u> 専門幹 参与 係長 主査 主任 主事 | 消防事務職員 | 理事 部長 副理事 次長 参事 課長 室長 副参事 課長補佐 室長補佐 主幹 参与 係長 主査 主任 主事 |
| 消防技術職員 | 理事 部長 副理事 次長 参事 課長 室長 副参事 課長補佐 室長補佐 主幹 <u>総合調整幹</u> <u>調整幹</u> 専門幹 参与 係長 主査 主任 技師 保健師 | 消防技術職員 | 理事 部長 副理事 次長 参事 課長 室長 副参事 課長補佐 室長補佐 主幹 参与 係長 主査 主任 技師 保健師 |

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

さいたま市規則第66号

さいたま市火薬類取締法施行細則の一部を改正する規則

さいたま市火薬類取締法施行細則（平成29年さいたま市規則第65号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>様式第1号（第2条関係） [略] 火薬類製造営業許可証 [略] 年 月 日付け第 号で申請のあった火薬類の製造営業に<u>ついて</u>は、火薬類取締法第3条の規定により許可します。 [略]</p> | <p>様式第1号（第2条関係） [略] 火薬類製造営業許可証 [略] 年 月 日付け第 号で申請のあった火薬類の製造営業に<u>つきまして</u>は、火薬類取締法第3条の規定により<u>申請のとおり</u>許可します。 [略]</p> |
| <p>様式第2号（第2条関係） [略] 火薬類販売営業許可証 [略] 年 月 日付け第 号で申請のあった火薬類の販売営業に<u>ついて</u>は、火薬類取締法第5条の規定により許可します。 [略]</p> | <p>様式第2号（第2条関係） [略] 火薬類販売営業許可証 [略] 年 月 日付け第 号で申請のあった火薬類の販売営業に<u>つきまして</u>は、火薬類取締法第5条の規定により<u>申請のとおり</u>許可します。 [略]</p> |
| <p>様式第3号（第2条関係） [略] 火薬類製造施設等変更許可証 [略] 年 月 日付け第 号で申請のあった火薬類の製造施設等の変更<u>について</u>は、火薬類取締法第10条第1項の規定により許可します。 [略]</p> | <p>様式第3号（第2条関係） [略] 火薬類製造施設等変更許可証 [略] 年 月 日付け第 号で申請のあった火薬類の製造施設等の変更<u>につきまして</u>は、火薬類取締法第10条第1項の規定により<u>申請のとおり</u>許可します。 [略]</p> |
| <p>様式第4号（第2条関係） [略] 火薬庫設置・移転・変更許可証</p> | <p>様式第4号（第2条関係） [略] 火薬庫設置・移転・変更許可証</p> |

[略]
年 月 日付け第 号で申請のあ
った火薬庫の設置、移転又はその構造若しくは設備
の変更については、火薬類取締法第 1 2 条第 1 項の
規定により許可します。

[略]

様式第 5 号 (第 2 条関係)

[略]

火薬類輸入許可証

[略]

年 月 日付け第 号で申請のあ
った火薬類の輸入については、火薬類取締法第 2 4
条第 1 項の規定により許可します。

[略]

様式第 7 号 (第 2 条関係)

[略]

火薬類廃棄許可証

[略]

年 月 日付け第 号で申請のあ
った火薬類の廃棄については、火薬類取締法第 2 7
条第 1 項の規定により許可します。

[略]

様式第 8 号 (第 3 条関係)

[略]

危害予防規程 (変更) 認可証

[略]

年 月 日付け第 号で申請のあ
った危害予防規程の制定又は変更については、火薬
類取締法第 2 8 条第 1 項の規定により認可します。

[略]

様式第 9 号 (第 3 条関係)

[略]

保安教育計画 (変更) 認可証

[略]

年 月 日付け第 号で申請のあ
った保安教育計画の制定又は変更については、火薬
類取締法第 2 9 条第 1 項の規定により認可します。

[略]

様式第 1 0 号 (第 4 条関係)

火薬庫外貯蔵場所指示申請書

[略]

住 所

[略]
年 月 日付け第 号で申請のあ
った火薬庫の設置、移転又はその構造若しくは設備
の変更につきましては、火薬類取締法第 1 2 条第 1
項の規定により申請のとおり許可します。

[略]

様式第 5 号 (第 2 条関係)

[略]

火薬類輸入許可証

[略]

年 月 日付け第 号で申請のあ
った火薬類の輸入につきましては、火薬類取締法第
2 4 条第 1 項の規定により申請のとおり許可します。

[略]

様式第 7 号 (第 2 条関係)

[略]

火薬類廃棄許可証

[略]

年 月 日付け第 号で申請のあ
った火薬類の廃棄につきましては、火薬類取締法第
2 7 条第 1 項の規定により申請のとおり許可します。

[略]

様式第 8 号 (第 3 条関係)

[略]

危害予防規程 (変更) 認可証

[略]

年 月 日付け第 号で申請のあ
った危害予防規程の制定又は変更につきましては、
火薬類取締法第 2 8 条第 1 項の規定により申請のと
おり認可します。

[略]

様式第 9 号 (第 3 条関係)

[略]

保安教育計画 (変更) 認可証

[略]

年 月 日付け第 号で申請のあ
った保安教育計画の制定又は変更につきましては、
火薬類取締法第 2 9 条第 1 項の規定により申請のと
おり認可します。

[略]

様式第 1 0 号 (第 4 条関係)

火薬庫外貯蔵場所指示申請書

[略]

名 称

| | |
|--------------------|--|
| 名 称 | |
| 貯蔵場所 | |
| 火薬類の 種類及び数 量 | |
| [略] | |

様式第 1 1 号 (第 4 条関係)

[略]

火薬類火薬庫外貯蔵場所指示証

[略]

| | |
|----------------|-----|
| 貯蔵の指示 を受けた者 | [略] |
| 貯蔵場所 | |
| 火薬類の種 類及び数量 | [略] |
| [略] | |
| 貯蔵区分 | [略] |
| [略] | |

様式第 1 2 号 (第 4 条関係)

火薬庫外貯蔵場所指示申請書記載事項変更報告書

[略]

| | | |
|-----------------|--------------|--|
| 貯蔵の指示を 受けた者 | 住所 名称 | |
| 指示年月日 及び指示番号 | 年 月 日 第 号 | |
| 貯蔵場所 | | |
| [略] | | |

様式第 1 3 号 (第 4 条関係)

火薬庫外貯蔵場所廃止届

[略]

(代表者) 氏名

[略]

| | | |
|-----------------|--------------|--|
| 貯蔵の指示を 受けた者 | [略] 名称 | |
| 指示年月日 及び指示番号 | 年 月 日 第 号 | |
| 貯蔵場所 | | |

| | |
|----------------------|--|
| 住 所 | |
| 火薬庫外貯 蔵指示申請 場所 | |
| 貯蔵火薬類 の種類及び 数量 | |
| [略] | |

様式第 1 1 号 (第 4 条関係)

[略]

火薬類火薬庫外貯蔵場所指示証

[略]

| | |
|----------------|-----|
| 貯蔵の指示 を受けた者 | [略] |
| 火薬類の種 類・数量 | [略] |
| [略] | |
| 貯蔵区分 | [略] |
| 貯蔵場所 | |
| [略] | |

様式第 1 2 号 (第 4 条関係)

火薬庫外貯蔵場所指示申請書記載事項変更報告書

[略]

| | |
|---------------------|--------------|
| 指示年月日 及び指示番号 | 年 月 日 第 号 |
| 指示を受けたもの の住所及び名称 | |
| 貯蔵場所 | |
| 貯蔵区分 | |
| [略] | |

様式第 1 3 号 (第 4 条関係)

火薬庫外貯蔵場所廃止届

[略]

住所
届出者
氏名

[略]

| | | |
|----------------|---------------|--|
| 貯蔵の指示を 受けた者 | [略] 氏名又は名称 | |
| 指示年月日 及び番号 | | |
| 庫外貯蔵庫所在地 | | |
| 貯蔵火薬類の種類 | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|-----|-----|---------------|-----|---------------------|----|----|-----|-------|--|----------------|------------|-----|-----|---------|-----|--|------|-----|-----|---------------|-----|-------|---------------------|----|----|---|--|-----|----------------|------------|-----|-----|---------|-----|
| <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="height: 20px;">[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td></tr> <tr><td>様式第20号（第9条関係）</td></tr> <tr><td>[略]</td></tr> <tr><td>保安教育計画を定めるべき者の指定取消書</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">住所</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">氏名</td></tr> <tr><td>[略]</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">年 月 日</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">さいたま市長 印</td></tr> <tr><td>様式第36号（第25条関係）</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">火薬類災害事故報告書</td></tr> <tr><td>[略]</td></tr> <tr><td style="border: 1px solid black;">[略]</td></tr> <tr><td style="border: 1px solid black;">その他参考事項</td></tr> <tr><td>[略]</td></tr> </table> | [略] | [略] | 様式第20号（第9条関係） | [略] | 保安教育計画を定めるべき者の指定取消書 | 住所 | 氏名 | [略] | 年 月 日 | さいたま市長 印 | 様式第36号（第25条関係） | 火薬類災害事故報告書 | [略] | [略] | その他参考事項 | [略] | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">及び数量</td></tr> <tr><td style="border: 1px solid black;">[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td></tr> <tr><td>様式第20号（第9条関係）</td></tr> <tr><td>[略]</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">年 月 日</td></tr> <tr><td>保安教育計画を定めるべき者の指定取消書</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">住所</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">氏名</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">様</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">さいたま市長 印</td></tr> <tr><td>[略]</td></tr> <tr><td>様式第36号（第25条関係）</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">火薬類災害事故報告書</td></tr> <tr><td>[略]</td></tr> <tr><td style="border: 1px solid black;">[略]</td></tr> <tr><td style="border: 1px solid black;">その他参考次項</td></tr> <tr><td>[略]</td></tr> </table> | 及び数量 | [略] | [略] | 様式第20号（第9条関係） | [略] | 年 月 日 | 保安教育計画を定めるべき者の指定取消書 | 住所 | 氏名 | 様 | さいたま市長 印 | [略] | 様式第36号（第25条関係） | 火薬類災害事故報告書 | [略] | [略] | その他参考次項 | [略] |
| [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 様式第20号（第9条関係） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 保安教育計画を定めるべき者の指定取消書 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 住所 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 氏名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 年 月 日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| さいたま市長 印 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 様式第36号（第25条関係） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 火薬類災害事故報告書 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他参考事項 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 及び数量 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 様式第20号（第9条関係） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 年 月 日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 保安教育計画を定めるべき者の指定取消書 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 住所 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 氏名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 様 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| さいたま市長 印 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 様式第36号（第25条関係） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 火薬類災害事故報告書 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他参考次項 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のさいたま市火薬類取締法施行細則の規定により作成されている様式については、当分の間、使用することができる。

さいたま市規則第67号

さいたま市高圧ガス保安法施行細則の一部を改正する規則

さいたま市高圧ガス保安法施行細則（平成30年さいたま市規則第52号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">(充填の届出)</p> <p><u>第7条</u> 一般則第8条第2項第1号りただし書、第8条の2第2項第2号へ又は第12条第2項第6号ただし書の規定による届出は、<u>充填届書（様式第13号）</u>により行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">(保安監督者の選任又は解任の届出)</p> <p><u>第8条</u> 法第27条の2第1項第1号の経済産業省令で定める者は、液石則第62条第2項又は一般則第64条第2項第1号若しくは第3号から第5号までに規定する製造に係る保安について監督する者を選任又は解任したときは、遅滞なく、<u>高圧ガス保安監督者届書（様式第14号）</u>により市長に届け出なければならない。</p> <p style="text-align: center;">(休止した特定施設の再開の届出)</p> <p><u>第9条</u> 液石則第77条第2項ただし書又は一般則第79条第2項ただし書の規定により使用を休止した特定施設を再び使用するときは、あらかじめ、<u>高圧ガス製造施設再開届書（様式第15号）</u>により市長に届け出なければならない。</p> <p style="text-align: center;">(撤去の報告)</p> <p><u>第10条</u> 独立した製造設備、貯蔵設備又は容器置場の撤去の工事をする第一種製造者、第二種製造</p> | <p style="text-align: center;">(容器刻印の報告)</p> <p><u>第7条</u> 法第54条第2項の規定により自主検査刻印等をした者は、遅滞なく、<u>刻印等報告書（様式第13号）</u>により市長に報告しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(充填の届出)</p> <p><u>第8条</u> 一般則第8条第2項第1号りただし書、第8条の2第2項第2号へ又は第12条第2項第6号ただし書の規定による届出は、<u>充填届書（様式第14号）</u>により行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">(保安監督者の選任又は解任の届出)</p> <p><u>第9条</u> 法第27条の2第1項第1号の経済産業省令で定める者は、液石則第62条第2項又は一般則第64条第2項第1号若しくは第3号から第5号までに規定する製造に係る保安について監督する者を選任又は解任したときは、遅滞なく、<u>高圧ガス保安監督者届書（様式第15号）</u>により市長に届け出なければならない。</p> <p style="text-align: center;">(休止した特定施設の再開の届出)</p> <p><u>第10条</u> 液石則第77条第2項ただし書又は一般則第79条第2項ただし書の規定により使用を休止した特定施設を再び使用するときは、あらかじめ、<u>高圧ガス製造施設再開届書（様式第16号）</u>により市長に届け出なければならない。</p> <p style="text-align: center;">(撤去の報告)</p> <p><u>第11条</u> 独立した製造設備、貯蔵設備又は容器置場の撤去の工事をする第一種製造者、第二種製造</p> |

者又は第一種貯蔵所若しくは第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者は、あらかじめ、高圧ガス設備等撤去報告書(様式第16号)により市長に報告するものとする。

(名称等変更の届出)

第11条 第一種製造者、第二種製造者、第一種貯蔵所若しくは第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者、販売業者、特定高圧ガス消費者又は容器検査所の登録を受けた者は、氏名若しくは名称又は住所若しくは所在地の変更があったときは、速やかに、名称等変更届書(様式第17号)により市長に届け出なければならない。

第12条 [略]

第13条 [略]

様式第1号(第2条関係)

[略]

高圧ガス製造許可書

住 所
氏 名

年 月 日付け第 号で申請のあった高圧ガスの製造については、高圧ガス保安法第5条第1項の規定により許可します。

[略]

様式第2号(第2条関係)

[略]

高圧ガス製造施設等変更許可書

住 所
氏 名

年 月 日付け第 号で申請のあった高圧ガス製造施設等の変更については、高圧ガス保安法第14条第1項の規定により許可します。

[略]

様式第3号(第2条関係)

[略]

第一種貯蔵所設置許可書

住 所
氏 名

者又は第一種貯蔵所若しくは第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者は、あらかじめ、高圧ガス設備等撤去報告書(様式第17号)により市長に報告するものとする。

(名称等変更の届出)

第12条 第一種製造者、第二種製造者、第一種貯蔵所若しくは第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者、販売業者、特定高圧ガス消費者又は容器検査所の登録を受けた者は、氏名若しくは名称又は住所若しくは所在地の変更があったときは、速やかに、名称等変更届書(様式第18号)により市長に届け出なければならない。

第13条 [略]

第14条 [略]

様式第1号(第2条関係)

[略]

事務所所在地

代表者氏名

高圧ガス製造許可書

年 月 日付け第 号で申請のあった高圧ガスの製造につきましては、高圧ガス保安法第5条第1項の規定による許可をします。

[略]

様式第2号(第2条関係)

[略]

事務所所在地

代表者氏名

高圧ガス製造施設等変更許可書

年 月 日付け第 号で申請のあった高圧ガス製造施設等の変更につきましては、高圧ガス保安法第14条第1項の規定による許可をします。

[略]

様式第3号(第2条関係)

[略]

事務所所在地

代表者氏名

第一種貯蔵所設置許可書

年 月 日付け第 号で申請のあった第一種貯蔵所の設置については、高圧ガス保安法第16条第1項の規定により許可します。

[略]

様式第4号(第2条関係)

[略]

第一種貯蔵所位置等変更許可書

住 所
氏 名

年 月 日付け第 号で申請のあった第一種貯蔵所位置等の変更については、高圧ガス保安法第19条第1項の規定により許可します。

[略]

様式第5号(第2条関係)

[略]

特別充填許可書

住 所
氏 名

年 月 日付け第 号で申請のあった特別充填については、高圧ガス保安法第48条第5項の規定により次の条件を付して許可します。

[略]

様式第6号(第3条関係)

[略]

容器検査合格書

住 所
氏 名

年 月 日付け第 号で申請のあった容器検査については、高圧ガス保安法第44条第1項の規定による容器検査に合格とします。

[略]

様式第7号(第3条関係)

[略]

容器再検査合格書

住 所
氏 名

年 月 日付け第 号で申請のあった第一種貯蔵所の設置につきましては、高圧ガス保安法第16条第1項の規定による許可をします。

[略]

様式第4号(第2条関係)

[略]

事務所所在地
代表者氏名

第一種貯蔵所位置等変更許可書

年 月 日付け第 号で申請のあった第一種貯蔵所位置等の変更につきましては、高圧ガス保安法第19条第1項の規定による許可をします。

[略]

様式第5号(第2条関係)

[略]

住 所
氏 名

特別充填許可書

年 月 日付け第 号で申請のあった特別充填につきましては、高圧ガス保安法第48条第5項の規定により次の条件を付して許可します。

[略]

様式第6号(第3条関係)

[略]

事務所所在地
代表者氏名

容器検査合格書

年 月 日付け第 号で申請のあった容器検査につきましては、高圧ガス保安法第44条第1項の規定による容器検査に合格とします。

[略]

様式第7号(第3条関係)

[略]

事務所所在地
代表者氏名

容器再検査合格書

年 月 日付け第 号で申請のあった容器再検査については、高圧ガス保安法第49条第1項の規定による容器再検査に合格とします。

[略]

様式第8号（第3条関係）

[略]

附属品検査合格書

住 所
氏 名

年 月 日付け第 号で申請のあった附属品検査については、高圧ガス保安法第49条の2第1項の規定による附属品検査に合格とします。

[略]

様式第9号（第3条関係）

[略]

附属品再検査合格書

住 所
氏 名

年 月 日付け第 号で申請のあった附属品再検査については、高圧ガス保安法第49条の4第1項の規定による附属品再検査に合格とします。

[略]

様式第12号（第6条関係）

[略]

高圧ガスの種類又は圧力変更承認書

住 所
氏 名

年 月 日付け第 号で申請のあった高圧ガスの種類又は圧力の変更については、高圧ガス保安法第54条第2項の規定により下記のとおり承認します。

[略]

年 月 日付け第 号で申請のあった容器再検査につきましては、高圧ガス保安法第49条第1項の規定による容器再検査に合格とします。

[略]

様式第8号（第3条関係）

[略]

事務所所在地

代表者氏名

附属品検査合格書

年 月 日付け第 号で申請のあった附属品検査につきましては、高圧ガス保安法第49条の2第1項の規定による附属品検査に合格とします。

[略]

様式第9号（第3条関係）

[略]

事務所所在地

代表者氏名

附属品再検査合格書

年 月 日付け第 号で申請のあった附属品再検査につきましては、高圧ガス保安法第49条の4第1項の規定による附属品再検査に合格とします。

[略]

様式第12号（第6条関係）

[略]

住 所

氏 名

高圧ガスの種類又は圧力変更承認書

年 月 日付け第 号で申請のあった高圧ガスの種類又は圧力の変更につきましては、高圧ガス保安法第54条第1項の規定により下記のとおり承認します。

[略]

様式第13号（第7条関係）

刻印等報告書

年 月 日

(宛先) さいたま市長

| | |
|-----------------------------|--|
| | <u>住 所</u> <u>氏 名</u> |
| | <u>年 月 日付け第 号で承認されたことにつきましては、</u> <u>高压ガス保安法第 条第 項の規定により下記のとおり刻印等をしたので</u> <u>報告します。</u> |
| | <u>記</u> |
| | <u>1 刻印等年月日</u> |
| | <u>2 刻印等実施容器検査所</u> |
| | <u>(1) 所在地</u> |
| | <u>(2) 名 称</u> |
| | <u>注 刻印等を証する書面（拓本等）を添付すること。</u> |
| <u>様式第 1 3 号（第 7 条関係）</u> | <u>様式第 1 4 号（第 8 条関係）</u> |
| <u>様式第 1 4 号（第 8 条関係）</u> | <u>様式第 1 5 号（第 9 条関係）</u> |
| <u>様式第 1 5 号（第 9 条関係）</u> | <u>様式第 1 6 号（第 1 0 条関係）</u> |
| <u>様式第 1 6 号（第 1 0 条関係）</u> | <u>様式第 1 7 号（第 1 1 条関係）</u> |
| <u>様式第 1 7 号（第 1 1 条関係）</u> | <u>様式第 1 8 号（第 1 2 条関係）</u> |

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行に際現にこの規則による改正前のさいたま市高压ガス保安法施行細則の規定により作成されている様式については、当分の間、使用することができる。

さいたま市規則第68号

さいたま市液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

さいたま市液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行細則（平成30年さいたま市規則第53号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <u>（液化石油ガス販売事業の登録）</u> | <u>（意見書の交付）</u> |
| <u>第2条 市長は、法第3条の2第1項の規定による登録をしたときは、同条第2項の規定により、液化石油ガス販売事業者登録通知書（様式第1号）を交付するものとする。</u> | <u>第2条 法第36条第2項又は省令第56条第2項に規定する意見書の交付を受けようとする者は、意見書交付申請書（様式第1号）により消防長に申請するものとする。</u> |
| <u>2 市長は、法第3条の2第3項の規定による請求があったときは、請求者に対して、液化石油ガス販売事業者登録簿の謄本（様式第2号）を交付し、又は閲覧させるものとする。</u> | <u>2 消防長は、前項の申請を受け付けたときは、当該申請をした者に意見書（様式第2号）を交付するものとする。</u> |
| <u>（認定書の交付）</u> | |
| <u>第3条 市長は、次の各号に掲げる認定をしたときは、当該各号に定める認定書を当該認定の申請をした者に交付するものとする。</u> | |
| <u>(1) 法第29条第1項の規定による保安機関の認定 保安機関認定書（様式第3号）</u> | |
| <u>(2) 法第32条第1項の規定による保安機関の認定の更新 保安機関更新認定書（様式第4号）</u> | |
| <u>(3) 法第35条の6第1項の規定による液化石油ガス販売事業者の認定 液化石油ガス販売事業者認定書（様式第5号）</u> | |
| <u>（認可書の交付）</u> | |
| <u>第4条 市長は、次の各号に掲げる認可をしたときは、当該各号に定める認可書を当該認可の申請をした者に交付するものとする。</u> | |
| <u>(1) 法第33条第1項の規定による一般消費者等の数の増加の認可 一般消費者等の数の増加認可書（様式第6号）</u> | |

(2) 法第35条第1項の規定による保安業務規程の認可 保安業務規程認可書 (様式第7号)

(3) 法第35条第1項の規定による保安業務規程の変更の認可 保安業務規程変更認可書 (様式第8号)

(許可書の交付)

第5条 市長は、次の各号に掲げる許可をしたときは、当該各号に定める許可書を当該許可の申請をした者に交付するものとする。

(1) 法第36条第1項の規定による貯蔵施設等の設置の許可 貯蔵施設等設置許可書 (様式第9号)

(2) 法第37条の2第1項の規定による貯蔵施設等の変更の許可 貯蔵施設等変更許可書 (様式第10号)

(3) 法第37条の4第1項の規定による充填設備の許可 充填設備許可書 (様式第11号)

(4) 法第37条の4第3項において準用する法第37条の2第1項の規定による充填設備の変更の許可 充填設備変更許可書 (様式第12号)

(意見書の交付)

第6条 法第36条第2項又は省令第56条第2項に規定する意見書の交付を受けようとする者は、意見書交付申請書 (様式第13号) により消防長に申請するものとする。

2 消防長は、前項の申請を受け付けたときは、当該申請をした者に意見書 (様式第14号) を交付するものとする。

(休止した充填設備の届出)

第7条 省令第81条第2項の規定による届出は、充填設備休止届書 (様式第15号) により行うものとする。

2 前項の休止を届け出た充填設備を再び使用しようとするときは、あらかじめ、充填設備再開届書 (様式第16号) により市長に届け出なければならない。

(事業の報告)

第8条 省令第132条の規定による次の各号に掲げる者の報告は、当該各号に定める報告書により行うものとする。

(1) 液化石油ガス販売事業者及び保安機関 液化石油ガス販売事業又は保安業務実施状況報告書 (様式第17号)

(2) 充填事業者 充填事業報告書 (様式第18号)

(許可書の交付)

第3条 市長は、次の各号に掲げる許可をしたときは、当該各号に定める許可書を当該許可の申請をした者に交付するものとする。

(1) 法第37条の4第1項の規定による充填設備の許可 充填設備許可書 (様式第3号)

(2) 法第37条の4第3項において準用する法第37条の2第1項の規定による充填設備の変更の許可 充填設備変更許可書 (様式第4号)

(休止した充填設備の届出)

第4条 省令第81条第1項ただし書の規定による届出は、充填設備休止届書 (様式第5号) により行うものとする。

2 前項の休止を届け出た充填設備を再び使用しようとするときは、あらかじめ、充填設備再開届書 (様式第6号) により市長に届け出なければならない。

(充填事業の報告)

第5条 省令第132条の規定による充填事業者の報告は、充填事業報告書 (様式第7号) により行うものとする。

）

(名称等変更の届出)

第9条 法第36条第1項又は第37条の4第1項の規定による許可を受けた者は、氏名若しくは名称又は住所若しくは所在地の変更があったときは、速やかに、名称等変更届書（様式第19号）により市長に届け出なければならない。

(申請書等の提出部数)

第10条 [略]

(その他)

第11条 [略]

(名称等変更の届出)

第6条 法第37条の4第1項の規定により充填設備の許可を受けた者は、氏名若しくは名称又は住所若しくは所在地の変更があったときは、速やかに、名称等変更届書（様式第8号）により市長に届け出なければならない。

(申請書等の提出部数)

第7条 [略]

(その他)

第8条 [略]

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

液化石油ガス販売事業者登録通知書

住 所

氏 名

年 月 日付け第 号で申請のあった液化石油ガス販売事業の登録については、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第3条の2第1項の規定により登録したので、同条第2項の規定により下記のとおり通知します。

記

- 1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 2 販売所の名称及び所在地
- 3 登録の年月日
- 4 登録番号

年 月 日

さいたま市長



様式第2号（第2条関係）

液化石油ガス販売事業者登録簿

| | | | |
|--------------|-------|---------|--|
| 氏名または名称 | | | |
| 住所 | | | |
| 法人にあつては代表者氏名 | | | |
| 登録年月日 | 年 月 日 | 登録番号 | |
| 販売所の名称 | | 販売所の所在地 | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

これは液化石油ガス販売事業者登録簿の謄本である。

年 月 日

さいたま市長



様式第2号の次に次の8様式を加える。

保安機関認定書

住 所

氏 名

年 月 日付け第 号で申請のあった保安機関の認定については、
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第29条の規定により下
記のとおり認定します。

記

- 1 事業所の名称
- 2 事業所の所在地
- 3 認定した保安業務区分
- 4 保安業務区分ごとの一般消費者等の数の範囲
- 5 認定の有効期限
- 6 認定番号

年 月 日

さいたま市長



保安機関更新認定書

住 所

氏 名

年 月 日付け第 号で申請のあった保安機関の更新認定については、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第32条の規定により下記のとおり認定します。

記

- 1 事業所の名称
- 2 事業所の所在地
- 3 認定した保安業務区分
- 4 保安業務区分ごとの一般消費者等の数の範囲
- 5 認定の有効期限
- 6 認定番号

年 月 日

さいたま市長



液化石油ガス販売事業者認定書

住 所

氏 名

年 月 日付け第 号で申請のあった液化石油ガス販売事業者の認定については、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第35条の6第1項の規定により下記のとおり認定します。

記

1 認定番号

2 認定の区分

年 月 日

さいたま市長



一般消費者等の数の増加認可書

住 所

氏 名

年 月 日付け第 号で申請のあった一般消費者等の数の増加については、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第33条第1項の規定により下記のとおり認可します。

記

- 1 一般消費者の数の増加に係る事業所の名称
- 2 一般消費者の数の増加に係る事業所の所在地
- 3 一般消費者等の数の増加に係る保安業務区分
- 4 保安業務区分ごとの一般消費者等の数の範囲
- 5 認可の有効期限
- 6 認可番号

年 月 日

さいたま市長



様式第7号（第4条関係）

第 号

保安業務規程認可書

住 所

氏 名

年 月 日付け第 号で申請のあった保安業務規程の認可については、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第35条第1項の規定により認可します。

年 月 日

さいたま市長



保安業務規程変更認可書

住 所

氏 名

年 月 日付け第 号で申請のあった保安業務規程の変更の認可については、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第35条第1項の規定により認可します。

年 月 日

さいたま市長



貯蔵施設等設置許可書

住 所

氏 名

年 月 日付け第 号で申請のあった貯蔵施設等の設置の許可については、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第36条第1項の規定により下記のとおり許可します。

記

- 1 販売所名称
- 2 販売所所在地
- 3 貯蔵施設等の種類
- 4 貯蔵施設等の概要 貯蔵能力（ ）
- 5 貯蔵施設等の名称
- 6 貯蔵施設等の所在地

年 月 日

さいたま市長



貯蔵施設等変更許可書

住 所

氏 名

年 月 日付け第 号で申請のあった貯蔵施設等の変更については、
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の2第1項の規定
により下記のとおり許可します。

記

- 1 販売所名称
- 2 販売所所在地
- 3 貯蔵施設等の種類
- 4 貯蔵施設等の概要 貯蔵能力（ ）
- 5 貯蔵施設等の変更の内容
- 6 貯蔵施設等の名称
- 7 貯蔵施設等の所在地

年 月 日

さいたま市長



次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>様式第 1 1 号（第 5 条関係）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;"><u>充填設備許可書</u></p> <p style="text-align: center;">住 所 氏 名</p> <p>年 月 日付け第 号で申請のあつた充填設備については、<u>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 3 7 条の 4 第 1 項の規定により許可します。</u></p> <p>[略]</p> | <p>様式第 3 号（第 3 条関係）</p> <p>[略]</p> <p>住所 氏名</p> <p style="text-align: center;"><u>充填設備許可書</u></p> <p>年 月 日付け第 号で申請のあつた充填設備については、<u>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 3 7 条の 4 第 1 項の規定による許可をします。</u></p> <p>[略]</p> |
| <p>様式第 1 2 号（第 5 条関係）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;"><u>充填設備変更許可書</u></p> <p style="text-align: center;">住 所 氏 名</p> <p>年 月 日付け第 号で申請のあつた充填設備の変更については、<u>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 3 7 条の 4 第 3 項で準用する同法第 3 7 条の 2 第 1 項の規定により許可します。</u></p> <p>[略]</p> | <p>様式第 4 号（第 3 条関係）</p> <p>[略]</p> <p>住所 氏名</p> <p style="text-align: center;"><u>充填設備変更許可書</u></p> <p>年 月 日付け第 号で申請のあつた充填設備の変更については、<u>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 3 7 条の 4 第 3 項で準用する同法第 3 7 条の 2 第 1 項の規定による許可をします。</u></p> <p>[略]</p> |

様式第 1 2 号の次に次の 2 様式を加える。

様式第13号（第6条関係）

意見書交付申請書

年 月 日

（宛先）さいたま市消防長

事業所所在地

代表者氏名

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に定めるところにより、貯蔵施設等の許可を受けたいので、同法第36条第2項又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第56条第2項に規定する意見書の交付を、別添関係書類を添えて申請します。

1 名称

2 所在地

3 貯蔵施設等の種類

4 概要

様式第14号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

さいたま市消防長



意見書

年 月 日付け第 号で

から、液化石油ガスの貯蔵施設等の許可を受けるため意見を求められましたが、これについての意見は、次のとおりです。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 | | | | | | | | | | | | |
|--|-----|--|-------------------------|-----|-----|--|---|-----|--|-------------------------|-----|-----|--|
| <p>様式第15号（第7条関係）</p> <p style="text-align: center;">充填設備休止届書</p> <p>[略]</p> <p>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第1項の許可を受けた充填設備について、使用を<u>休止した</u>ので届け出ます。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">使用を<u>休止し</u> た充填設備</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> </table> <p>様式第16号（第7条関係）</p> <p>[略]</p> | [略] | | 使用を <u>休止し</u> た充填設備 | [略] | [略] | | <p>様式第5号（第4条関係）</p> <p style="text-align: center;">充填設備休止届書</p> <p>[略]</p> <p>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第1項の許可を受けた充填設備について、使用を<u>休止したい</u>ので届け出ます。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">使用を<u>休止す</u> る充填設備</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> </table> <p>様式第6号（第4条関係）</p> <p>[略]</p> | [略] | | 使用を <u>休止す</u> る充填設備 | [略] | [略] | |
| [略] | | | | | | | | | | | | | |
| 使用を <u>休止し</u> た充填設備 | [略] | | | | | | | | | | | | |
| [略] | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | | | | | | | | | | | | | |
| 使用を <u>休止す</u> る充填設備 | [略] | | | | | | | | | | | | |
| [略] | | | | | | | | | | | | | |

様式第16号の次に次の1様式を加える。

様式第17号（第8条関係）

液化石油ガス販売事業又は保安業務実施状況報告書

年 月 日

（宛先）さいたま市長

（代表者）氏 名

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第132条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 共通事項

| | |
|------------------|--------------------|
| 報告事業年度 | 年度（ 年 月 日 ～ 年 月 日） |
| 販売所（事業所） の名称 | |
| 販売所（事業所） の所在地 | |

3 保安業務実施状況報告事項

(1) 保安機関認定の有無及び認定番号・認定期限

| | |
|-----------|-----|
| 保安機関認定の有無 | 有 無 |
|-----------|-----|

| | |
|------|--|
| 認定番号 | |
|------|--|

| | |
|------|---------|
| 認定期限 | 年 月 日まで |
|------|---------|

(2) 保安業務資格者数

| | |
|-----------|---|
| 保安業務資格者の数 | 人 |
|-----------|---|

| | |
|-----|---|
| ※の数 | 人 |
|-----|---|

※保安業務に係る技術的能力の基準等の細目を定める告示（平成9年通商産業省告示第122号）第2条第1号又は第2号に規定する数

(3) 保安業務に係る一般消費者等の数

| 保安業務の区分 | 保安業務計画書に記載した数 | 保安業務を行うべき数 | | 当該事業年度に保安業務を実施した数 | |
|---------------|---------------|------------|----|-------------------|-----------------|
| | | 自社 | 受託 | 自社 | 受託 |
| ①供給開始時点検・調査 | 戸 | 戸 | 戸 | 戸 うち再調査戸 | 戸 うち再調査戸 |
| ②容器交換時等供給設備点検 | 戸 | 戸 | 戸 | 戸 | 戸 |
| ③定期供給設備点検 | 戸 | 戸 | 戸 | 戸 うち拒否数戸 | 戸 うち拒否数戸 |
| ④定期消費設備調査 | 戸 | 戸 | 戸 | 当年調査戸 うち完了数戸 | 当年調査戸 うち完了数戸 |

| | | | | | |
|--------|---|---|---|--|--|
| | | | | 拒否数 戸 不在数 戸 当年再調査 戸 うち完了数 戸 拒否数 戸 不在数 戸 | 拒否数 戸 不在数 戸 当年再調査 戸 うち完了数 戸 拒否数 戸 不在数 戸 |
| ⑤周知 | 戸 | 戸 | 戸 | 戸 うち書面配布 戸 電子メール 戸 ファイル記録 戸 記録媒体 戸 | 戸 うち書面配布 戸 電子メール 戸 ファイル記録 戸 記録媒体 戸 |
| ⑥緊急時対応 | 戸 | 戸 | 戸 | 戸 | 戸 |
| ⑦緊急時連絡 | 戸 | 戸 | 戸 | 戸 | 戸 |

(4) 保安機関の役員又は構成員の変更の内容

| |
|--|
| |
|--|

(備考)

- 1 定期消費設備調査の「当該事業年度に保安業務を実施した数」の欄における「不在数」には、調査又は再調査のために3回以上訪問したが、不在で調査又は再調査ができない一般消費者等の数を記載すること。
- 2 「保安業務を行うべき数」の欄及び「当該事業年度に保安業務を実施した数」の欄における「受託」の欄には、他の液化石油ガス販売事業者から受託した保安業務に係る一般消費者等の数を記載すること。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|--|------------|-----|------------|-----|---------------|-----------------------------|-----|--|--|-----|--|--------------|-----|------------|-----|-----|--|
| <p>様式第18号（第8条関係）</p> <p style="text-align: center;">充填事業報告書</p> <p>[略]</p> <p>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第132条の規定により、<u>下記のとおり</u>報告します。</p> <p style="text-align: center;"><u>記</u></p> <p>1～6 [略]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">[略]</div> | <p>様式第7号（第5条関係）</p> <p style="text-align: center;">充填事業報告書</p> <p>[略]</p> <p>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第132条の規定により、報告します。</p> <p>1～6 [略]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">[略]</div> | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>様式第19号（第9条関係）</p> <p style="text-align: center;">名称等変更届書</p> <p>[略]</p> <p>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（<u>第36条第1項・第37条の4第1項</u>）の許可を受けた（<u>貯蔵施設・特定供給設備・充填設備</u>）について、名称等に変更が生じたので届け出ます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>所在地</u></td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">事業所（本社）所在地</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">施設等の区分</td> <td style="text-align: center;">貯蔵施設 ・ 特定供給設備 ・ 充填設備</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> </table> | [略] | | <u>所在地</u> | [略] | 事業所（本社）所在地 | [略] | 施設等の区分 | 貯蔵施設 ・ 特定供給設備 ・ 充填設備 | [略] | | <p>様式第8号（第6条関係）</p> <p style="text-align: center;">名称等変更届書</p> <p>[略]</p> <p>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律<u>第37条の4第1項</u>の許可を受けた<u>充填設備</u>について、名称等に変更が生じたので届け出ます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>本拠所在地</u></td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">事務所（本社）所在地</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> </table> | [略] | | <u>本拠所在地</u> | [略] | 事務所（本社）所在地 | [略] | [略] | |
| [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <u>所在地</u> | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業所（本社）所在地 | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 施設等の区分 | 貯蔵施設 ・ 特定供給設備 ・ 充填設備 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <u>本拠所在地</u> | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事務所（本社）所在地 | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のさいたま市液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行細則の規定により作成されている様式に

については、当分の間、使用することができる。

さいたま市規則第69号

さいたま市生活困窮者自立支援法施行細則の一部を改正する規則

さいたま市生活困窮者自立支援法施行細則（平成27年さいたま市規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 | | | | | | | | |
|--|----------------------------|-----|-----|--------------------|--|----------------------------|-----|-----|--------------------|
| <p>様式第1号（第2条関係） （表）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">住居確保給付金支給決定通知書</p> <p>[略]</p> <p>3 支給方法 <input type="checkbox"/> 住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者の口座に振り込むことにより、支給決定者に対する支給とする。</p> <p><input type="checkbox"/> <u>支給決定者において、クレジットカードや納付書を使用する方法又は家賃債務保証業者が当該支給決定者に代わって賃料の支払に係る債務の弁済を行う方法により、貸主又は貸主から委託を受けた事業者</u>に賃料が確実に支払われることを条件として、支給決定者に支給する。</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">（裏）</p> <p>[略]</p> <p>様式第3号（第3条関係） （表）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">生活困窮者住居確保給付金支給申請書（期間（再）延長）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑤ 申請者及び申請者と同一の世帯に属</td> </tr> </table> | 生活困窮者住居確保給付金支給申請書（期間（再）延長） | [略] | [略] | ⑤ 申請者及び申請者と同一の世帯に属 | <p>様式第1号（第2条関係） （表）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">住居確保給付金支給決定通知書</p> <p>[略]</p> <p>3 支給方法 <input type="checkbox"/> 住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者の口座に振り込むことにより、支給決定者に対する支給とする。</p> <p><input type="checkbox"/> 支給決定者において<u>クレジットカード</u>を使用する方法により<u>貸主</u>又は貸主から委託を受けた事業者に賃料が確実に支払われることを条件として、支給決定者に支給する。</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">（裏）</p> <p>[略]</p> <p>様式第3号（第3条関係） （表）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">生活困窮者住居確保給付金支給申請書（期間（再）延長）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑤ 申請者及び申請者と同一の世帯に属</td> </tr> </table> | 生活困窮者住居確保給付金支給申請書（期間（再）延長） | [略] | [略] | ⑤ 申請者及び申請者と同一の世帯に属 |
| 生活困窮者住居確保給付金支給申請書（期間（再）延長） | | | | | | | | | |
| [略] | | | | | | | | | |
| [略] | | | | | | | | | |
| ⑤ 申請者及び申請者と同一の世帯に属 | | | | | | | | | |
| 生活困窮者住居確保給付金支給申請書（期間（再）延長） | | | | | | | | | |
| [略] | | | | | | | | | |
| [略] | | | | | | | | | |
| ⑤ 申請者及び申請者と同一の世帯に属 | | | | | | | | | |

申立事項

する者の収入及び預貯金が次のとおりであること。

| | | |
|-----|-----|-----|
| [略] | | [略] |
| 続柄 | [略] | |
| [略] | | [略] |
| [略] | | |

※ 申請日の属する月の収入（月額）が確実に推計できる場合はその額を、変動あるときは収入の確定している直近3箇月間の平均収入を記載する。雇用保険の失業等給付、各種年金等も合算する。

[略]

私の個人情報、住居確保給付金の支給並びに臨時特例つなぎ資金及び総合支援資金の貸付を行うために必要となる範囲で、都道府県等、公共職業安定所、職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第9項に規定する特定地方公共団体、同条第10項に規定する職業紹介事業者であって地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行う者、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて了承します。

[略]

(裏)

[略]

様式第4号（第3条関係）

(表)

[略]

住居確保給付金支給決定通知書（期間（再）延長）

[略]

- 3 支給方法 住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者の口座に振り込むことにより、支給決定者に対する支給とする。
- 支給決定者において、クレジットカードや納付書を使用する方法又は家賃債務保証業者が当該支給決定者に代わって賃料の支払に係る債務の弁済を行う方法により、貸主又は貸主から委託を受けた事業者に賃料が確実に支払われることを条件として、支給決定者に支給する。

[略]

申立事項

する者の収入及び預貯金が次のとおりであること。

| | | |
|-----|-----|-----|
| [略] | | [略] |
| 続柄 | [略] | |
| 性別 | | [略] |
| [略] | | |
| [略] | | [略] |
| [略] | | |

※ 申請日の属する月の収入（月額）が確実に推計できる場合はその額を、変動あるときは収入の確定している直近3箇月間の平均収入を記載する。失業等給付、児童扶養手当等各種手当も合算する。

[略]

私の個人情報、住居確保給付金の支給並びに臨時特例つなぎ資金及び総合支援資金の融資を行うために必要となる範囲で、都道府県等、公共職業安定所、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて了承します。

[略]

(裏)

[略]

様式第4号（第3条関係）

(表)

[略]

住居確保給付金支給決定通知書（期間（再）延長）

[略]

- 3 支給方法 住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者の口座に振り込むことにより、支給決定者に対する支給とする。
- 支給決定者においてクレジットカードを使用する方法により貸主又は貸主から委託を受けた事業者に賃料が確実に支払われることを条件として、支給決定者に支給する。

[略]

[略]

(裏)

[略]

(裏)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

さいたま市規則第70号

さいたま市立病院管理規則の一部を改正する規則

さいたま市立病院管理規則（平成13年さいたま市規則第145号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | | | 改正前 | | |
|--------------|----------------|---|--------------|-----|--|
| 別表第2（第13条関係） | | | 別表第2（第13条関係） | | |
| [略] | | | [略] | | |
| 検査料 | [略] | | 検査料 | [略] | |
| 再生医療料 | 血小板由来因子濃縮物注入療法 | 150,000円 (ただし、感染症検査及び無菌安全検査の結果、血小板由来因子濃縮物注入療法ができないと判断された場合は、12,000円) | | | |
| 運動機能評価料 | ロコモ検診 | | 30,000円 | | |
| | 運動能力評価 | 筋力評価 | 5,000円 | | |
| | | 心肺機能評価 | 16,000円 | | |
| | | 動作解析 | 12,000円 | | |
| [略] | | | [略] | | |
| 備考 [略] | | | 備考 [略] | | |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

さいたま市規則第71号

さいたま市土砂のたい積等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市土砂のたい積等の規制に関する条例施行規則（平成15年さいたま市規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">（届出とする許可等の処分その他の行為）</p> <p>第6条 条例第9条第1項第3号の規則で定める許可等の処分その他の行為は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(10) [略]</p> <p>(11) <u>宅地造成及び特定盛土等規制法</u>（昭和36年法律第191号）<u>第12条第1項又は第30条第1項</u>の許可（同法第15条又は第34条の規定により許可があったものとみなされる場合を含む。）</p> <p>(12)～(20) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p style="text-align: center;">（許可の基準）</p> <p>第12条 条例第11条第1項の規則で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 条例第11条第1項第2号に関する基準 ア・イ [略]</p> <p>ウ <u>擁壁は、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令</u>（昭和37年政令第16号）<u>第8条</u>の規定により設置する擁壁の例によるものであること。</p> <p>エ [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>2 [略]</p> | <p style="text-align: center;">（届出とする許可等の処分その他の行為）</p> <p>第6条 条例第9条第1項第3号の規則で定める許可等の処分その他の行為は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(10) [略]</p> <p>(11) <u>宅地造成等規制法</u>（昭和36年法律第191号）<u>第8条第1項</u>の許可（同法第11条の規定により許可があったものとみなされる場合を含む。）</p> <p>(12)～(20) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p style="text-align: center;">（許可の基準）</p> <p>第12条 条例第11条第1項の規則で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 条例第11条第1項第2号に関する基準 ア・イ [略]</p> <p>ウ <u>擁壁は、宅地造成等規制法施行令</u>（昭和37年政令第16号）<u>第6条</u>の規定により設置する擁壁の例によるものであること。</p> <p>エ [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>2 [略]</p> |

附 則

この規則は、令和5年5月26日から施行する。

さいたま市規則第72号

さいたま市会計管理者補助組織設置規則の一部を改正する規則

さいたま市会計管理者補助組織設置規則（平成19年さいたま市規則第29号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| (分掌事務) 第3条 課の分掌事務は、次のとおりとする。 出納課 (1)～(7) [略] <u>(8)</u> [略] <u>(9)</u> [略] <u>(10)</u> [略] <u>(11)</u> [略] <u>(12)</u> [略] <u>(13)</u> [略] <u>(14)</u> [略] <u>(15)</u> [略] <u>(16)</u> [略] <u>(17)</u> [略] <u>(18)</u> [略] <u>(19)</u> [略] <u>(20)</u> [略] <u>(21)</u> [略] <u>(22)</u> [略] [略] | (分掌事務) 第3条 課の分掌事務は、次のとおりとする。 出納課 (1)～(7) [略] <u>(8) 県民税の払込みに関すること。</u> <u>(9)</u> [略] <u>(10)</u> [略] <u>(11)</u> [略] <u>(12)</u> [略] <u>(13)</u> [略] <u>(14)</u> [略] <u>(15)</u> [略] <u>(16)</u> [略] <u>(17)</u> [略] <u>(18)</u> [略] <u>(19)</u> [略] <u>(20)</u> [略] <u>(21)</u> [略] <u>(22)</u> [略] <u>(23)</u> [略] [略] |

附 則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。

さいたま市規則第73号

さいたま市公印規則の一部を改正する規則

さいたま市公印規則（平成13年さいたま市規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | | | | | | | 改正前 | | | | | | |
|-------------------------------|---------------|--------|------------------------|--------|----------|-----|-------------------------------|---------------|--------|------------------------|--------|----------|-----|
| 別表第1（第5条、第8条関係） | | | | | | | 別表第1（第5条、第8条関係） | | | | | | |
| (1) [略] | | | | | | | (1) [略] | | | | | | |
| (2) 職印 | | | | | | | (2) 職印 | | | | | | |
| ア～オ [略] | | | | | | | ア～オ [略] | | | | | | |
| カ その他の印 | | | | | | | カ その他の印 | | | | | | |
| 公印の 名称 | ひな 形番 号 | 書 体 | 寸法（ ミリメ ートル ） | 個 数 | 使用区 分 | 保管者 | 公印の 名称 | ひな 形番 号 | 書 体 | 寸法（ ミリメ ートル ） | 個 数 | 使用区 分 | 保管者 |
| [略] | | | | | | | [略] | | | | | | |
| さいた ま市立 保育園 長印 | [略] | | | 5 | [略] | | さいた ま市立 保育園 長印 | [略] | | | 6 | [略] | |
| | | | | 9 | | | | | | | 0 | | |
| [略] | | | | | | | [略] | | | | | | |
| キ～ケ [略] | | | | | | | キ～ケ [略] | | | | | | |
| コ 現金取扱員領収印 | | | | | | | コ 現金取扱員領収印 | | | | | | |
| 公印の 名称 | ひな 形番 号 | 書 体 | 寸法（ ミリメ ートル ） | 個 数 | 使用区 分 | 保管者 | 公印の 名称 | ひな 形番 号 | 書 体 | 寸法（ ミリメ ートル ） | 個 数 | 使用区 分 | 保管者 |
| さいた ま市現 金取扱 員領収 印 | [略] | | | 2 | [略] | | さいた ま市現 金取扱 員領収 印 | [略] | | | 2 | [略] | |
| | | | | 1 | | | | | | | 1 | | |
| [略] | | | | | | | [略] | | | | | | |
| [略] | | | | | | | [略] | | | | | | |

附 則

この規則は、令和5年6月26日から施行する。

さいたま市規則第74号

さいたま市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

さいたま市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則（平成25年さいたま市規則第73号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">(要安全確認計画記載建築物の耐震診断の結果の報告の添付書類)</p> <p><u>第2条 省令第5条第4項の規定により市長が規則で定める書類は、次に掲げるものとする。</u></p> <p><u>(1) 報告に係る建築物の耐震診断を行った者が省令第5条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書類の写し</u></p> <p><u>(2) 第三者判定機関（耐震診断の結果及び建築物の耐震改修の計画に関する判定を行うことができる機関として市長が認めるものをいう。以下同じ。）が報告に係る建築物の耐震診断の結果を証する書類又はこれに準じるものとして市長が適当と認めた書類</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、市長は、同項に規定する書類の添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(建築物の耐震改修の計画の認定の申請書の添付書類)</p> <p><u>第3条 省令第28条第2項の規定により市長が規則で定める書類は、第三者判定機関が申請に係る法第17条第3項第1号の国土交通大臣が定める基準に適合していることを証する書類とする。</u></p> | <p style="text-align: center;">(建築物の耐震改修の計画の認定の申請書の添付書類)</p> <p><u>第2条 省令第28条第2項の規定により市長が規則で定める書類は、第三者判定機関（耐震診断の結果及び建築物の耐震改修の計画に関する判定を行うことができる機関として市長が認めるものをいう。以下同じ。）が申請に係る法第17条第3項第1号の国土交通大臣が定める基準に適合していることを証する書類とする。</u></p> |

第4条 [略]

第5条 [略]

第3条 [略]

第4条 [略]

(要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断の結果の報告書の添付書類)

第5条 省令附則第3条において準用する省令第5条第4項の規定により市長が規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 報告に係る建築物の耐震診断を行った者が省令第5条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書類の写し

(2) 第三者判定機関が報告に係る建築物の耐震診断の結果を証する書類又はこれに準じるものとして市長が適当と認めた書類

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、市長は、同項に規定する書類の添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

附 則

この規則は、令和5年7月5日から施行する。

さいたま市規則第75号

さいたま市市税条例施行規則の一部を改正する規則

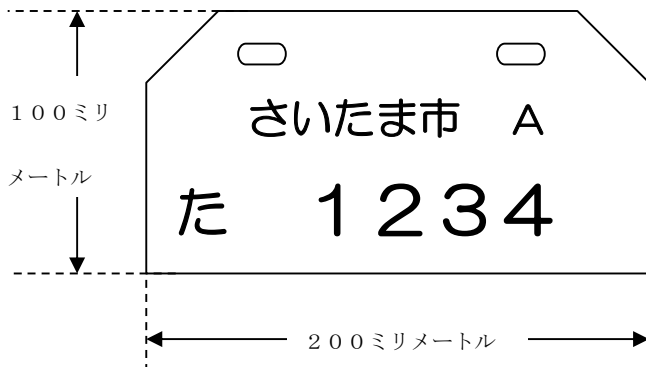
さいたま市市税条例施行規則（平成13年さいたま市規則第64号）の一部を次のように改正する。

様式第93号（その2）及び様式第94号を次のように改める。

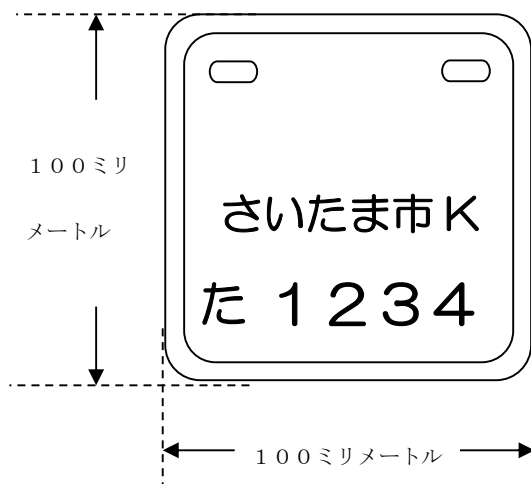
様式第93号(その2) (別表第1関係)

1 条例第91条第1号アの原動機付自転車標識のひな型

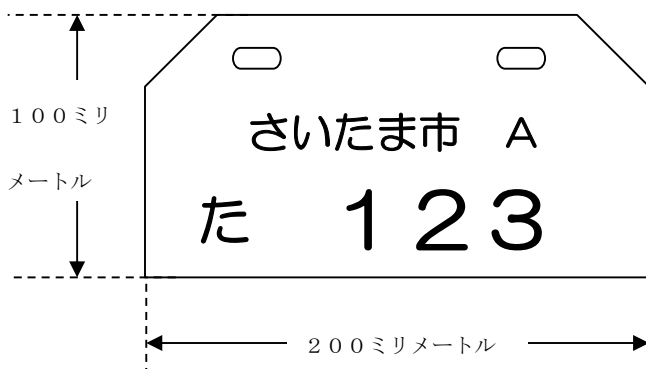
(1) 特定小型原動機付自転車以外の標識のひな型



(2) 特定小型原動機付自転車の標識のひな型



2 条例第91条第1号イ及びウの原動機付自転車標識のひな型



3 条例第9 1条第1号エの原動機付自転車標識及び条例第9 1条第2号イの小型特殊自動車標識のひな型



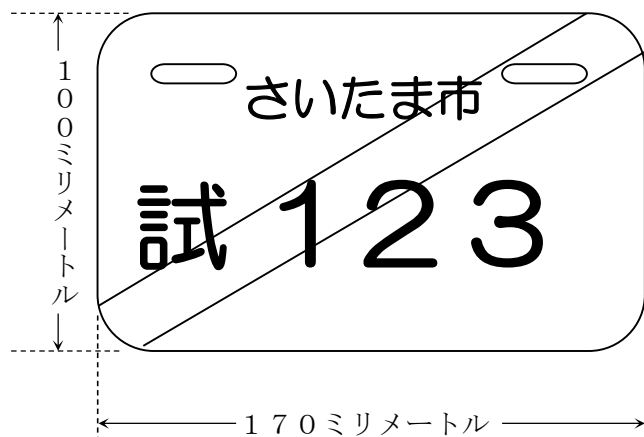
4 標識の文字の塗色は濃紺色とし、様式の地の塗色は次に掲げるところによる。

- (1) 条例第9 1条第1号アの原動機付自転車 白色
- (2) 条例第9 1条第1号イの原動機付自転車 薄黄色
- (3) 条例第9 1条第1号ウの原動機付自転車 薄桃色
- (4) 条例第9 1条第1号エの原動機付自転車 薄青色
- (5) 条例第9 1条第2号イの小型特殊自動車 薄緑色

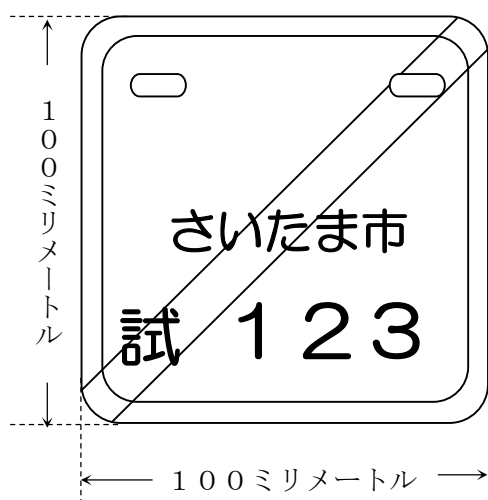
様式第94号（別表第1関係）

1 条例第99条第1項の試乗用標識のひな型

(1) 特定小型原動機付自転車以外の試乗用標識のひな型



(2) 特定小型原動機付自転車の試乗用標識のひな型



2 様式の塗色は、次に掲げるところによる。

- (1) 標識の文字 濃紺色
- (2) 標識の地 白色
- (3) 標識の斜線 赤色

附 則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。

さいたま市規則第76号

さいたま市放課後児童クラブ条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市放課後児童クラブ条例施行規則（平成13年さいたま市規則第121号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">(入室の手続)</p> <p>第2条 条例第1条に規定するクラブ（以下「クラブ」という。）へ入室しようとするときは、当該児童の保護者（条例第6条に規定する保護者をいう。以下同じ。）において、放課後児童クラブ入室申込書（様式第1号）に次の書類を添付して市長に申し込まなければならない。</p> <p>(1) 家庭状況調書（<u>様式第2号</u>）</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) <u>前2号</u>に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類</p> <p>2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、これを審査の上、クラブの入室の可否を決定し、放課後児童クラブ入室可否決定通知書（<u>様式第3号</u>）を当該申込者に通知するものとする。</p> <p style="text-align: center;">(退室の手続等)</p> <p>第3条 保護者は、前条の規定により入室の決定を受けた児童（以下「入室児童」という。）がクラブを退室しようとするときは、放課後児童クラブ退室届（<u>様式第4号</u>）を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、クラブの入室児童が入室対象児童でなくなったと認めるときは、放課後児童クラブ退室決定通知書（<u>様式第5号</u>）により当該保護者に通知するものとする。</p> | <p style="text-align: center;">(入室の手続)</p> <p>第2条 条例第1条に規定するクラブ（以下「クラブ」という。）へ入室しようとするときは、当該児童の保護者（条例第6条に規定する保護者をいう。以下同じ。）において、放課後児童クラブ入室申込書（様式第1号）に次の書類を添付して市長に申し込まなければならない。</p> <p>(1) <u>勤務証明書（様式第2号）</u></p> <p>(2) 家庭状況調書（<u>様式第3号</u>）</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) <u>前3号</u>に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類</p> <p>2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、これを審査の上、クラブの入室の可否を決定し、放課後児童クラブ入室可否決定通知書（<u>様式第4号</u>）を当該申込者に通知するものとする。</p> <p style="text-align: center;">(退室の手続等)</p> <p>第3条 保護者は、前条の規定により入室の決定を受けた児童（以下「入室児童」という。）がクラブを退室しようとするときは、放課後児童クラブ退室届（<u>様式第5号</u>）を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、クラブの入室児童が入室対象児童でなくなったと認めるときは、放課後児童クラブ退室決定通知書（<u>様式第6号</u>）により当該保護者に通知するものとする。</p> |

様式第2号を削る。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|----------------------------------|----------------------------------|
| <u>様式第2号(その1)</u> (第2条関係) [略] | <u>様式第3号(その1)</u> (第2条関係) [略] |
| <u>様式第2号(その2)</u> (第2条関係) [略] | <u>様式第3号(その2)</u> (第2条関係) [略] |
| <u>様式第3号</u> (第2条関係) [略] | <u>様式第4号</u> (第2条関係) [略] |
| <u>様式第4号</u> (第3条関係) [略] | <u>様式第5号</u> (第3条関係) [略] |
| <u>様式第5号</u> (第3条関係) [略] | <u>様式第6号</u> (第3条関係) [略] |

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のさいたま市放課後児童クラブ条例施行規則の規定により作成されている様式については、当分の間、使用することができる。